

# 令和8年第1回与論町議会定例会会議録

## 目 次

会期日程	(4)
<b>第1日(3月3日)</b>	
開 会	5
開 議	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
町長の施政方針説明	6
議案第 8号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	19
議案第 9号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	22
議案第10号 与論町土地開発基金条例の一部を改正する条例	23
議案第11号 与論町地域福祉基金条例の一部を改正する条例	24
議案第12号 与論町子ども第三の居場所の設置及び管理に関する条例	26
議案第13号 与論町ふるさと・水と土保全基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例	27
議案第14号 与論町水道事業給水条例の一部を改正する条例	28
議案第15号 令和7年度与論町一般会計補正予算(第10号)	29
議案第16号 令和7年度与論町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	30
議案第17号 令和7年度与論町介護保険特別会計補正予算(第4号)	31
議案第18号 令和7年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	32
議案第19号 令和8年度与論町一般会計予算	34
議案第20号 令和8年度与論町国民健康保険特別会計予算	35
議案第21号 令和8年度与論町介護保険特別会計予算	35
議案第22号 令和8年度与論町後期高齢者医療特別会計予算	36
議案第23号 令和8年度与論町と畜場特別会計予算	36
議案第24号 令和8年度与論町水道事業会計予算	37
議案第25号 令和8年度与論町下水道事業会計予算	38
特別委員会設置及び委員の選任について	38
議案第26号 与論町防災関連施設整備事業(砂美地来館屋根防水塗装改修工事に係る建設工事請負変更契約の締結について(追認)	39

散 会	40
-----	----

## 第2日（3月10日）

一般質問	44
林 敏治議員	44
吉田 勉議員	55
高田豊繁議員	70
池田理恵議員	80
散 会	94

## 第3日（3月12日）

議案第12号	与論町子ども第三の居場所の設置及び管理に関する条例（総務 厚生文教常任委員長報告）	99
議案第19号	令和8年度与論町一般会計予算	100
議案第20号	令和8年度与論町国民健康保険特別会計予算	100
議案第21号	令和8年度与論町介護保険特別会計予算	100
議案第22号	令和8年度与論町後期高齢者医療特別会計予算	100
議案第23号	令和8年度与論町と畜場特別会計予算	100
議案第24号	令和8年度与論町水道事業会計予算	100
議案第25号	令和8年度与論町下水道事業会計予算	100
議案第27号	与論町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条 例	103
議案第28号	与論町介護保険条例の一部を改正する条例	104
議案第29号	令和7年度与論町一般会計補正予算（第11号）	105
議案第30号	与論町過疎地域持続的発展計画の策定について	106
議案第31号	与論町防災関連施設整備事業（砂美地来館屋根防水塗装改修工 事）に係る建設工事請負変更契約の締結について	107
陳情第 1号	高齢者・障害者等弱者の生活困難を防ぐための段ボール及び粗 大ごみ回収体制の新設・改善に関する陳情（環境経済建設常任 委員長報告）	108
発議第 1号	町長の専決事項の指定について（高田豊繁議員ほか2人提出）	110
所管事務調査報告	（総務厚生文教常任委員長）	111
所管事務調査報告	（環境経済建設常任委員長）	113
議員派遣の件		116

閉会中の継続審査・調査について .....	117
閉 会 .....	117

令和8年第1回(3月)定例会会期日程

月 日	曜 日	日 程
3月3日	火	本会議(開会、施政方針、議案審議) 予算審査特別委員会(令和8年度事業予定箇所調査)
3月4日	水	予算審査特別委員会
3月5日	木	予算審査特別委員会 常任委員会
3月6日	金	常任委員会
3月7日	土	
3月8日	日	
3月9日	月	
3月10日	火	本会議(一般質問) 常任委員会
3月11日	水	予備日(議事整理日)
3月12日	木	議会運営委員会 全員協議会 本会議(閉会)

# 令和8年第1回与論町議会定例会

第 1 日

令和8年3月3日

**令和8年第1回与論町議会定例会会議録**  
令和8年3月3日（火曜日）午前9時00分開会

1 議事日程（第1号）

開会の宣告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 町長の施政方針説明

第5 議案第 8号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

第6 議案第 9号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第7 議案第10号 与論町土地開発基金条例の一部を改正する条例

第8 議案第11号 与論町地域福祉基金条例の一部を改正する条例

第9 議案第12号 与論町子ども第三の居場所の設置及び管理に関する条例

第10 議案第13号 与論町ふるさと・水と土保全基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

第11 議案第14号 与論町水道事業給水条例の一部を改正する条例

第12 議案第15号 令和7年度与論町一般会計補正予算（第10号）

第13 議案第16号 令和7年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

第14 議案第17号 令和7年度与論町介護保険特別会計補正予算（第4号）

第15 議案第18号 令和7年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

第16 議案第19号 令和8年度与論町一般会計予算

第17 議案第20号 令和8年度与論町国民健康保険特別会計予算

第18 議案第21号 令和8年度与論町介護保険特別会計予算

第19 議案第22号 令和8年度与論町後期高齢者医療特別会計予算

第20 議案第23号 令和8年度与論町と畜場特別会計予算

第21 議案第24号 令和8年度与論町水道事業会計予算

第22 議案第25号 令和8年度与論町下水道事業会計予算

第23 特別委員会設置及び委員の選任について

第24 議案第26号 与論町防災関連施設整備事業（砂美地来館屋根防水塗装改修工事）に係る建設工事請負変更契約の締結について（追認）

2 出席議員（10人）

1番 池田理恵 議員

2番 川内恵司 議員

3番 吉田 勉 議員	4番 吉田 剛 議員
5番 原 栄徳 議員	6番 遠山 勝也 議員
7番 高田 豊繁 議員	8番 大田 英勝 議員
9番 林 敏治 議員	10番 沖野 一雄 議員

3 欠席議員（0人）                      欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（20人）

町 長 田畑 克夫 君	副町長 山下 哲博 君
教育長 中山 義和 君	総務企画課長 龍野 勝志 君
会計管理者兼会計課長 柳田 庫呂 君	税務課長 坂元 守 君
こども未来課長 光 俊樹 君	町民生活課長 山下 高明 君
健康長寿課長 山下 真紀 君	産業課長 堀田 哲也 君
耕地課長 喜村 一隆 君	商工観光課長 麓 誘市郎 君
建設課長 裾分 望嗣 君	水道課長 富永 淳 君
環境課長 大馬 福德 君	教育委員会事務局長兼学務課長 竹村 栄作 君
生涯学習課長 松村 誠司 君	与論こども園長 吉田 朋子 君
茶花こども園長 川北 英代 君	児童発達支援センター所長 池田 いつみ 君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長 林 健太郎 君	書記 谷山 智美 君
--------------	------------

開会 午前9時00分

-----○-----

- 議長（沖野一雄議員） ただいまから令和8年第1回与論町議会定例会を開会します。  
これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（沖野一雄議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、2番川内恵司議員、5番原栄徳議員を指名します。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定

- 議長（沖野一雄議員） 日程第2、会期決定の件を議題にします。  
お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月12日までの10日間にしたい  
と思います。  
御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。  
したがって、会期は、本日から3月12日までの10日間に決定しました。

-----○-----

#### 日程第3 諸般の報告

- 議長（沖野一雄議員） 日程第3、諸般の報告を行います。  
報告事項につきましては配付してありますが、その概要につきましては、事務局  
長に朗読させます。  
なお、本会議に提出されました請願・陳情につきましては、請願・陳情文書表の  
とおり、関係常任委員会で審査をお願いします。  
事務局長。

- 議会事務局長（林 健太郎君） おはようございます。諸般の報告をいたします。  
監査委員から令和8年1月分の例月現金出納検査結果報告書が提出されています  
が、その写し（出納検査結果報告書については一部の写し）を配付してありますの  
で、御一読ください。  
なお、閉会中における町外での会議・活動等については、次のとおりです。  
また、議会だよりについては、12月の定例会の内容を特集した「よろんちょう  
議会だより第158号」を全世帯及び関係機関等に配布してありますが、編集作業  
に当たった広報委員をはじめ、御協力いただきました関係者の皆様に感謝申し上げ  
ます。

以上で報告を終わります。

○議長（沖野一雄議員） これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

#### 日程第4 町長の施政方針説明

○議長（沖野一雄議員） 日程第4、町長の施政方針の説明を求めます。

田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 皆さんおはようございます。施政方針を述べる前に、3月2日の昨日、第55回の与論高等学校の卒業式が滞りなく終わりました。45人の生徒が島を3月いっぱいには去るということで、県内でも有数の進学校となった与論高校の卒業式は、大変県内でも誇れる卒業式ではなかったかなと思っています。そしてまた昨日、3月の牛の競りが行われました。細かい数字はあれですが、去勢雄の方で平均して77万円、1月場所よりも7万円近く、6万9000円ぐらいアップしたと。雌の方も68万円が平均ということで、それも6万円ぐらいのアップということで、いい報告をして施政方針を述べたいと思います。よろしく願いいたします。

はじめに、令和8年第1回与論町議会定例会の開会に際し、与論町の令和8年度一般会計及び各特別会計の予算案、並びに関連議案について御審議をお願いするに当たり、与論町長として新年度の町政運営に臨む所信の一端を申し述べ、町民及び議員の皆様の御理解と御支援を賜りたいと存じます。

昨年を振り返りますと、令和7年は昭和元年から数えて100年となる年であるとともに、昭和20年の終戦から80年となる節目の年でありました。

統計を紐解きますと、大正9年から我が国が実施している国勢調査において、本町の人口が最も多い年として昭和10年の8,630人という記録が残っています。

昭和の時代は、その初期において島内初となる動力製糖工場が整備されたほか、島内で自動車や脱穀機が登場するなど、与論島における近代的な産業経済活動の萌芽となる環境整備が行われ始めた時期でもありました。新たな時代とともに登場した数々の近代的な機械や施設を目の当たりにし、豊かで幸せな島の未来に夢を抱いた人々も多かったのではと推測されます。

しかしながら歴史が教えるところでは、その後の国際情勢の緊迫化を経て太平洋戦争の開戦へと至り、本町からも多くの方々が各地の戦場に赴かれたほか、一般住民の皆様の多くも戦争が激化する中で満州開拓団として中国大陸へ移住され、凄惨な戦禍の中で貴い命が失われるなど、この島にとりましても耐え難い災禍の時代となりました。

終戦を迎え、辛くも生き残ることができた方々も、その後の米軍による占領統治や食糧難など多くの困難に直面する中で、この島の暮らしを守り続けるために大変な努力を重ねて来られました。

これら多くの方々の努力により、終戦後の昭和期においては祖国復帰や町制の施行、産業・交通インフラの整備、医療・教育・福祉の充実など今日の我々の生活の礎となる多くの生活環境が整備されてまいりました。

時を経て、この100年の我が郷土の歩みに想いを馳せるとき、改めて先人の歩んだ筆舌に尽くしがたい苦難の道のりと大いなる努力の足跡に深甚なる敬意を表するとともに、今を生きる私たちに託されたこの島の営みを次の世代へとしっかりつなぐことの責任の重みを実感し、身の引き締まる思いを新たにしているところです。

この島の平和で豊かな暮らしを守り、次世代とつないでいくために、100年の節目を経た「次の一步」となる歩みを着実に踏み出すための、本町の令和8年度における各分野の取り組みについて、我が国及び鹿児島県の施策動向を踏まえつつ、御説明申し上げます。

我が国においては昨年首相が交代し、先月実施されました衆議院議員総選挙を経て政権の基盤が大きく強化されたところと認識しています。この選挙により示された大きな民意の後押しを背景として、今国会にて提示されています我が国の新年度予算編成における基本方針では、今後、安定的な物価上昇とそれを上回る持続的な賃金上昇が実現する「成長型経済」への転換を図ると謳われています。そのために将来世代への責任を果たす「責任ある積極財政」の考え方のもと、経済財政運営を行うとの方針が示されており、政治の安定を基礎として従来のデフレマインドや投資不足を打破し、日本の底力を引き出す政策への転換を断行することが強調されています。

また、地方自治体への支援についても、長引く物価高騰を背景とする自治体経営への圧迫に対し、「重点支援地方交付金」の更なる拡充や「地方特例交付金」による減税補てんなど通じ、地方公共団体がさまざまな行政課題に対応し行政サービスを安定的に提供できるよう支援策が措置されています。

鹿児島県においては「稼ぐ力」を本物にするために、物価高騰に負けない「強い産業」をつくることを最優先に掲げ、農林水産業分野におけるスマート技術導入への投資をはじめとした産業強化施策を行うほか、人材育成施策において県内就職を条件とした「奨学金返済肩代わり制度」の大幅拡充及びリスキリング支援としてのデジタル技術を学ぶ社会人への支援強化等が示されています。

加えて、防災・減災と医療、災害対策分野のDXとして桜島をはじめとする火山

防災に最新AI予測の導入や、離島・へき地医療のモデル構築を行う予定としています。

これらの施策を中心として、鹿児島県においては「変化への即応」と「未来への先行投資」を基本とした予算編成を行い、国の積極財政という追い風を最大限に捉えながら、県内の各地域の「稼ぐ力」づくりをさらに加速させるための方針が示されています。

これら我が国及び鹿児島県の施策動向を踏まえつつ、本町では令和8年度においても官民双方が連携し果敢なチャレンジを続けることで、単なる国や県の施策のフォロワーとして甘んじることなく、本町の置かれた地理的・社会的条件を活かした先駆的な課題解決への挑戦を通じ、国や県からの投資を引き出すようなトップランナーとなるための取り組みを展開してまいります。

## I 島づくりは人づくり

はじめに、島を未来へとつなぐための喫緊の施策である子育て支援に係る施策の概要について申し上げます。

### (1) 子育て政策

急速に進行する少子化と人口減少に歯止めをかけ、将来にわたり持続可能な地域社会を構築するため、次のとおり出産及び子育て支援策を段階的かつ着実に取り組みます。

#### ①子ども・子育て支援体制の強化と一体的な相談支援の推進

令和9年度からの「こども家庭センター」設置に向け、令和8年度は保健センター改修事業を実施し、妊娠、出産、子育て、家庭に関する相談支援を一体的に行う体制整備を進めてまいります。あわせて、保健、福祉、教育等の関係部門が連携し、支援を必要とする家庭を早期に把握し、切れ目のない支援につなげる仕組みを強化してまいります。

#### ②妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援の充実

安心して妊娠・出産・子育てができる環境を整えるため、産前産後サポート事業を継続実施するとともに、子育て世帯訪問支援事業や子育て世帯情報発信・交流事業を新規で実施してまいります。

また、出産・子育て等の補助金を活用するとともに、町独自の事業である与論町子育て支援金、島外での出産に伴う宿泊費・交通費への公費助成を行う「安心クワナシ支援事業」等、離島特性を踏まえた支援を継続し、経済的・心理的負担の軽減に努めてまいります。

#### ③子ども第三の居場所の運営開始

令和8年度から、新たに「子ども第三の居場所」の運営を開始いたします

す。本事業は、家庭や学校とは異なる、子供が安心して過ごせる場を確保し、一人一人の状況や思いに寄り添った支援を行うことを目的とするものです。

運営に当たっては、スモールスタートにより事業を開始し、子供や保護者、地域の声을丁寧を受け止めながら、与論の子供たちに合った居場所のあり方をともに考え、段階的な充実を図ってまいります。

また、地域との連携を進め、見守り体制の強化や多様な体験の機会を創出することで、地域全体で子供を支える環境づくりを推進してまいります。

#### ④子供の成長を支える生活環境・社会環境の充実

子供が安心して過ごし、健やかに成長していくためには、「子供の育ち」、「親としての育ち」、「地域での支え合い」、「子育て環境の充実」の視点に立った各種支援策の推進が必要です。

このため、本町では、子供の成長段階に応じた支援の充実を図り、家庭と地域が連携した子育て支援に取り組んでまいります。あわせて、町立こども園においては、保育者の労働環境改善や資質向上への支援を行い、保育の質の向上と人材確保を図ることで、安心できる保育・教育環境の充実を進めてまいります。

さらに、令和8年度からは、与論町立こども園の再編整備に向けた基本計画の策定に取り組み、園児一人一人の最善の利益を第一に、保護者や保育者を支える運営体制の整備を進め、「こどもまんなか」の視点に立った持続可能な子育て環境の構築を目指してまいります。

#### (2) 未来を担う若者支援

これからの島づくりを担う若者が希望を持って住める島づくりに取り組むとともに、結婚や子育て世帯となっても切れ目なく続く包括的な視点を持った若年代への支援施策を展開してまいります。

##### ①若い世代に対するライフデザインへの経済的支援

令和7年度に引き続き、所得の少ない若い新婚世帯の新生活を応援し、少子化・子育て対策の一助とするために、引っ越し費用や家賃等の経済的支援を行い、若い世代の結婚や子育てに対する負担感を軽減し、結婚生活や子育てがライフデザインの選択肢となることを推進します。

##### ②子育て世帯を含む若者の広域生活圈活動の支援

「遊ぶところがほしい」、「買い物ができない」、「医療機関が少ない」、「選択肢が少なく閉鎖的だ」など、次世代を担う若年代が持つ島の環境への不満や要望を受け止め、息抜きがしやすく住みやすい島づく

り、若者がさまざまに活動し挑戦ができる島づくりのために、町民の多くが生活圏と認識する沖縄本島との往来の支援策についての効果を調査し、若年世代から選ばれる島づくりを継続的な生活基盤整備として見据えた実証事業を展開してまいります。

## II 豊かな島の生業づくりと安心して暮らせる環境の確保

次に、産業分野及び生活環境整備について申し上げます。

### (1) 商工観光業の振興

はじめに、商工・観光分野に関する諸施策について申し上げます。

まず、昨年度から引き続き商工業分野における「稼ぐ力」の創出に取り組むとともに、ヨロン島観光協会や商工会等が連携したワンストップ支援体制の強化を通じ、島内事業者の社会経済活動の拡大に寄与する環境基盤の整備に努めてまいります。

また、ヨロン島観光協会の体制強化やJALグループとの連携プロジェクトの展開を通じた持続可能な観光に関する取り組みの推進について、次年度も継続して取り組んでまいります。

島内の観光拠点整備については、サザンクロスセンターの展示内容のリニューアルを順次進めるとともに、隣接するゆんぬ体験館や与論グスク等の周辺エリアも含む一体的な利活用を進めることにより、観光客のみにどとまらず地域住民も楽しめるエリアとして利用率の向上を図ります。

また、大金久地区について、令和7年度に開業した渚の交番「M u u r u (ムール)」を核として、国立公園の自然・文化の保全や利活用と、観光事業者や来訪者を含めたエリアマネジメント体制の構築を進めつつ、民間の活力を活かした魅力とにぎわいのある観光拠点の整備に努めてまいります。

沖縄との連携を軸とした広域的な観光・交流需要喚起策につきましては、沖縄北部の自治体や観光団体、交通事業者等との連携を強化・拡充し、広域連携による誘客と効果的な情報発信に努めるほか、ゲートウェイとなる与論港待合所の利便性・快適性の向上による活性化に取り組んでまいります。

### (2) 農水産業の振興

#### ① 農業の振興

我が国の農業を取り巻く環境は、長期的な国際市場の不安定化傾向や円安を起因とした燃油・資材価格高騰などの影響が、依然として本町の農業生産に大きな打撃となる状況が続いており、農業生産コストの全般的な上昇に加え、国内農業市場の縮小や生産農家の高齢化などを背景とした担い手不足の問題など、農業全体における将来への不安が未だ払拭し難い問題

として存在しています。

このような厳しい状況下においても、引き続き国・県への働き掛けや連携の強化を通じ「競争力のある強い産地づくり」を目標に、さとうきび、畜産、輸送野菜、花き、果樹を重点品目とする複合経営の推進を継続してまいります。

さとうきび振興につきましては、引き続き国・県の事業等を活用しつつ、増産計画に基づく振興策を進めるとともに、農地集積や機械導入支援事業等による経営規模拡大に対する経営基盤強化支援、生産安定対策の推進、土づくり及び適期管理作業の推進により、農家の単収向上に努めてまいります。

畜産の振興につきましては、国内の畜産業界全体が厳しい現状にある中、子牛取引価格は回復の兆しが見られますが、長引く景気悪化や物価高騰などによる市場需要の低迷に加え、飼料や資材、燃油などの生産コスト全般の高騰が続いている状況下であり、本町においては、地理的条件不利性も加わることで、さらに不利な経営環境のもと、個々の畜産農家における生産意欲減退が懸念されています。

このことから飼料の生産・確保におけるコストの低減、優良繁殖素牛の導入による商品性の高い子牛生産による生産性の向上など農家経営の安定化施策とあわせて、環境資材導入助成、敷料供給による畜舎環境の改善等環境に配慮した畜産環境の整備事業等による畜産振興に引き続き努めてまいります。

また、耕地面積の少ない本町における農地の有効活用と良質堆肥による土づくりの推進のため、さとうきび作などの耕種農家と連携し、耕畜連携の更なる推進に努めます。

園芸の振興につきましては、輸送野菜の生産拡大・品質向上に継続して取り組むとともに、生産技術及び生産体系確立のための各種講習会や研修会の実施、農林水産物輸送コスト支援事業による輸送費支援等を行い、園芸農家の経営基盤強化に努めてまいります。

また、令和7年4月に本町において初めて確認された特殊病害虫セグロウリミバエのまん延防止対策に、国、県及び特殊病害虫防除対策協議会と連携し根絶に向けた取り組みを強化し、経済作物の経営安定を図ってまいります。

## ②水産業の振興

本町の水産業は、水産資源の減少や少子高齢化を背景とする担い手の不

足などの問題に加え、漁業活動に係る経費負担の増大が続いており、漁業従事者の経営が圧迫される状況が長引く課題として存在しています。

水産資源の持続可能性の確保に係る施策については、これまで継続して実施している国の離島漁業再生支援交付金を活用した事業を推進し、藻場造成に係る有害生物の駆除など水産資源の回復への取り組みを推進してまいります。

また、事業者負担の軽減については、農林水産物等輸送コスト支援事業を活用し、輸送・流通経費の負担軽減策を実施することで、漁業者の経営安定及び販路拡大による所得の向上を図ってまいります。

### ③地元生産物の流通・消費の促進

近年の我が国における国内農水産物の市場価格の上昇及び物価高騰の影響対策として、島内で生産される農畜産物等の有効活用を積極的に推進するとともに、消費拡大と「食」を活用した産業の多角化を図り、観光産業等と連携した商品開発に引き続き努めてまいります。

また、原料の確保や販路開拓も重要であることから、原料の生産体制強化や市場調査など農商工連携による体制づくりに取り組み、農水産物の消費拡大と奄振事業等も活用した特産品開発の促進を図ってまいります。

## (3) 健康づくりの推進

### ①健康づくりの推進

本町における町民の皆様の健康づくりにつきましては、健康づくりに関する長期ビジョンである「健康よろん21（第2次与論町民健康づくり計画）」に基づく、各事業・施策の実施を引き続き進めてまいります。

### ②互いに支え合う福祉環境の充実

本町におきましては、近年高齢化率の上昇が続く傾向にあります。こうした状況の中で高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護や介護予防、生活支援等を包括的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築を図るとともに、事業者だけでなく住民等が参画するような多様なサービスの構築に取り組みます。

また、高齢者等の交通弱者支援として引き続き敬老バス無料乗車券及びタクシー乗車券の支給に取り組むほか、令和8年度を予定している公共交通計画の策定を通じた高齢者の島内移動への支援もあわせて展開してまいります。

さらに、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な事業の実施につきましては、与論町高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画に基づいて、

疾病予防や重症化予防、要介護者等が自分らしく自立した日常生活を送ることができるよう関係機関と連携を取りながら推進してまいります。

#### (4) くらしを守る対策

##### ①水道事業・下水道事業

水道事業については、公営企業として経営の安定確保を図るとともに、安全な水道水の安定供給に向けて次のことに取り組んでまいります。

まず、令和6年度から令和7年度にかけて策定した更新計画に基づき、水道施設の更新に取り組んでまいります。次に、浄水場の機能維持を図るためにイオン交換膜の洗浄取替、淡水化施設の保守点検を行い、水質の安定に努めます。さらに、有収率の向上のため流量計を活用した流量調査及び漏水調査を進めながら、建設改良工事による老朽管の更新に努めてまいります。

また、経営の安定のためには財源の確保が必要であるため、国庫補助、起債の活用を進めるとともに、料金改定の検討についてもあわせて行います。

下水道事業については、公営企業として健全な経営を目指すとともに、維持管理適正化計画や経営戦略等を活用し、適切な事業運営を行います。排水処理施設の機能強化対策事業による施設機械更新を進めながら、既存施設の点検整備を図り、放流水質の適正管理による環境保全に努めてまいります。

##### ②住宅整備の推進

近年、本町の喫緊の課題となっている住宅不足の解消に向けて、本町の住宅ニーズにあわせた柔軟な利用を可能とする町営単独住宅（朝戸住宅）整備に着手しています。

整備の計画として令和7年度に基本・実施設計を行い、令和8年度に造成工事を予定しており、随時住宅整備も進めてまいります。また空き家活用対策につきましても、次年度より同対策の推進に専従の地域おこし協力隊を募集し配属することとしており、人材の確保を通じた空き家再生の更なる推進にも引き続き注力してまいります。

##### ③防災・災害対策

令和7年度における防災・災害対策については、令和7年5月から地域防災マネージャーの資格を有する人材を地域防災専門員として配置するとともに、7月に地域防災計画の更新を行い、最新の社会情勢及び防災行政制度に対応可能な計画体制を整備したほか、11月には町独自の防災訓練

を実施し、本年2月には国及び鹿児島県と連携し、国民保護訓練を実施いたしました。

また、町内最大の指定避難所である砂美地来館につきましては、奄振事業を活用し災害発生時の避難施設としてしっかりと安全を確保できるよう、施設機能の強化改修を実施してまいりました。

加えて、火災時の消防活動の効果を十全に発揮するための10トンタンク車の更新整備や、狭小な火災現場にも機動性を活かし消防水利を供給するための移動水利施設の新規整備などにつきましても、その導入に向けた手続が進んでいます。

こうした事例からも、令和7年度における防災・災害対策については、一定の成果を得られたものと認識しています。

一方で、これらの災害や緊急事態への備えを進めていく上で、未だ大きな課題となっている部分も多くございます。そのため、令和8年度においては、島内の限られた人的・物的資源を最大限効果的に活用し、大規模災害等の緊急事態への迅速かつ適切な対応を図るため、ハード・ソフト両面での災害対応策の更なる推進に努めてまいります。

具体的な事項として、大規模災害発生時の島外からの救援人員や物資の受け入れに係る「受援計画」の策定及び物資備蓄のあり方についての住民参画による検討作業の推進、町内の各学校施設を活用した避難場所の確保と各地区の避難施設における避難所機能の強化について、重点的に取り組む予定としています。

### Ⅲ 宝を守り次世代へとつなぐ地域づくり

次に、与論町にしかない宝を守り次世代へとつなぐ地域づくりの施策について申し上げます。

#### (1) 景観条例の制定

与論町の美しい景観は、私たちにとってかけがえのない宝であり、ここに暮らす皆様が等しく享受する共有の財産です。この美しい景観を守り、次世代へと守りつなぐことができるよう、令和6年度より町内の各関係者や有識者を交えて「与論町景観条例検討委員会」を複数回開催し、与論町景観条例の制定並びに与論町景観計画の策定に向け準備を進めてきたところです。

当初、令和7年度中の制定を予定しておりましたが、現在、議会での継続審議をいただいているところです。景観条例の策定については、有識者をはじめとする多くの関係各位の方々の御協力や、町民の皆様の御参画を経て御審議をいただいています。本条例の早期制定を目指し、全ての関係者の皆様

と協力し取り組んでまいりたいと考えています。

## (2) 教育・文化の振興

本町における教育の推進については、「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」を基本目標として「個性が輝き 島が輝く誠の教育 ～最南端は最先端～」をキャッチフレーズに、「夢や希望をもち、粘り強く学び、困難を乗り越えたくましく生きる人間の育成」を目指す教育の推進と、各学校の自主的な教育活動の支援及び最先端教育の具現化と発信に引き続き取り組んでまいります。

具体策として、令和8年度においても引き続き本町における教育関連施策について、教育委員との連携による協議・検討の更なる活性化を図り、「豊かな心と健やかな体を育む教育の推進」、「信頼され、地域とともにある学校づくりの推進」、「地域全体で子供を守り育てる環境づくりの推進」、「生涯にわたって学べる環境づくりとスポーツ・文化の振興」を重点施策として掲げ、教育行政の充実を図ります。

### ①社会の変化に対応できる力を育む教育の推進

本町において育つ子供たちが将来社会を構成するかけがえのない一員として活躍できる力を伸ばしていけるよう、教育環境の整備を図っていく必要があります。そのため、学校教育において子供たちと主体的・対話的で深い学びが可能な環境を充実させ、基礎学力の確実な習得と、自ら学び、主体的に判断・行動し、問題解決能力や表現力を伸ばす教育の更なる充実に資する取り組みを推進してまいります。

とくに、本町における特色ある教育の1つである海洋教育においては、子供たちがこども園から小中高まで一貫した教育体制の中で、地域を支える次世代人材として広く活躍できる力を個々の特性を活かして伸ばすことのできる環境の確保が重要です。

そのために、これまでに取り組まれてきたプログラムをさらに強化し、地域との連携を推進するとともに、子供たちの非認知能力を伸ばす教育、教育カリキュラムの魅力化など本町の教育環境の更なる拡充に引き続き取り組んでまいります。

また、町内の小・中・高校間のシームレスな学びの接続と、学校・地域との間の連携体制の強化を進めることで、子供たちが地域から学び続けることのできる探求学習の充実を目指します。

これら海洋教育の推進・拡充に係る各施策の展開により、与論で学ぶ子供たちの自己肯定感や粘り強さ、地域を愛する心や社会貢献意欲の向上を

促進してまいります。

学力面では、個別指導や自主学習の推進を図り、学習指導要領の趣旨に基づく、学びに向かう力の醸成に努めるとともに、デジタル教科書やタブレットを活用し、デジタルの強みを活かして他のさまざまな教材やソフトウェアと効果的に組み合わせ、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ります。

さらに、家庭学習等、親子の悩み全般に寄り添い、教育委員会として提供可能なサポートやアドバイスを最大限行っていきます。

また、この島の先人たちから継承されてきた伝統文化を尊重し、それらを育んできた郷土の環境や身近な島の暮らしを愛し、誇りに思う心を養うとともに、望ましい勤労観・職業観を身につけられる教育環境づくりに努めてまいります。

## ②信頼される学校づくりの推進

本町における信頼される学校づくりのために、令和7年度から導入している保護者・地域住民から学校教育に対して幅広く意見を述べる事が可能な学校運営協議会制度について、地域と一体となり、開かれた学校づくりをさらに推進してまいります。

また、教職員の資質向上に努め、学校運営を充実させるとともに、PTA活動の活性化を通して保護者・地域との連携を深め、安全・安心な学校づくりを推進します。

現在、多様な個性や特性を有する子供が在籍していることを踏まえ、多様性を包摂し一人一人の意欲を高め、可能性を開花させることが必要です。このため特別支援学級だけでなく、通常の学級においてもソフトウェアを活用したり、特別支援教育コーディネータを中心にチーム体制で対応するなど、インクルーシブ教育の推進を図ります。

健康・体力の向上においては、これまでどおり健康診断等による健康状態の把握や生涯にわたり運動・スポーツに親しむ力を育むとともに、予防歯科に関する指導を充実し、生涯にわたる口の健康を守る態度を育てていきます。

新学校給食センター整備については、令和8年度中に設計施工一括発注方式により事業者を決定し、令和10年度中に配食が開始できるよう進めてまいります。

那間小学校校舎については、一時使用校舎を使用しながら、建て替えに向け学校建設検討委員会を立ち上げ、地域の皆様と丁寧な議論を進めてま

います。

また、こども園、小学校、中学校、高等学校の緊密な連携のもと、幼児教育、学校教育、家庭教育の一貫した体制での教育施策の推進を図るとともに、幼児、児童生徒の健やかな成長を促進するために教育機関のみにとどまらず、各関係機関とも連携を進めてまいります。

あわせて、小中学校の児童生徒数の減少の抑制及び中学校・高等学校における学年2学級維持を図りつつ、一人一人の進路実現のために、魅力ある学校づくりの推進、与論町ふるさと留学制度の利用促進等に努めます。

### ③地域全体で子供を守り育てる環境づくりの推進

人づくりは、家庭はもとより地域が担う役割が大きいものです。子供を「島の宝」として地域で育てる風土を生かし、スポーツ、文化活動等に関わる関係団体・機関、連盟、PTA・子ども会活動の活性化と充実を図り、体育・スポーツ、伝統・文化的な地域行事を通して、地域全体で子供を守り育てるための取り組みを推進します。

その一つとして、県内でも先駆的な取り組みとして注目されている、与論中学校の部活動の地域展開を一層充実し、学校と地域が連携したスポーツ環境・文化芸術環境づくりを進めます。

### ④生涯にわたって学べる環境づくりとスポーツ・文化の振興

町民が自らの人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたりスポーツを楽しんだり、文化等について学べる環境づくりを目指します。

あわせて、郷土の伝統文化や文化財を守り育て、さまざまな芸術に親しむことは、豊かな心の育成や地域創造につながります。

現在、各種公共施設や自治公民館等において分散開催されている公民館教室につきましては、講師の方々や受講者の皆様からの御意見や御要望等も取り入れることで、より充実した活動が継続して行えるよう取り組んでまいります。

また、これまでの調査成果が認められ、令和7年3月に国の史跡指定を受けた与論城跡につきましては、シンポジウムの開催や講演会等を通じて島内外へその魅力を発信することができました。令和8年度からは、与論城跡保存活用計画を2カ年計画で策定予定としていることや、与論城跡以外にも町指定の貴重な文化財である「与論島の生産・生活用具」の台帳整備、保管環境の改善事業を行うこととしています。

本町の歴史・文化を知る上で貴重な財産となるこれらの文化財を後世に

語り継ぐためにも、関係機関の協力も得ながら保存・活用に取り組んでまいります。

予算の編成。

次に、各施策実施の裏付けとなる令和8年度予算について概要を御説明いたします。

本町の令和8年度一般会計当初予算につきましては、こども家庭センター整備事業、子ども第三の居場所運営、クリーンセンター焼却設備定期整備事業費、中学校体育館改修事業費などを盛り込んだ予算編成となり、対前年度比1.5%増の歳入歳出56億7158万7000円を計上しています。

また、特別会計については、国民健康保険（事業勘定）事業特別会計で7億6577万1000円、介護保険事業特別会計で7億4277万1000円、後期高齢者医療事業特別会計で1億247万1000円、と畜場特別会計で25万3000円となっています。これらの特別会計の合計で、前年度比4%減の16億1126万6000円となっています。

水道事業会計については、前年度比3.4%増の1億9059万5000円、下水道事業会計が5439万1000円となっています。

これら一般会計、特別会計、企業会計をあわせた予算総額は75億2783万9000円で、前年度に比べて0.29%の増額となっています。

なお、予算編成の過程で生じた財源不足については、財政調整基金から3億1390万8000円を繰り入れています。

むすびに、以上、令和8年度の主な施策の概要等について申し上げます。

本方針の冒頭にて申し上げたとおり、昭和から100年の節目を経て、新しい歩み始める本年においても、本町を取り巻く社会情勢は奔流のごとく変化し続けています。そのような中であって、私は、どのような時代においても大きな困難を乗り越えて、未来を切り拓いてきたこの島の方々の底力を信じて疑いません。

本町が直面する地域課題は種々多様に山積されていますが、これらの課題をむしろ契機として、よりたくましい成長を遂げていく島づくりを目指し、従来の固定概念や前例主義にとらわれることなく、当事者の声を近くで伺いながら諦めずに考え続け、工夫を重ねることで平和で豊かな島づくりの道を拓いてまいりたいと考えています。

また、令和8年度におきましても、第6次与論町総合振興計画及び第3期与論町総合戦略に掲げた将来像及び人口ビジョンの実現に向け、各般における施策を着実に推進してまいります。

あわせて、施策の効果を多くの方々に実感していただけるように、周知・広報と

町民の皆様への御説明を丁寧に展開してまいります。

次の世代へ誇れる与論町を引き継ぐため、町民の皆様と力をあわせて、総力戦で取り組んでまいる所存ですので、議会をはじめ、町民の皆様方の御理解と御協力が不可欠です。

議会の皆様、そして町民の皆様に対しまして、今一度、本町の行政運営への御理解と御指導・御鞭撻を心よりお願い申し上げ、私の令和8年度の施政方針とさせていただきます。

御清聴誠にありがとうございました。

○議長（沖野一雄議員） 町長の施政方針の説明を終わります。

ここで、暫時休憩をします。10時から再開したいと思います。

-----○-----

休憩 午前 9時51分

再開 午前10時00分

-----○-----

○議長（沖野一雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第5 議案第8号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

○議長（沖野一雄議員） 日程第5、議案第8号「職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第8号、職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本改正は、近年の社会経済情勢の変化に伴う首都圏や大都市での宿泊料金の高騰や物価高騰を踏まえ、県外出張に係る宿泊料及び日当について、甲地方と乙地方の区分を設け、甲地方への出張に係る宿泊費については1万1000円から1万3000円に、日当については2,000円から2,500円に、それぞれ増額改正しようとするものです。

なお、甲地方には、国等の設定を参考に、東京都特別区、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市及び福岡市を設定しています。

また、乙地方は、甲地方以外の県外としています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） 今、説明を受けたわけですが、昨今、この都市の関東、特にこれは東京ですけど、やはり品川から新橋辺り、この辺が主に泊まる場所かなと思うわけですね。品川、鎌田、そこら辺までですね。やはり前は1万1000円だったわけですが、この1万3000円というのは、やはり今鹿児島も相当上がってきている状況であるのですが、特に東京はかなりこの物価が高いのと宿泊料もかなり上がって、特に町長、議長は出張が東京に集中することが多いかと思いますが、これは1万5000円程度までは上げるべきだなと、私はこのように思うわけですね。今回1万3000円で2,000円アップしているのですが、これでは追いつかないような状況ではないかなと思うわけですね。そこで、町長の率直な意見をまず聞いてみたいですね。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 高田豊繁議員、御質問ありがとうございます。率直な意見としましては、前もって中央要望等、日程が決まってしているときには、名前を言ったらあれですけど、高田議員もよくお泊まりのチェックイン新橋だと1万1000円ぐらいで泊まれる、前もっての予定であればですね。でも直近だと、さっき言われた品川から新橋の公省に近いところで交通の便のいいところとすると、最低でも確かに1万5000円から2万円というのが今相場ですね。和泊町の前町長とも2人で、彼がカプセルホテルみたいなところを探してもらったり、行って2人で泊まったり、直近だとサウナ付きのそういうところも、彼は6,000円で予約したのですが、僕は予約しないでその日当日に行ったら、1泊1万3000円で、3泊彼と一緒に泊まったので3万9000円払ってですね、何か1泊6000円損したというのがありますけど、直近になるとそういうことですね。日程が決まればそういう場所を選んだり、移動の交通費が支給されるのであれば、例えば首都圏ではなくても交通の便のいい川崎市とか、そういうところでこの前も麓課長と営業で行ったときに、1万1000円以内で泊まれたような気が、工夫をしながらということですが、御意見としてはありがたいですが、急にそれだけ上げていいのかなという、ここもまた周りの市町村とも比べながら、2,000円取りあえず上げて1万3000円に対応して、もしそれでもインバウンドとか、1万5000円なり2万円というのが主流で、1万5000円までしないとというところで影響があるのであれば、そのときにまた検討すればということで、すごく今、高田豊繁議員の質問としてはありがたい意見ですが、1万3000円でいきたいと思っています。よろ

しくお願いいたします。

○議長（沖野一雄議員） 7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） その和泊の町長の話が出たのですが、やはり町長がカプセルホテルというのは、これはちょっとあれが悪いので、やはりまともなところに泊まれるようにしたほうが良いと思います。また職員も随行して行くことも多々あるかと思うのですよ、今後、水道の関係とかですね。そういうことがあるから、やはり特に甲地方はそれだけ配慮する必要があるなと思って、だから今回は1万3000円でやってみて、やはりそれでは足が出るというようなこともあるかと思いますが、決してそのカプセルホテルとかに泊まるのがあまりないように、その総体的な予算がそれだけ膨れるということでもないのでね、今後は個人のやはりそういう手出しをなるべく増やさないように、職員もまた仕事がしやすいようなことを考えてですね、これは少し時代と即応して見直していくということを検討していただきたいなと思います。以上です。

○議長（沖野一雄議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第8号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号、職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第9号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（沖野一雄議員） 日程第6、議案第9号「報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第9号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本改正は、非常勤職員の費用弁償（旅費）を、職員等の旅費に関する条例（昭和41年与論町条例第13号）に規定されている職員の旅費に準じるよう改正しようとするものです。

この改正により、職員等の旅費の改正を行おうとする際に、これまでのように本条例の改正も同時に行う必要がなくなり、事務の効率化が図られるものと考えています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） 1ページのこの農業委員会のところだけ年額というのがございまして、「活動に応じ予算の範囲内で町長が定める額」というので、ちょっとこの具体的な例を挙げて説明をお願いしたいのですが、産業課長にお願いしたいと思います。

○議長（沖野一雄議員） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田哲也君） 御説明申し上げます。

農業委員会の報酬につきましては、ほかの行政委員と同じように月額いくらというのは決まっているのですが、それとあわせて最適化活動推進交付金というのがありまして、そちらにつきましては農地の流動化であったり、農地の最適化利用につきましては、委員の活動に応じて国の方から交付金が出てきます。その交付金の方を委員が今18人ですかね、農業委員9人、推進委員9人の方の活動に応じて国からの交付金を分けて、年に一度支給するという形を取っています。

○議長（沖野一雄議員） 7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） すると、これは大体でいいのですが、おおむねどのくらいの金額ですか。

○議長（沖野一雄議員） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田哲也君） すみません、ちょっと今手元にはっきりした資料がないのですが、大体で言うと年間にお一人10万円いくらかいかないかぐらいが交付金として来ているというところで、そちらを支給しています。

○議長（沖野一雄議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第9号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第7 議案第10号 与論町土地開発基金条例の一部を改正する条例

○議長（沖野一雄議員） 日程第7、議案第10号「与論町土地開発基金条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第10号、与論町土地開発基金条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本改正は、与論町土地開発基金の基金としての種類を、いわゆる「定額基金」から「積立基金」に変更しようとするものです。

現行の与論町土地開発基金条例は、土地開発基金の額が定額の1000万円と定

められている「定額基金」であり、定額の1000万円を運用することにより、基金の目的である公共施設等の先行取得を図っていくものとなっています。

しかしながら、近年の公共用地取得を取り巻く社会経済情勢の変化等もあり、与論町土地開発基金は長く運用されておらず、今後の運用も困難な状況にあります。

このため、本条例を改正し、与論町土地開発基金を、特定の目的のために資金を積み立てる、いわゆる「積立基金」とすることにより、基金の有効活用を図ってまいりたいと考えています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第10号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第10号、与論町土地開発基金条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号、与論町土地開発基金条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第8 議案第11号 与論町地域福祉基金条例の一部を改正する条例

○議長（沖野一雄議員） 日程第8、議案第11号「与論町地域福祉基金条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第11号、与論町地域福祉基金条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本条例は、高齢者の保健福祉をはじめとする地域福祉施策を、将来にわたり安定的かつ効果的に推進することを目的として設置している与論町地域福祉基金について、運用の実態に即した見直しを行うものです。

今回の改正では、基金の額を定額とする規定を改め、予算措置及び基金運用収入に基づく積立方式とするとともに、事業の実施上、特に必要がある場合には、基金の全部又は一部を活用できるよう改めるものです。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第11号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第11号、与論町地域福祉基金条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号、与論町地域福祉基金条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第12号 与論町子ども第三の居場所の設置及び管理に関する条例

○議長（沖野一雄議員） 日程第9、議案第12号「与論町子ども第三の居場所の設置及び管理に関する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第12号、与論町子ども第三の居場所の設置及び管理に関する条例について提案理由を申し上げます。

令和8年4月からの子ども第三の居場所の開所に伴い、与論町子ども第三の居場所の設置及び管理に関する条例が必要となるため、本条例を制定しようとするものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、原栄徳議員。

○5番（原 栄徳議員） 指定管理の件について中に記載されていますが、今後、指定管理をされる計画はあるのかないか、そのまま行政の方で管理をするという形になるのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（沖野一雄議員） 光こども未来課長。

○こども未来課長（光 俊樹君） 御質問ありがとうございます。来年度から開所する予定となっておりますが、来年度は直営の方で開所を予定しています。一応、B&G財団の方から約3年間、1年間で約1440万円の助成金の方を頂いて、3年間運営していきます。その中で本町としましては、指定管理とかいろいろな形で管理の方の検討をしてみたいと思っています。なので、一応この条例の中には指定管理の方の話も入れていますが、当面は与論町の直営で進めていきながら。業務委託、指定管理いろいろ検討して進めてみたいと思っています。以上です。

○議長（沖野一雄議員） ほかに質疑はありませんか。

7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） 休憩。

○議長（沖野一雄議員） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時19分

再開 午前10時19分

-----○-----

○議長（沖野一雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第12号は、総務厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は、総務厚生文教常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第10 議案第13号 与論町ふるさと・水と土保全基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

○議長（沖野一雄議員） 日程第10、議案第13号「与論町ふるさと・水と土保全基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第13号、与論町ふるさと・水と土保全基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本基金について、将来の事業需要や財政状況に応じた柔軟な積み立て及び活用を可能とするため、定額による基金から積立基金へ改めるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第13号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号については、委員会付託を省略することに決定しまし

た。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第13号、与論町ふるさと・水と土保全基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号、与論町ふるさと・水と土保全基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第11 議案第14号 与論町水道事業給水条例の一部を改正する条例

○議長（沖野一雄議員） 日程第11、議案第14号「与論町水道事業給水条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第14号、与論町水道事業給水条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本案は、国における水道行政の所管移管に伴う関係法令の改正にあわせ、本町の条例の規定を整備するため、給水条例の一部を改正しようとするものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第14号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第14号、与論町水道事業給水条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号、与論町水道事業給水条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第12 議案第15号 令和7年度与論町一般会計補正予算（第10号）

○議長（沖野一雄議員） 日程第12、議案第15号「令和7年度与論町一般会計補正予算（第10号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第15号、令和7年度与論町一般会計補正予算（第10号）について提案理由を申し上げます。

歳入の主なものとしまして、普通交付税9614万1000円、奄美群島成長戦略推進交付金7044万3000円、過疎対策事業債7640万円などを追加しています。

次に歳出の主なものとしまして、塵芥処理費5530万5000円、サザンクロスセンター機能強化整備事業費4750万円、観光拠点施設管理費2889万5000円などを追加しています。

歳入歳出予算にそれぞれ1億5677万6000円を追加し、一般会計予算総額65億1255万4000円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） 観光関係についてちょっとお伺いします。31ページの款7、項1、目14観光拠点施設管理費の観光受入施設整備事業2500万円、これについてちょっと説明をお願いします。

○議長（沖野一雄議員） 麓商工観光課長。

○商工観光課長（麓 誘市郎君） お答えいたします。

この事業につきましては、奄振事業の方の活用をしております、与論港の待合所の中の方の備品の入れ替えとか改修をしようということで、待合所の中をただの港の待合所ということだけではなくて、いろいろなイベントだったり、町民の皆様の憩いの場として活用できるような形で改修をしようというような費用になっています。以上です。

○7番（高田豊繁議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第15号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第15号、令和7年度与論町一般会計補正予算（第10号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号、令和7年度与論町一般会計補正予算（第10号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第16号 令和7年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（沖野一雄議員） 日程第13、議案第16号「令和7年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第16号、令和7年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

歳入の主なものとしましては、県補助金4000万円を減額しています。

歳出の主なものとしましては、療養給付費3000万円を減額しています。

歳入歳出それぞれ4022万3000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億1409万8000円としています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第16号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第16号、令和7年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号、令和7年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議案第17号 令和7年度与論町介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（沖野一雄議員） 日程第14、議案第17号「令和7年度与論町介護保険特別会計補正予算（第4号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第17号、令和7年度与論町介護保険特別会計補正予算（第4号）について提案理由を申し上げます。

歳入の主なものとしまして、国庫支出金調整交付金を800万4000円減額しています。

歳出の主なものとしまして、施設介護サービス給付費を700万円減額しています。

歳入歳出予算の総額から、それぞれ1300万円を減額し、予算総額7億4636万1000円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第17号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第17号、令和7年度与論町介護保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号、令和7年度与論町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 議案第18号 令和7年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第

3号)

○議長（沖野一雄議員） 日程第15、議案第18号「令和7年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第18号、令和7年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

歳入では、後期高齢者医療保険料286万2000円を追加し、一般会計繰入金353万円を減額しています。

歳出では、一般管理費22万8000円、後期高齢者医療広域連合納付金32万円及び健康保持増進事業費12万円をそれぞれ減額しています。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ66万8000円を減額し、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ8657万4000円としています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第18号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第18号、令和7年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号、令和7年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長(沖野一雄議員) 日程第16から日程第22までの議案については、委員会付託の予定ですので、提案理由の説明の後、総括的・大綱的な質疑にとどめます。

-----○-----

#### 日程第16 議案第19号 令和8年度与論町一般会計予算

○議長(沖野一雄議員) 日程第16、議案第19号「令和8年度与論町一般会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(田畑克夫君) 議案第19号、令和8年度与論町一般会計予算について提案理由を申し上げます。

令和8年度一般会計当初予算の総額は56億7158万7000円となり、対前年度比1.5%の増額となっています。

歳入の主なものとしまして、町税が前年度より2224万4000円増額の3億6849万2000円、地方交付税は2億2548万9000円増額の26億7557万9000円で計上しています。

町債の総額は5億7390万円となっています。なお、予算編成の過程で生じた財源不足につきまして、財政調整基金から3億1390万8000円を繰り入れています。

次に歳出の主なものとしまして、総務費で企画費8196万9000円、民生費で障害者福祉費2億9779万2000円、子ども第三の居場所運営事業費2563万円、衛生費で保健センター改修整備事業費1億1214万8000円、塵芥処理費2億3663万8000円、農林水産業費で漁港管理費5377万6000円、商工費で商工観光振興費1億68万円、土木費で住宅整備事業費3944万5000円、消防費で常備消防費1億4246万6000円、教育費でICT環境整備費4873万6000円、小学校総務管理費1億2098万2000円、公債費で6億9840万円などを計上しています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長(沖野一雄議員) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

-----○-----

日程第17 議案第20号 令和8年度与論町国民健康保険特別会計予算

○議長（沖野一雄議員） 日程第17、議案第20号「令和8年度与論町国民健康保険特別会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第20号、令和8年度与論町国民健康保険特別会計予算について提案理由を申し上げます。

予算の規模としましては、対前年度比9.67%減の7億6557万1000円となっています。

歳入の主なものとしては、国民健康保険税1億4517万4000円、県支出金5億4572万9000円、繰入金7433万3000円となっています。

歳出の主なものとしては、保険給付費5億1767万円、国民健康保険事業費納付金2億1132万1000円、保健事業費2377万7000円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

-----○-----

日程第18 議案第21号 令和8年度与論町介護保険特別会計予算

○議長（沖野一雄議員） 日程第18、議案第21号「令和8年度与論町介護保険特別会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第21号令和8年度与論町介護保険特別会計予算について提案理由を申し上げます。

予算の規模としましては、対前年度比0.41%減の7億4277万1000円となっています。

歳入の主なものとして、国庫支出金2億1193万9000円、支払基金交付金1億9196万1000円となっています。

歳出の主なものとして、保険給付費 6 億 9 6 1 0 万 1 0 0 0 円、地域支援事業費 3 9 6 9 万 2 0 0 0 円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

-----○-----

#### 日程第 19 議案第 22 号 令和 8 年度与論町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（沖野一雄議員） 日程第 19、議案第 22 号「令和 8 年度与論町後期高齢者医療特別会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第 22 号、令和 8 年度与論町後期高齢者医療特別会計予算について提案理由を申し上げます。

予算の規模としましては、対前年度比約 19% 増の 1 億 2 4 7 万 1 0 0 0 円となっています。

歳入の主なものとしましては、後期高齢者医療保険料 6 5 1 2 万 9 0 0 0 円、一般会計繰入金 3 7 0 9 万 9 0 0 0 円などとなっています。

歳出の主なものとしましては、後期高齢者医療広域連合納付金 9 9 4 8 万 8 0 0 0 円、保健事業費 2 0 3 万 3 0 0 0 円などとなっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

-----○-----

#### 日程第 20 議案第 23 号 令和 8 年度与論町と畜場特別会計予算

○議長（沖野一雄議員） 日程第 20、議案第 23 号「令和 8 年度与論町と畜場特別会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第23号、令和8年度与論町と畜場特別会計予算について提案理由を申し上げます。

予算の規模は、対前年度比約1.6%減の25万3000円となっています。

歳入としましては、使用料及び手数料3万円、繰入金20万7000円、諸収入1万6000円となっています。

歳出としましては、総務費25万3000円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

-----○-----

#### 日程第21 議案第24号 令和8年度与論町水道事業会計予算

○議長（沖野一雄議員） 日程第21、議案第24号「令和8年度与論町水道事業会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第24号、令和8年度与論町水道事業会計予算について提案理由を申し上げます。

業務の予定量は、月平均給水件数2,882件、年間給水量59万6102トン、1日平均給水量1,633トン、建設改良事業費9721万1000円となっています。

収益的収入で営業収益1億7927万2000円、営業外収益1132万3000円、収益的支出で営業費用1億8326万9000円、営業外費用680万7000円を計上しています。

資本的収入で工事負担金48万4000円、補償金642万4000円、資本的支出で建設改良費9721万1000円、企業債償還金1447万5000円を計上しています。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

-----○-----

## 日程第22 議案第25号 令和8年度与論町下水道事業会計予算

○議長（沖野一雄議員） 日程第22、議案第25号「令和8年度与論町下水道事業会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第25号、令和8年度与論町下水道事業会計予算についての提案理由を申し上げます。

業務予定量としまして、処理開始面積60ヘクタール、年間処理水量11万1468トン、1日平均の処理水量は305トンとなっています。

収益的収入及び支出につきましては、収入における営業収益は1208万4000円、営業外収益は4230万6000円、特別利益は1,000円、支出における営業費用は5370万2000円、営業外費用は58万8000円、特別損失は1,000円、予備費は10万円を計上しています。

資本的収入及び支出につきましては、収入においては他会計補助金、補助金ともに325万円、支出は建設改良費650万円、企業債償還金116万4000円を計上しています。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

-----○-----

## 日程第23 特別委員会設置及び委員の選任について

○議長（沖野一雄議員） 日程第23、特別委員会設置及び委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。議案第19号から議案第25号については、議長を除く9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して、審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号から議案第25号については、議長を除く9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して、審査することに決定しました。

これから、委員長及び副委員長を互選していただきます。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時50分

再開 午前10時50分

-----○-----

○議長（沖野一雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

特別委員会の委員長及び副委員長が、次のとおり決定した旨、通知を受けましたのでお知らせします。

委員長に原栄徳議員、副委員長に高田豊繁議員、以上のとおりですので、報告を終わります。

-----○-----

日程第24 議案第26号 与論町防災関連施設整備事業（砂美地来館屋根防水塗装改修工事）に係る建設工事請負変更契約の締結について（追認）

○議長（沖野一雄議員） 日程第24、議案第26号「与論町防災関連施設整備事業（砂美地来館屋根防水塗装改修工事）に係る建設工事請負変更契約の締結について（追認）」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第26号、与論町防災関連施設整備事業（砂美地来館屋根防水塗装改修工事）に係る建設工事請負変更契約の締結について（追認）の提案理由を申し上げます。

与論町防災関連施設整備事業（砂美地来館屋根防水塗装改修工事）について、株式会社ムトウ、代表取締役武東愛一郎との工期延長に係る建設工事請負変更契約の締結に際し、本来議会の議決に付す契約事項であったところを、議決を経ずに工期を延長しておりましたため、本議会において改めて議会の議決を求めるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第26号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第26号、与論町防災関連施設整備事業（砂美地来館屋根防水塗装改修工事）に係る建設工事請負変更契約の締結について（追認）を採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号、与論町防災関連施設整備事業（砂美地来館屋根防水塗装改修工事）に係る建設工事請負変更契約の締結について（追認）は、可決されました。

-----○-----

○議長（沖野一雄議員） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次は、3月10日、本会議一般質問です。午前9時までに御参集願います。

本日は、これで散会します。

-----○-----

散会 午前10時54分

# 令和8年第1回与論町議会定例会

第 2 日

令和8年3月10日

令和8年第1回与論町議会定例会会議録  
令和8年3月10日（火曜日）午前8時59分開議

1 議事日程（第2号）

開会の宣告

第1 一般質問

2 出席議員（10人）

1番 池田理恵議員	2番 川内恵司議員
3番 吉田勉議員	4番 吉田剛議員
5番 原栄徳議員	6番 遠山勝也議員
7番 高田豊繁議員	8番 大田英勝議員
9番 林敏治議員	10番 沖野一雄議員

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（20人）

町長 田畑克夫君	副町長 山下哲博君
教育長 中山義和君	総務企画課長 龍野勝志君
会計管理者兼会計課長 柳田庫呂君	税務課長 坂元守君
こども未来課長補佐 福永まゆみ君	町民生活課長 山下高明君
健康長寿課長 山下真紀君	産業課長 堀田哲也君
耕地課長 喜村一隆君	商工観光課長 麓誘市郎君
建設課長 裾分望嗣君	水道課長 富永淳君
環境課主事 池田圭希君	教育委員会事務局兼学務課長 竹村栄作君
生涯学習課長 松村誠司君	与論こども園長 吉田朋子君
茶花こども園長 川北英代君	児童発達支援センター所長 池田いつみ君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局 局長 林健太郎君 書記 谷山智美君

開議 午前8時59分

-----○-----

○議長（沖野一雄議員） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

### 日程第1 一般質問

○議長（沖野一雄議員） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

9番、林敏治議員。

○9番（林 敏治議員） おはようございます。

まず初めに、先日の3月7日に役場庁舎において、令和8年度自衛隊入隊予定者3人の壮行会が盛大に執り行われました。そこで、与論町長から祝辞の御挨拶を賜り、誠にありがとうございました。近年、国際情勢の変化や自然災害において、自衛隊に対する国民の信頼と期待がかつてないほど高まっています。自衛隊の任務は、日本の平和と独立を守り、国民の生命、財産、安心・安全な暮らしを保つという極めて気高く、偉大な使命を担うものです。改めて自衛隊入隊者の3人に対し、我が与論町の名誉であり、誇りとするところです。今後の御活躍をお祈り申し上げまして、一般質問をいたします。

#### 1 新たな公共交通サービス提供について

(1) 現在、高齢者等の交通弱者支援として、バスやタクシーに乗車助成券の交付を行っているが、今後、買い物や病院、港、空港など、町民の移動ニーズにあわせた、コミュニティバスを導入し、新たな公共交通サービスの提供を行い、移動手段の確保と地域の活性化を図るため取り組んでいく考えはないか伺いたい。

#### 2 旧庁舎跡地利用対策について

(1) 旧庁舎跡地利用については、現在イベント会場となっているが、憩いの広場として、子供遊具や新たな公衆トイレを設置するよう住民の声があるが、今後どう対策を講じていく考えか伺いたい。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） おはようございます。林敏治議員、ありがとうございます。議員の質問事項1の要旨1についてお答えいたします。

現在、本町におきましては、廃止路線代替バスとして南陸運株式会社に路線バスの運行を業務委託しています。

廃止路線代替バスとは、赤字等で廃止された民間路線バスの代わりに、自治体等が主体となって運行を継続する路線バスをいい、運行費の赤字分は自治体等が補て

んすることになります。

本町で廃止路線代替バスとして運行されている南バスは、車両も小型化され、県道1周道路と役場、与論病院、茶花市街地等を結んで運行され、その運賃は乗車距離に関係なく一律200円となっています。また、路線沿いであればどこでも乗り降りが可能となっており、こうした南バスの運行形態は、コミュニティバスの要素を備えています。また、空港や港などの交通拠点への移動など、町民の皆様が抱える移動ニーズが多様化する中で、公共交通に頼らざるを得ない高齢者等の交通手段の確保や、観光客等の二次交通の確保などが重要な課題となっています。

本町では、こうした町内の公共交通に係る地域課題の解決に向け、令和7年度より与論町地域公共交通計画策定の検討に係る事前調査を実施しており、本調査の結果を踏まえ、新年度に「与論町地域公共交通計画」の策定作業を行う予定としています。

この地域公共交通計画は、行政、交通事業者及び地域住民等の幅広い分野の方々が連携し、町内のさまざまな移動ニーズやそれに伴う課題を把握し、課題解決に向けた各種方策について定めるものです。

本計画の策定を通じ、行政と交通事業者及び地域住民等の幅広い分野の方々が連携し、豊かで暮らしやすい地域づくりのための交通政策を定めるとともに、国の事業などを活用した新規事業の展開により、地域公共交通の利便性や持続可能性の向上を図ることで、誰もが移動しやすいまちづくりを実現してまいりたいと考えています。

次に、質問事項2の要旨1についてお答えいたします。

旧役場庁舎跡地は、本町の活性化のために大いに活用しなければならない貴重な大切なスペースだと考えています。

本町の玄関口に位置していることから、本町のランドマーク的な建物、観光振興、茶花市街地の活性化、交通・交流拠点、物産館、大学等の研究・宿泊拠点機能、共生・協働センター機能、公民館機能、防災緊急避難機能など、町民一人一人がさまざまな用途への期待を寄せる場所でもあります。

これまでも、跡地利用についての検討会が開催されたこともありますが、いずれにしても多額の事業費が必要になることから、財源確保の課題もあり、結論には至っておりません。

今後は、跡地利用のための整備基金も検討し、財源確保に努めるとともに、跡地利用について継続的に検討を進めてまいりたいと考えています。

子供の遊具設置や公衆トイレの設置については、跡地利用が決定するまでの経過措置として、可能な範囲で検討してまいりたいと考えています。

○議長（沖野一雄議員） 9番、林敏治議員。

○9番（林 敏治議員） 追加質問をいたします。今回のこの新たな公共交通サービスの提供についての質疑は、与論町公共交通計画のアンケート調査に伴い、質問をいたしました。これまでに買い物弱者対策については、議論して支援を行っていますが、まだまだ町民の移動ニーズに合致していないと思われます。令和7年の3月定例会において、高齢者の支援としては、75歳以上の希望者につき5,000円を上限にバス及びタクシー乗車助成券の交付を行っており、令和6年度はタクシーで約100万円、そしてバスで約70万円の助成をしているということです。また、1回の乗車につきまして1人200円が限度であり、限度額の引き上げ等の高齢者の負担軽減に取り組んでいくとしています。いわゆる、もう少し限度額を上げてくれないかという要望です。それについて、現在はどのような取り組みをされているのかひとつお聞きしたいのですが、担当課長よろしくお願ひします。

○議長（沖野一雄議員） 山下健康長寿課長。

○健康長寿課長（山下真紀君） 御質問ありがとうございます。おっしゃるとおり、3月の議会でちょうど1年前ですね、御指摘いただきまして、それから200円、上限が1枚のみだったのですが、そちらを2枚使えるようにいたしまして、実績も今現在、令和8年2月時点なのですが、タクシーの方が134万円ほどになっています。この2月というのは1月時点なので、あと2カ月分実績を積み上げますと、大体2倍ほどというか、1.5倍から2倍ほどになると思います。先ほど100万円とタクシーの方をおっしゃったのですが、令和6年度は82万円なので、160万円ぐらいになる見込みとなっています。敬老バスの方は変わりなく、70万円ほどになるかと思われます。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 9番、林敏治議員。

○9番（林 敏治議員） バスとタクシーを比べてみても、やはりタクシーの方が利用価値があるということです。バスについては、いろいろな問題点もあると思いますが、そのバスについては停留所が今決まっております、自宅まではバスは来ないということ、またタクシーであれば自宅まで来て、目的地まで運んでいただくということになると思いますが、そのタクシーについては、1カ月5,000円が上限ということですが、今後これを例えば上げることはできないのか、この5,000円をです。恐らくタクシーでしかあらゆる目的といいますか、買い物あるいはいろいろな用途としては、特にその買い物ですね、Aコープ、トップ、ニシムタ、ああいう大きな店舗に利用するのではないかと思います。そういうことで、タクシーにも少しは負担軽減に取り組んでいく必要があるのではないかと思います、いかがですか。

○議長（沖野一雄議員） 山下健康長寿課長。

○健康長寿課長（山下真紀君） お答えします。

バス券とタクシー券の利用に関して、利用状況を調査したものがございます。その中で、交付の方は75歳になるときに、窓口の方で手続されるときに利用はいかがですかということで進めたり、あとは広報誌で広報したりという方法をしているのですが、令和7年度の令和8年2月末までの利用状況が、登録が314人いらっしゃいます。そのうち月に1回申請できるのですが、1回も取りに来られてない方が51.2%、半分の方は1回だけのその交付でそのままというふうな状況になります。確かに11回使われている方も1%ほどはいらっしゃるのですが、なかなかちょっと利用には至ってないのかなというところがあります。今後、また広報に努めてまいりたいと思っています。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 9番、林敏治議員。

○9番（林 敏治議員） 令和8年度の一般会計予算にも、廃止路線バスの業務委託料730万円を計上されていますが、バスの運行収益は大体100万円、人件費が約550万円、残りのその燃料費などを含めて、合計で730万円と私は聞いています。そこでですね、この人件費の550万円ということをちょっとお聞きしたいのですが、この中にはタクシーの人件費も入っていると思いますが、いかがですか。

○議長（沖野一雄議員） 龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君） この中にはですね、これは廃止路線代替バスの運行に関わるものだけです。ですので、そのバスの運転手の方とその一般管理をされる方、事務所で受付とか、そういったことをされる方の人件費も含まれておまして、そういったところが350万円ほどの人件費ということになっています。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 9番、林敏治議員。

○9番（林 敏治議員） 前も人手不足と言いながら、なかなか運行してもらえないという状況になっていますが、そのタクシーでも大体2台、バスは順次、一日運行はしていますが、もう非常に不便ですね、なかなか呼んでも来ないというのが現状です。それで人手不足、人手不足と言いながらもですね、失礼ですけど南陸運の面接にも行っているようですが、なかなか採用されないということが実態です。そういうことも考えてみますと、さっきおっしゃいました350万円の人件費をある程度考えて運行しているのではないかなと思いつつながら、操作されてないかなというふうに私が考えるわけです。そのあたりはどうですか。

○議長（沖野一雄議員） 龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君） その辺のところはですね、交通事業者の会社の関係なので、ちょっとよくわからないところですが、やはりタクシーも台数が少ないとい

うことで、呼んでもなかなか利用できないというところもあって、それもやはりそのタクシーの台数もありますが、運転手の方も不足しているというところで、非常にその辺のところがあるとは思いますが、タクシーに関しては、代替バスということで町からの業務委託ということではありませんので、バス会社の経営のもとにタクシーの方はやっているというところもありまして、なかなかその辺の民間のタクシー会社の経営の方の関係があるのかなと思っているところです。

○議長（沖野一雄議員） 9番、林敏治議員。

○9番（林 敏治議員） これはやはり国と県からの補助金ですから、ある程度しっかりとその用途をちゃんと把握する必要があるのではないかと考えて、私は質問しているわけです。ひとつ今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

それとですね、今回私が質問するのは、その廃止路線バスについて、ちょっとそれに代わるものがないかということで質問しているのですが、コミュニティバスというのがあるんですね、皆さんも御承知だと思います。これはもう全国に展開しています。近隣については、沖縄、鹿児島県でもほとんど運行されている。特に東村では、最近から運行開始をして、今、無料バスということで無料で運行しているというふう聞いています。そこで、コミュニティバスについては、地域住民の移動手段を確保するために地方自治体等が運行するバスです。高齢者や障害者、学生、児童などの交通弱者の交通手段が失われないよう、市町村等が費用を負担してバスを委託運行する。コミュニティバスの成否は、運賃による採算が確保されているかどうかではなく、運行の目的が達成しているかどうかで評価することが重要となります。高齢者の外出支援や中心市街地の活性化、公共交通空白地域の解消などといった目的は、バスの収支率だけで測れるものではないからです。また、住宅街の狭い路地を走るワンボックスカーやミニマイクロバス等が主流になっているようです。バス停の間隔が短く、自宅からスーパーや病院、港のアクセスを重視しているということです。そういうことですが、このことについて調査したことはありますか、いかがですか。

○議長（沖野一雄議員） 龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君） 町長の答弁にもございますように、今の南バスの運行形態というのは、もうこれはコミュニティバスと言ってもいいような形になっていると思っているところです。というのは、低廉の200円の金額で主要な病院だとか、商店街だとか役場、そういったところを結んでいるということ、さらにはどこでも手を挙げれば乗り降りができるというようなところも、多分にもうこれはコミュニティバスと言ってもいいのかなというところがあります。ただ、その県道一周とか経路については、もっと工夫の余地があるのかなというところもありまして、

また空港、港、そういったところにも接続していないというところでいろいろ課題があるのですが、町が運営主体となって、今の南バスの廃止路線代替バスはもう業務委託という形で運行していただいているので、そのところもコミュニティバスというところの性格になっているのかなというふうに思っています。このコミュニティバスなのですが、やはりルートを今県道一周を中心にはしているのですが、そこを要望の強いところを回っていくという経路のいろいろな検討も必要かなというところもありますが、いろいろぐるぐる回ると、ある人には便利だけれども、ある人にはまた目的地までなかなか着かないといったところもありまして、その辺の兼ね合いがどうかというところもあります。そしてまた、今この南代替バスの代わりにもう一つコミュニティバスをとというのも、町の財政的な感覚からするとやはり難しいところかなというところもありますので、バス事業者ともよく相談して、この辺の効果的な運行の仕方をまた検討していけたらいいのかなというふうに思っています。新年度に与論町地域公共交通計画を策定するということになってはいますが、そのところでも交通事業者、町、いろいろな関係者で、どういった与論町の公共交通のあり方がいいのかというのを、これからまた検討していくというところですので、その辺のところでもオンデマンド交通だとか、ライドシェアだとか、いろいろな先進的な事例もありますので、その辺のまた可能性も含めて検討しながら、その交通計画というのをつくっていったらというふうに思っています。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 9番、林敏治議員。

○9番（林 敏治議員） わかりました。しかし、東村のコミュニティバスについては、ふるさと納税を活用しているんですよ、ふるさと納税を運行で活用している。そういったことも考えながら、ある程度もうできないというのではなくて、この南バスがはっきりいってまだ不満が多いんですよ。いわゆるその停留所だけしか止まらない、ましてや幹線道路しか走らない。高齢者の独居老人ということで、もう65歳以上がみんな高齢者になって大変なことになるということで、いろいろな路線を考えて、やはり今後検討する必要がある。特にまた観光客の対応ですね、この観光客もバスを利用する人が増えてきました。そういったことも考えると、やはり百合ヶ浜辺り、あるいはまたいろいろな外線道路、外回りですね。そういったことも考えないと私はいけないのではないかと考えて質問するのですが、今の南陸運バスでは、私はできないと思うんですよ。いかがですかね、そのあたりはどうですか。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 林敏治議員の御質問本当にありがとうございます。何年か前に、国土交通省とのコースの認可を受けるときにですね、あれは方程式があるんですよ。距離をたしかどこか延ばしていくと、その利用数に当てた分母と分子の関係が

あって、そこにある一定の数字を掛けたあれが、イコール1点、数値があって、それ以上でないと何か特別な措置、何かが与えられるみたいなのを南有隆社長と参加のもとで、何年前でしたかね、それを1回議論したことがあって、ああ、なるほどなというところで、例えば私は観光協会も経験していましたが、要望としては、供利港の方に来てそのお客様を拾ってもらいたいと、1回認可をされたんです。でも利用が少なくなると、1回その路線を廃止すると再認可がまた難しくて。例えば今、県道一周道路を主体として回っているのですが、さっきおっしゃった民族村だったり、その観光の拠点になるところを行くと、当然、今までより距離が延びていくわけですよ。そこに係るその利用率の人数を実際上げないと、なかなか認可ができないところを聞いた、詳しくはもううろ覚えなんであれですが。そういうところで今の現状としては、南陸運が対応できていないというところで、林敏治議員のおっしゃるとおりだと思います。また、商工観光課、観光協会を通じて、二次交通の確保、いわゆる観光客とかそういったところで、また新たに別の事業とかそういう観点、例えば、茶花港、空港、供利港を結んだ、そういった観光客のためだけの交通手段ができないかというのは、当然、その地域公共交通計画の中でも盛り込みながら、幅広い意見を聞きながら検討してまいりたいとは思っています。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 9番、林敏治議員。

○9番（林 敏治議員） 南陸運バスでは、やはりこれはできないと私も思っています。ですから、そのコミュニティバスというのをですね、マイクロバスみたいな10人乗りぐらいのバスを運用できればと思っています。そこで今回、商工観光課の補正予算の中に、待合所の機能強化対策として観光受入施設整備事業2,500万円、これを補正予算に組んで整備するということですが、その内容をもう一度具体的に説明してもらえますか。

○議長（沖野一雄議員） 麓商工観光課長。

○商工観光課長（麓 誘市郎君） お答えいたします。

今ありましたとおり、港の待合所の方を今なかなか利用が進んでいないというところもありますので、待合所としての利便性の向上、それから待合所としての機能だけではなくて、ああいったスペースというのはなかなかないので、島民の方が利用したり、触れ合ったりできるような場所としても使えるような形で中の方を改修しようということで、例えばキッズスペースみたいなのを設けたりとか、ただの椅子だけではなくてテーブルとかもあって、チェックアウトした方がそこで仕事もできたりとか、子供を連れて来て遊んだりという形ができるような感じの改修を、取りあえず令和8年度の方で実施をしようというふうに考えています。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 9番、林敏治議員。

○9番（林 敏治議員） その売店のところは全く関係ないということですね。そしてそのイベント会場とか、そういうのをつくるということですよ。私が聞きたいのは、その売店の方からいろいろなことを僕は聞いているのですが、今借りてずっと放置しているところもあるようです。ですので、やはり活性化のためには、向こうの売店もちゃんと県には要望していただいて、もう少し向こうに店舗が入るようなシステムをつくった方がいいのではないかと思います、町長いかがですか。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 林敏治議員の今の質問にお答えします。

待合所のそれは県の管轄ですが、リニューアルも含めて今予算を付けたというところで、おっしゃるように、一部ずっと営業していたところが、今またずっと営業を休止しているというところで、本人に確認したところ、また再開するという意思の返事はいただきました。そのまま店舗を使わないのであれば、利用する方もいらっしゃるのではないかと、その確認をしたところ、いや、営業を再開するという返事を受けましたので、それはもう本人がやると言えば、もうやるという方向なのでしょう。また、ほかの店舗は県と相談して、そういう店舗が出店できるような体制が取れるかどうかは、また沖永良部事務所ですかね、県の方とも検討しながら、またそういう意見があったということで進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（沖野一雄議員） 9番、林敏治議員。

○9番（林 敏治議員） なぜこういう質問するかといいますと、やはりそこにお客様を集積して活性化させる、観光の核となり、旅行者の方々がそこに集約されるわけですから、ではどうするかということで、このコミュニティバスをそこに利用していただいて、そこにいるお客様、旅行者の方々が港まで、岸壁まで歩いていくのもこれは大変だというお客様がいっぱいいらっしゃいます。荷物を抱え、お子さんを連れ、そうしたことをもういつも考えているのですが、そのお客様の利便性を考えたときに、送迎できるようなバスを何とか港まで運行できないかいつも僕は考えているのです。そのあたりも一般質問とか、予算委員会か決算委員会でも言ったことはありますが、そのあたりは今現在どうなっていますか。そういった要望に対しては、待合所から港に送迎できるようなシステムはないのかどうか、そしてまた運送会社にも要望してやっているのかどうか、そのあたりは町長どうですか。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 本部港の例を言いますと、チケット売り場と船が接岸している距離があるというところで、あの距離はやはり与論の上の待合所でチケット販売、与論の場合は、また港に下りてあのコンテナでのチケット販売があつて、上で買わ

れた方が下に下りるといのは結構な距離なので、そこは本当に足として確保しないといけないといのは私も感じています。有村運送店、龍野運送店、両方の運送店で、荷物を持った方々は運送店の方で対応しているのか、もう一度確認したいと思います。あとですね、やはり今検討課題になっているのは、マリックスラインとA" LINEで、今、チケットのあれを書いてこうするのではなくて、今、国土交通省に上げて、スマート決済とか何かできるような運送店がですね、もう何か飛行機のチケットみたいな購入のシステムに変えるというところでしていますので、そうなったときにはその形態も変わっていくのかなと。下での切符販売を近い将来というか、そこはもう販売しないような方向に検討しているので、そこら辺でどうなっていくか状況を見ながら、また今お答えして、コミュニティバスをすぐ町の方で運営して、そういうことができるかという予算も伴いますので、そこはまたその計画の中でもお声をいただきながら検討してまいりたいと思います。

○議長（沖野一雄議員） 9番、林敏治議員。

○9番（林 敏治議員） 検討するというよりは前向きにですね、やはり積極的に取り組んでいただきたいと思います。その待合所の機能の活性化というのは、もちろんそのイベント会場も必要でしょう、また売店も必要でしょう。ですけれども、そこに集客した方々の利便性も考えないといけないし、さっき荷物はどうなっているかわからないということなのですが、その荷物の考え方は合鑑というのがありまして、合鑑する方は持っていきますよ、その運送店が。ところが普通の荷物は持っていきません。ですから、今後やはり港に結局車を駐車できないわけですから、その待合所にしか駐車できないものですからね、そこから歩いていくしかないのですよ。そういったことを考えたときに、やはりある程度はそこをやはり考慮していただいて、将来に取り組んでいただければなというふうに私はいつも感じていますので、是非ですね、そのあたりは対策をひとつお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

それと、コミュニティバスはなぜ必要かと申しますと、やはり高齢者の方々に対応できるようなバスなんですよ、今の南バスでは高齢者には対応できません。乗り降りが大変です。もう膝が痛い、腰が痛い、杖をついている人、障害者もいる。そういったことを考えたときに、やはり今の南陸運バスではできません。ですので、そういった対応ができるようなバスを、マイクロバスでもいいから、そういったことをしないと、今後やはり高齢者の対策にはならないと思いますので、是非このあたりをひとつ取り組んでいただきたいというのが私の願いです。いかがですか。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 林敏治議員ありがとうございます。今、議員がおっしゃった意

見も配慮しながらですね、与論町地域公共交通計画の中にまた盛り込んでければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（沖野一雄議員） 9番、林敏治議員。

○9番（林 敏治議員） 是非お願いをいたします。それでは次にいきます。

旧庁舎跡地利用対策についてですが、これにつきましては、旧庁舎跡地利用については、平成30年11月に旧庁舎跡地事業アンケート調査を実施しています。アンケートの調査の結果によりますと、観光情報施設や公園や広場、商業娯楽施設の整備に非常に指示が多い回答となっているようです。アンケート結果や今後の財政負担等を考慮して、にぎわいを創出する憩いやその交流の場の整備計画を進めたいと言っておられますので、是非これをひとつ進めていただきたい。また、令和3年度においては、旧庁舎跡地利用検討委員会で利用計画案を策定し、町民の意見等を集約しながら整備計画を作成していくと言っています。そういうことで、その旧庁舎跡地利用検討委員会でいろいろあったと思いますが、ここに答弁にもあるようですが、是非ですね、私はそういった整理計画というのもまた考えていただかないといけないのではないかと、質問しているわけなのです。実は、いろいろな方々から意見がありますのでお伝えしたいなと思っておりますが、ヨロンマラソンの出発点とか完走パーティ、サンゴ祭、いろいろな会場となっていますよね、今現在の芝生を植えた跡地はですね。ですので、一番重要なのがそこをやはり利用させるということですね。今見れば全くもう車の駐車場になったり、何もやっていませんね、向こうは。ですので、ここでイベントをするのであれば、必ず私は公衆トイレが必要になるのではないかと思います。今の王者の椅子の下のトイレは、表示はしてあるがわかりにくいし、便利がないです。もう高齢者の方々が大変口を揃えて、そこはもう使えないと言っているんですよ。今現在は、また何か工事中とかあるんですよ。だからそういったことで、なかなかそこは使用できないというふうに言っていますので、是非公衆トイレも検討していただいて、見やすい、障害者が入りやすい便利上考えて、そこでもう入り口につくってでもやはりやった方がいいのではないかと。必ずヨロンマラソン、サンゴ祭のイベントをそこでするわけですからね。だから、向こうに公衆トイレをひとつ設置していただきたいと思います。これはもう私だけじゃありません。もう住民から茶花校区から、みんな言われています。そしてまたさっきの旧庁舎跡地の利用についてのアンケートの中にも、その憩いの場、あるいはまた子供たちのいろいろな交流の場とかがやはり必要ですから、ベンチでも少しは置いて、遊具でも少しは置いて、ちょこっとだけいいですから。今、麦屋漁港に2,000万円ぐらいの遊具を取り揃えているのですが、そのあたりをちょっと、私は茶花のその公園にも必要だなと思いつつ考えている

のですが、そのあたりはどうですか、そういう考え方は。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 林敏治議員の今の質問にお答えいたします。ありがとうございます。与論町民も今の役場がここに移転する前に、まあ仮移転もありましたけど、与論の中であの場所というのは、やはり一番もう一等地というか、与論を代表する玄関口というか、ここに書いているのは本町のランドマーク的なそういう施設になり得る候補の土地だと思っています。確かに今、イベント広場になっていて、その公衆トイレとかの必要性は感じていて、王者の椅子ではトイレの改修がまた必要でしょうし、またトイレとしてあるというのは一般町民でもなかなか認知できてないというところもあるところだと思っています。また遊具とか今言いましたけど、実は総務企画課の方で観光協会があったところを仕切りして、今、詳しくはいくらですかね、ちょっと龍野課長で今リースで貸しているというところで、ちょっと状況を説明していただけますか。

○議長（沖野一雄議員） 龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君） その旧役場庁舎跡地の利用ですが、最近ですね、キッチンカーの利用に貸出しをしております、ただ、その貸出しを始めた途端といいますか、その周辺で工事が始まりまして、なかなかそこがちょっと今、うまくキッチンカーの方も利用しづらいというところになってきていますが、そういったキッチンカーの方々何人か業者がいらっしゃると思いますので、そこにある程度区画を選定して、抽選をして、そこでまた営業許可をしているようなところですよ。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 9番、林敏治議員。

○9番（林 敏治議員） その土地は町の土地ですよ、いくらで貸しているかわかりませんが、とにかくやはり町民の憩いの場として、やはり子供たちと触れ合う場所というのにも必要じゃないかと私は思っているのですよ。ただのキッチンカーで、何かその方々にメリットがあるようなことばかりではなくて、やはりみんなが集まって、そこでにぎわいのあるまちづくりをしないと、ちょうど正面玄関になるわけですので、ただ、芝生を植えてもうほったらかしじゃ駄目なのです。だから、そういうことも考えたときに、やはり活性化ということも考えながら取り組むべきじゃないかと私は思います。そういうことですので、是非、今後計画をされて、当然財源が必要ですから、いろいろな財源をやはり取ってくるのが町長の仕事であり、課長の仕事ですので、どこからでも財源を見出してきて、いろいろな整備事業については積極的に私は進めていただきたいと思います。最後に、町長のひとつ御意見をいただきます。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 林敏治議員、御質問ありがとうございます。私も答弁でも述べたように、一等地ですので、また与論を代表するランドマーク的なところで、今すぐ事業に取りかかるというところでは、なかなか基金も積み立てておりませんし、また財源等も確保できていませんので、要はどういうふうに跡地利用するか、検討委員会も令和3年度に立ち上がっているというのをお聞きしましたので、その検討委員会も踏まえながら、将来的にどういうものが欲しいか、公民館的な要素、いわゆるなかなかお祝いしようにもお祝いするスペースもないというところも、中央公民館も今閉館していますので、それも含めたもう複合的ないろいろな意見を町民から幅広く拾いながら、また検討してまいりたいと思います。御質問ありがとうございます。

○議長（沖野一雄議員） 9番、林敏治議員。

○9番（林 敏治議員） よろしく申し上げます。以上で終わります。

○議長（沖野一雄議員） 9番、林敏治議員の一般質問を終わります。

次は、3番、吉田勉議員に発言を許します。

3番、吉田勉議員。

○3番（吉田 勉議員） おはようございます。よろしくお願ひいたします。まず一般質問の前にですね、今の社会情勢とかについてちょっとだけ触れさせていただきたいと思いますが、ロシアのウクライナ侵攻、そしてアメリカによるベネズエラやイランへの攻撃と、世界情勢は一段と厳しさを増してきています。国内でも燃料費の高騰や更なる物価高が予想されるどころです。離島である本町もさまざまな影響が懸念されています。できるだけ早い解決を期待するばかりです。さて、本町においては、少子高齢化による人口減少、それに伴う担い手不足や人材不足の問題など、この島を次の世代に引き継ぐためにさまざまな課題が山積しています。全ての町民が意見を出し合い、行政と一体になって一歩ずつ進んでいかなければならないと感じています。それでは、順次一般質問させていただきたいと思います。

1 本町の担い手不足対策と人材育成について

(1) 人口減少や高齢化により農業・建設業をはじめ、全ての産業において、担い手不足や人手不足が深刻化し、議会の一般質問等でもたびたび議論されてきている。特に有資格者や指導技術者の高齢化による減少は、島の経済発展に多大な影響を及ぼすことが懸念されるが、現在の取り組みや今後の対策等について伺います。

(2) 島の将来を担う人材を育てるため、民間からの指定寄附を含めた人材育成基金（仮称）を創設し、中高生のオープンキャンパス・企業訪問など、将来の仕事や夢の実現に向けた活動に対する助成や、優秀な成績を収めた

選手等がより上位を目指し参加するための島外遠征費用への助成、そして、島だちした若者が島外でさまざまな経験や技術を習得し、少しでも多く島に帰ってきて働けるための環境整備や支援など、この基金を活用した多用途の施策を講じる考えはないか伺います。

## 2 大金久海岸の入り口の環境整備について

- (1) 大金久海岸入り口は、過去の台風被害によるモクマオ等の樹木の伐採後、新しい建物が完成し整備が進んでいるが、駐車場等への取り付け道路等の整備、入り口周辺の環境整備が急務である。ここには、民間所有の土地も隣接しており、隣接地の建物の建設計画等、景観に配慮するために関係者による協議が必要不可欠であると考えているが、今後の対応と見解を伺います。

## 3 本町特産品開発の現状と課題について

- (1) 本町は観光地であり、特産品の開発は持続可能な観光地づくりを目指す上で、最重点事項であると感じるが、現状と課題について伺います。

以上4点、よろしく願いいたします。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 吉田勉議員、御質問ありがとうございます。質問の前に、今の情勢を私も危惧しています。まさかアメリカがイランまで戦争を起こすとはですね。つい3週間、1カ月ぐらい前ですと、1バレル当たり60ドルだったんですよ、原油が。今、直近の情報だと100ドルを超えたと、確かに戦争が長引けば、今まで景気がよくなりつつあったところに、大きな打撃をもう外海離島はもろに受けますので、それは今私がトランプさんに物を言って戦争を止めるわけにもいかないの、そこは注視しながら、また国の状況等も見ながら、何かあればまたそういう県とか国への要望活動もして、対策を打っていければと思っています。

本題の吉田勉議員による質問事項1の要旨1についてお答えいたします。

御指摘のとおり、人口減少や高齢化により、本町のさまざまな分野において、担い手不足や人手不足が深刻化しており、特に有資格者や熟練した指導技術者の高齢化により、事業継続が困難な状況が発生しつつあり、今後、島の経済発展等にも大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

本町が現在行っている人口減少対策や人材不足対策につながる主な事業といたしましては、地域おこし協力隊事業、特定地域づくり事業協同組合事業（ヨロンまちづくり協同組合事業）、空き家利活用事業、移住定住促進住宅事業、保育士等資格取得研修支援補助事業、医療系大学からの実習生受け入れ、介護分野の人材の裾野を広げるための介護人材確保ポイント事業、介護資格者確保対策補助事業、建設関係各種講習会案内等が行われています。

今後の対策といたしましては、各種資格取得補助事業の拡充、保育・介護実習生のあっせん、農業大学校オープンキャンパス参加費用助成の検討、人口減少対策や専門人材確保等に資する移住体験住宅の整備等を検討することとしています。

質問事項1の要旨2についてお答えいたします。

現在、本町の人材育成に活用できる基金といたしましては、与論町ふるさと創生人材育成基金や与論町ヨロン島サンゴ礁基金（ふるさと納税基金）がありますが、ふるさと創生人材育成基金は、助成対象を一般の方々や団体を想定しており、中高生等の子供たちを想定したものではなく、また、ふるさと納税では、寄附メニューの中の1つに、こども・子育て・教育・人づくりに関する事業という寄附メニューがあり、子供たちの人材育成にも活用できる基金となっています。

こうした現在の基金の状況ではありますが、御提案のとおり、島の将来を担う子供たちの人材育成に重点を置いた基金の創設も必要ではないかと考えています。

令和7年2月に、清水建設、鹿児島大学との三者連携協定において策定された「与論島人づくり構想（通称：与論島アカデミー構想）」においては、各年代の目標を掲げており、幼児期であれば「愛情をたくさん受けて自分の世界を広げていく」、小学生では「与論島を好きになる、たくさんの思い出をつくる」、中学生では「各自が自分の生きがいを見つけ、進路を考える」、高校生では「町内又は町外で学び、自分の生き方を見つける」としています。

こうしたアカデミー構想の背景もあり、子供たちの人材育成にも資する基金（仮称：与論島アカデミー構想推進基金）の創設も検討してまいりたいと考えています。

また、基金を事業の財源とする際は、基金を一般会計へ繰り入れて当該事業に財源充当することになりますので、当該事業を実施する担当部署において適切な基金活用事業を検討し、基金の使途検討委員会等を通じ、基金の財源充当を行ってまいりたいと考えています。

続きまして、質問事項2、要旨1についてお答えいたします。

大金久海岸は多くの観光客が訪れる重要な観光地であることから、その魅力を高め、来訪者にとって安全で快適な環境整備を進めていく必要があると認識しています。その一環として、昨年8月に渚の交番「M u r u（ムール）」がオープンし、今後はその施設を中心に周辺エリアの一体的な整備を進める予定です。

今後の具体的な計画といたしましては、令和8年度に周辺エリアの測量・設計を実施し、その中で駐車場やキャンプ場等の施設整備、ビーチや駐車場へのアプローチを含めた動線計画など、全体的な環境整備のビジョンを盛り込んでまいりたいと考えています。

また、測量・設計と並行しながら、植栽や景観整備等の取り組みが可能なものに

については、随時着手するとともに、施設整備につきましては、国や県の補助事業等を活用しながら年次的に整備を進めてまいります。

なお、大金久海岸周辺は国立公園や保安林の規制区域となっていることから、環境省や鹿児島県等の関係機関と十分に協議を重ねながら、自然環境の保全と観光振興の両立を図ってまいります。

また、御指摘のとおり、入り口周辺には民有地が隣接していることから、今後の整備に当たっては、隣接する民有地の所有者の御理解と御協力が不可欠であると認識しています。

施設整備や景観形成の基本方針については、すでに一部の所有者へ説明を行っており、今後も丁寧なコミュニケーションを重ねながら、地域全体として調和の取れた景観形成と環境整備を進めてまいります。

質問事項3、要旨1についてお答えいたします。

特産品の開発は、持続可能な観光地づくりを進める上で重要な施策であると認識しています。現状では、零細・小規模事業者が多く、継続性や安定生産が難しいこと、販路開拓やブランディング力が十分でないこと、原料調達や生産・加工が島内で完結せず、付加価値が域外に流出していることなどが課題となっています。

また、宿泊施設や飲食店における地元産食材の活用も、安定供給や品質、コスト面の課題から、十分に進んでいない状況にあります。

一方で、地場産の食材や原材料を活用することは、食の魅力化や観光地としての満足度向上につながるとともに、域内経済循環を高め、観光による経済波及効果の最大化に資するものです。

こうしたことから、本町の特性を踏まえ、大量生産型ではなく、高付加価値で島の強みを生かした独自性のある特産品づくりが必要であると考えています。

現在、観光協会に地域商社機能を構築し、商品開発から販路開拓までを支援する体制を整備するとともに、補助事業を活用した特産品開発や販路開拓、地元食材の活用促進などに取り組んでいます。今後、商工会等との連携体制をより一層強化し、各機関の強みを生かしながら、魅力的な特産品の開発支援と事業者の経営支援に努めてまいります。

また、本町の観光地としての地域特性を活かし、農水・畜産物を活用した特産品開発による地域内循環を確立することができれば、観光客の来訪による地域経済への流入効果を地域外へ流出させることなく、域内循環することで地域産業全体の活性化を促進し、更なる経済波及効果が期待でき、本町が目指す持続可能な観光地として発展していくものと考えています。

しかしながら、これまでに多くの方が商品開発に取り組んでこられてきたにもか

かわらず、突出する地域特産品がないと感じる現状にあるのもまた事実です。

その課題として「仕組みづくり」と「物語づくり」があると感じています。旅行者が滞在中に本町で生産された農水・畜産物に触れ、宿泊施設や飲食店でそれを食し、そして島を離れるときに、それらを購入できる機会をいかに創出できるかという「仕組みづくり」。

また、その商品を購入したくなったり、その商品に共感し応援したいと思っただけのような「物語づくり」が大事だと思っています。

今後とも本町の農水・畜産物を活用した特産品開発や販路拡大に向けて、関係機関との協議を重ねて取り組んでまいります。

○議長（沖野一雄議員） 3番、吉田勉議員。

○3番（吉田 勉議員） 答弁ありがとうございました。私が考えている内容といいですか、希望どおりの答弁ですが、追加してもう少し細かく質問をさせていただきたいと思います。この質問事項の1から2まで大体関連しますので、前後することもあると思いますがお願いしたいと思います。この担い手不足と人材不足の深刻化については、前の山町政のときも、原議員から細かく質問もあって、そのときもいろいろな答弁がされているのですが、やはり再度ですね、私も今与論における現状がすごい厳しいなと思って、将来につなげるためにどうしてもやはり何度でも質問しながら、またお互いでいい意見を出し合っただけではいけないことだなと思って、再度質問をさせていただきましたが、本当に今、島の中を歩いていますと、例えば建設業者の中でほとんどが内地から来られている方々が全部働いているわけですね。そして、いろいろな方々に聞くと、自分たちの後継者がいないからもう廃業をせざるを得ないという話があったり、また人手が足りないから、なかなか大きな工事も取れない、また工期内でできそうないからちょっと難しいよという話をよくお聞きします。そういう中で、本当にもう今、こういうことだけは前々からいっぱい対策してできることではないのですが、私はこの人口減少においても、いろいろ移住・定住促進も一生懸命やるのも大事で、それも必要です。ところが、やはり与論から卒業した子供たちが島外に出て行って、その人たちが少しでも多く帰ってくるような環境づくりをしないと、どうしてもこの解決は難しいと。そして人口がいろいろな感じで逆転して、移住・定住の分が多くなったりすると、やはり文化的にもいろいろなものがあります。それもいいのですが、世界情勢がそういう状態ですからそれも必要ですけど、どうしてもやはり子供たちが帰ってくる環境をつくるために、いろいろな工夫をして待っていることではなくて、行政が仕掛けていくことも大事だと思うんですね。だから今回は要旨の2で人材育成についても触れていますけど、これはもう行政が持っていけないと、中学校の頃から自分たちの

家庭の仕事に対して興味を持ち、また高校に行ったら自分たちの進路に向かって、仕事に向かって、この夢を目指してどういう大学に行くか、どういう学校に行くか、そういうのを含めてやはりこの子供たちに持ってもらうためには、行政がちょっとだけ支える必要があると思うんですね、待っているのではなくて。例えば夏休みとかに高校生とか学校ではもういろいろなことで旅費関係は出せるのですが、学校でできないことを町がやっていくということで、2番目にあります人材育成についても、子供たちが例えばオープンキャンパスに行ったり、いろいろな職場体験をすることで、自分の目標が決まってくると、それもまた町が応援している、そうなる自分たちが都会に出て勉強してから、もちろん子供たちを伸ばすためには都会で働くことも大事なのですが、町がそういう支援をしてくれた子供たちが将来大きくなって、じゃあ自分たちの後輩たちのためにも頑張るぞということですね、いろいろなまた寄附を出したりとかしながら、そういうのもできるのではないかなと思って、今回1と2の内容で質問させていただいています。私の話は前になったり、後ろになったりしますが、申しわけないです。先月ですかね、環境経済建設委員会で農家、それからJAの方々と話をする機会がありました。その中で、この農業のことに關してだったのですが、子供たちに農業大学校とかに行ってその中身を見せたいと。進路に対してやはり不安を持っていますから、そういうのを見せて、そこで勉強もさせて、また帰ってこれるような雰囲気づくりをしたいということでお話があってですね、今回も産業課の方で人材育成のそういう事業ということで予算化して、この前、予算委員会の中でありましたが、素晴らしいことだと思うんですね。今、建設業ももちろんですが、例えば建設業であれば内地から来られた方々を使ってもできるけど、その農業関係については農家が経営者ですので、もし担い手がいなくなったら、その農家は規模を縮小するか、諦めるしかないわけですよ。そのためには子供たちが小さいときからそういうのを見せて、一緒になって雰囲気づくりをしていって、将来は誰か帰ってきて自分の跡を継いでくれるんだという、そういうのがなかったら、この与論の農業は恐らくもう駄目になっていくと思うんですね。また脱線しますが、ちょっと過去にですね、与論町役場も農協もそうですが、農業大学校を卒業した方々がほとんど営農指導員だったり、今も活躍している畜産の方々もほとんどがその農業大学校を卒業した方々なんですね。だから、そういう感じで、どこかでつながるような学校があったり、そこに行く雰囲気づくりがあれば、必ず帰ってきて親の跡を継いだりすると思うんですよ。だから、例えば中学校の頃からでも、夏休みに職場体験を子供たちがしていますが、例えば畜産であれば、与論から子牛を出荷して鹿児島の方で肥育をしますが、その肥育農家に、例えば1週間ぐらいでもホームステイをして、その現状を見てもらったりするとかですね。

そういうのを次々やっていけば、自分の家は小さな農家なんだけど、ああいうのにしたらすごいなって、やはり儲かる農業を目指して、子供たちの考え方がちょっと変わってくると思うんですね。だから、そういうのを行政がやはり助成をしてあげて、そういう雰囲気づくりを今後はしていかないと、後継者が育ってないと思うんですよ。そういう点について、すみません、いろいろ脱線しますが、町長どうですか。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 吉田勉議員、御質問ありがとうございます。まさに私も町長になった第一の理由が少子化ですが、どうやってこう0歳から、大学がないので一旦は高校まで行かせて、その後、島だちの教育をさせて島に帰ってくるか、島のために、島を想う、そういう子供たちを島全体で町民全員で育てられないかという思いでなったわけです。質問事項の要旨1と2で、私の方の答弁も前後したりこう重なるところがあると思います。今おっしゃった、やはりアカデミー構想の中でも、中学生では、やはり各自が自分の生きがいを見つけ、進路を考える。その中で、やはり農業であれば、今、1つ例を言って畜産のことおっしゃいましたが、畜産農家であればやはり畜産にかかる、そういう家業を継ぎたいという子供たちを研修する場であれば、やはり町も何らかの支援できるようなその体制はしてまいりたいと思います。また、そういう言い方するとあれですが、人生はどんな家庭に生まれても一度きりしかないので、本人がそれを本当に希望するのかですね。実は私も大工のせがれとして生まれましたが、親に反抗して、もうその道を選んでないわけですよ。そういう私が家業は継いでいないのに、お前がその人に家業を継ぎなさいみたいなことを強制していいのか。例えば中学校でも、与論高校だけの存続を考えて全部与論高校に進学してと、それは言えないわけですよ。各自のその自由の選択があるし、自分が行きたいというところがまずあるので、そういうところを大事にしなから、でも、実際与論が困っているから、私の意見でそこを全部いいんですかということも言えないし、そこら辺のさじ加減というかですね。でも思いは、私はやはり島を想うそういう子供たちを育てたいわけですよ。そういうのが伝われば、そういう子供たちが増えていければ、島に帰ってきたり、やはり島に帰ってこなくても島に貢献できるという、そういう教育をしたいということで、それも行政だけではできませんので、やはり中山教育長とも連携しながら、やはり0歳から18歳までの全体的にする、そういう教育を全体で考えると基本的に思っていますので、またいろいろな対策、支援策というのはあると思いますので、また御意見をいただければと思います。本当にいい質問でありありがとうございました。

○議長（沖野一雄議員） 3番、吉田勉議員。

○3番（吉田 勉議員） 今、町長がおっしゃるとおりで、私もそのいろいろな子供たちの夢がいっぱいあるわけですから、いろいろな感覚で支えるということはもちろんです。その中で、どうしても島に帰ってくる子供たちが1人でも増えるためには、いろいろなことで挑戦をさせてみて、またその人たちも別のところに行くかも知れないですよ。必ずそういうことではなくて、やはり町ができることで精一杯その子供たちにいろいろな勉強させて、その中でまた判断してもらおうということです。ということでしないと、さっき町長がおっしゃったように、いろいろな子供たちの夢がありますので、またそれぞれ違うとは思いますが、この状態ではっきり言って島に帰ってくる子供たちが1人でも多くなっていけばいいかなというこの気持ちです。ということで御理解いただきたいと思います。それと、今度はまた行政のことに関してですが、私ももともと行政マンでしたので、こういうことを言ったらあれですが、今、役場の技術者関係で、どうしてもどこの課もいろいろな建物をつくったり、いろいろなことをこの事業をするときに、どうしても技術者が必要になってきますが、その中で与論町も外注が多くて、外注でもやはりここに技術者がある程度いて、同じ立場で話をするができる、例えば設計委託をする場合でも、設計者とその与論町のことに対して、また今度の施設に対してということで、やはり対等な立場で話ができる職員がやはりいないといけないわけです。そのために育てるためにも、やはりいろいろな面で行政はまたその方策も考えていただければと思います。

すみません、いろいろ飛びますけどね、今度はその要旨2の人材育成についてちょっと触れてみたいと思いますが、私ここに、いっぱいどういうことをやってほしいという感じで質問の中に入れてありますけど、人材育成基金（仮称）という感じで書いてありますが、今のところ、町はいろいろなもちろん基金がありますけど、例えばサンゴ礁基金でいろいろなことをやりますと言っても、そのサンゴ礁基金という名前がですね、中身を見ますと、人材育成から十五夜からいろいろなことで書いてあります。やはりそうすると、この指摘をされる方もちょっといろいろ迷ってしまうし、前もそういう意見もあったわけですね。だから、これはあくまでもこの島の将来のための人材育成基金だという感じの創設をしていただいて、さっきもここの中でアカデミー構想何とかの推進事業みたいな感じでありましたが、これを表すときに、その中身を聞いて初めてまたもう1回対応しないといけないわけですので、本当にですね、別にこの人材育成基金とはっきりわかりやすい基金をつくって、答弁にもありましたが、それを関係する各課が育成事業を立ち上げて、その基金を繰り入れをして予算充当していきながら対応していくという形で持っていけば、いろいろなこの小さくてもいいのですよ。今回、産業課がその農業大学校

に行く子供たちの旅費を計上していました。町民生活課の山下課長がいろいろ人口動態についても詳しく説明があったわけですが、今、与論に20代が各島々の中でも一番少ないと。日本の地方の中でもすごく少ないということですね。この20代の方が島にいなかったら、次、30代の人たちから島に帰ってくる時は、ここにも1人だとしたら、次、30代の人1人帰ってきます、2人しかならないと。だから、そういう連鎖が続いていって、結局はその若い人たちがいないわけですね。で、町民生活課の場合もそのアンケートを採って、与論にはいろいろな見るところがない、買い物するところがない。もういろいろなアンケートの中で、今回また町民生活課の中で予算化がありました。それで、沖縄に行く家族連れで見に行きながら、買い物をしながら、そういうので一部だけを助成できるという感覚の予算計上もありました。ということで、私はすごいこのすばらしいことだと思うんですね。少しでもその若い人たちを島にとどめる、また呼んで働いてもらうというのは、やはりその環境整備がどうしても必要ですので、その辺も本当に次々いろいろな課で検討してやっていただきたいなど。それで与論高校に行く子供たちもとても大事ですので、与論高校にいることの特典といいますかね、だからそういうことでオープンキャンパスとかにも、その子供たちが次の夢に向かっていろいろなことを見れるような状態のつくり方をしていけば、子供たちもまたもちろん島の財産ですので、どこにいても島の財産ですので、そういういい子供たちが育っていくと思います。与論高校が今、日本の中でも進学校としてすごい有名ですし、また海洋教育ですごい子供たちができて、我々も私たちが学生の頃にこんなして人の前で話できたのかなと思うぐらい、すごい人たちが育っていきます。で、そういう人たちが次々に後輩に引き継いでいったり、いろいろなことがやはりできるような方策をですね、是非この基金をつくっていただいて、いろいろなところで活用できるようにお願いをしたいなと思います。これについては、もう終わります。

では、質問事項の2の大金久海岸の入り口環境整備についてということで、少しまた追加で触れてみたいと思いますが、この百合ヶ浜の入り口は、国定公園の中の第三種特別地域というですね、ある程度はちょっとだけ言葉は悪いのですが、そんなには特に制限のない地区なんですね。その中で百合ヶ浜の入り口というのは、本当にもう観光地の全体に島はきれいなのですが、百合ヶ浜の目の前に行ったときに、その目に映る景観がすごい私ずっと気になっていて、これはどうした感じでこの正面ゲートをつくっていくのかがすごい気になってですね。左側の方は町有地ですので、植栽をしたりいろいろな感覚でいきますけど、海に向かって左側ですね。で、右側が民有地側と重なっていってですね、民有地が要するにその自然公園の制限がありますから、隣地から、あるいは道路から5メートル後退していないと

建物をつくれないうことなんですね。そうすると、自然にその敷地の中で考えたときに、高さが13メートルまでとしたら、5メートル後退してそこに建物が建ったときの想像がもうできるわけですよ、満杯つくったときの。すると、その隣地から5メートルの空間、これがそのまま結局、町有地から5メートルですから右側に5メートルは建物をつくれないうわけで、そうするとそこに大きな空間ができていくわけです。そしたらそれがそのまま百合ヶ浜の入り口の景観につながっていくわけですので、そこをやはり民家の土地の所有者とすごい協議をして、植栽をするのか、どういう感じにしていくのか、広場にするのかですね、そういうところが後ろの景観にすごいつながってくると思うんです。それをやはり一緒になって検討していただきたいということ。それから、ちょっと奥に入ったところの駐車場の入り口に、またそこにも民家の土地がありますけど、隣地から5メートル引いていくと、そこにはもう建物は全くつくれないうわけですね。建物をつくれないう土地がそのままずっと永久に残る。そうすると、何もつくれないうわけですからその空間は誰も手を付けなくなるわけですよ。そしたら、それは広場だけで済むのであれば後ろをつくれればいいのですが、そこでもうほったらかしてボーリングとかでもいいですが、自然に生えた状態がそのまま残っていれば、これは景観としてはどうしても成り立っていかない。だけど私はその建物をつくれないう土地であれば、町もその民間の方と相談をして、代替地というのをおかしいかもしれないけど、外周道路から内側に入れるといろいろなものがつくれるわけですから、そこの交渉をしたりして、そこはもう町がお願いして取得するとかですね、そういう交渉も必要じゃないかと思います。誰も手を付けることができないのが真ん中にあったら、これはもう絶対景観はつくれないうわけですので、そういうことも踏まえてちょっと今度予算化もしているみたいですので、その中で本当に真剣にここが一番大事なことだと、与論島の入り口なんですよ。もちろん飛行場とか港もそうなんですけど、この一番のメインの百合ヶ浜の入り口ですので、ここはもう大事にしていきたいなと思いますが、町長でも課長でもよろしくお願いします。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 今の吉田勉議員の質問にお答えいたします。

私もやはり与論観光があるのは大金久海岸、そして百合ヶ浜が世界を代表するとか、日本の観光地の中で一番、与論の中で一番、いろいろなところがありますけど、島全体ですね。60の砂浜に囲まれたなかなか奄美群島の中でも与論はもう突出してプライベートビーチがあり、そしてもう奄美では一番の百合ヶ浜のというのがもう奄美十景の中の一景ですし、そこはもう一番の観光の重点だというのはもう皆さん、職員はじめ、町民の方々も、もう議員の皆さんももう認識しているとい

うところであると思います。そしてまた渚の交番「M u u r u (ムール)」ができたところで、観光客が来たときにそっちに来て、いろいろ受け皿がなかったところを1つの拠点として、周りがまたキャンプ場とかありますので、後で麓課長にお答えしていただきますが、そのある地権者とは何かをするに当たってはお互い町と協議をして、ちゃんと合意形成をしながらコンセンサスを取ってちゃんとやっていくというのは、契約ではないですけど言葉上では交わしているというところで、「町にそぐわないことを一方的に私たちはする予定はない」という言葉はいただいています。また計画の段階でそういう方々は十分に、また周りの地権者もそうですが、有識者とかいろいろな方々の意見を聞きながら、ここはもう一番大事な与論島観光の一番の一丁目一番地のところですので、大変重要に考えて、またそこは丁寧なやっていくというのは申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（沖野一雄議員） 麓商工観光課長。

○商工観光課長（麓 誘市郎君） 御意見ありがとうございます。今、議員おっしゃられたとおりで、大金久の入り口については非常に観光客の方が必ず訪れるというところで、今回また施設もできたので、この景観の整備についてはエリア一帯で取り組む必要があるなど思っています。令和8年度の計画の中にも、そういったところもしっかり盛り込んでいけたらなど思っているところですが、おっしゃるようにエリアの中ですとか、入り口とか含めまして、今把握している範囲で4地権者の方の土地があるというところ。この代替地等もということでありましたが、実際まだ今ちょっとそこまで話ができてなくて、また当然今御利用されている方もありますので、今、町長からもありましたが、向こうの整備の基本的な考え方ですとかビジョンについては、一部地権者の方とはコミュニケーションを取りながらやっていますので、島外の地権者の方もいらっしゃるのになかなかちょっと難しいところもありますが、全ての地権者の方とそういったコミュニケーションを取りながら、こういった形で進めたいということもお伝えをしながら進めていければなど思っています。ありがとうございます。

○議長（沖野一雄議員） 3番、吉田勉議員。

○3番（吉田 勉議員） ありがとうございます。よろしく願いいたします。それについては、これで終わりたいと思います。

それでは、質問事項の本町特産品開発の現状と課題についてということで、またちょっとだけ質問させていただきます。この現状と課題についてという感じの質問をしましたのは、本当に難しい問題があるからなんです。私もいろいろな感じで関わってもみましたが、すごいこの難しさがあって、与論でこの1次産業なくして6次産業はないわけですので、この1次産業からどうしてもその特産品開発をする

ための素材とか、そういうのがやはり少ないわけですね。ここに答弁でありましたように、例えば観光客の方も与論に来たら食べに行きたいけど、どういふのがあられるのですかと聞いてみたりしながら、いろいろな来られた方の後のアンケートだと、特産品みたいなおいしいあれがあまりなかったと、そういう感じのお話をやはり聞くわけですね。だからこういうのに対してもやはり工夫をして、答弁書の中にあつたように、なかなか継続して供給できないという部分もあつたりもしますが、何かですね、例えばソデイカとかであれば、獲れるときにストックがきくわけですね。そういう中で、そのソデイカを使った料理が結構出てもいいのですが、刺身とかちょっとした部分だけで毎回毎回変わってくる形でしか、やはり出てこないわけですね、メニューになかなかそれに特化した感じのこのメニューとかもないわけ。だからそういうのも含めてですね、何かやはりみんなで知恵を出し合つて考えなければいけない。昔からずっと特産品関係ではいろいろな方が挑戦もし、いろいろなことをやっていますけど、どっかでやはり止まってしまうという。これは1次産業のものがないとできないわけですので、やはり農業、漁業、そのところと本当に連携をしたことをしないと、観光地づくりはどうしてもその1次産業を巻き込んだいろいろなのをしないともう駄目だと思うんですね。今、ようやくその体験型の農業体験をしながらのツアーとかが増えてきているのですが、やはり限られてて、例えば与論でその重点作物が里芋、インゲン、そういった感じの果物もまたいくつか、ずっとみんなもう一緒なんですね。そしたらそれを加工して使うために、本当にどういった感じで加工して使えるかといつたら、もう出荷するのが精一杯で、それから余るものはないわけです。この前、沖永良部町にちょっと行く機会があつて、そこの加工をされている方の話を聞きましたが、自分が加工品に関わつた最初の要因は、要するに沖永良部の馬鈴薯がいっぱい小さいのが余つて、畑に転がっていると。それを見て、何とかそれを加工品として活用できないかということから、その加工品を扱う気持ちになつたということですね。だから与論の場合はそういうのがなくて、もうどこに行つても、もうちょっとした余りの分だけしかないものだから、なかなかその特産品開発というのが難しいことなのです。でも、それで止めていたら、もう観光関係も大体その新しいメニューが出てきませんので、やはりみんなで考えてですね、特産品についてもいろいろ考えなければ駄目だと思います。今、ちょっと例を挙げればコーヒーの話ですが、この前、喜界島がコーヒーの栽培800本ぐらいで大きく新聞に出していましたね。福祉と農業と一体になつた感じでコーヒーの栽培をしているということで出ました。また、徳之島はメーカーと連携しながらコーヒーを商品化して、もうすでに動いています。沖永良部も、もう沖永良部のコーヒー農園が本当に事業化されて、すばらしいぐらいでき上がつて

いるんですね。で、私もこの前、観光協会の方と一緒に何とかならないかということで視察に行きまして、確かにあそこは土地の面積もあって、いろいろあると思うのですが、見ていたら与論でもある程度の栽培はやっていけると。小さな面積ですが、与論でもまた何人かの農家がもう手掛けていて、一応お客様にちょっとずつ出せるぐらいは進んできているわけです。私は、これをやはり町も一緒になって動いて、沖縄から奄美までそのコーヒーを全部つくって、与論だけその大きな感じで今まで話題にもなってないわけですよ。これはやはり、また逆にチャンスでもあるから、ここで大きくそのコーヒーのことについてもぱっと出せば、また話題になるし、与論島で与論のコーヒーが、国産のコーヒーが飲めるとなればですね、これは、観光地としての魅力がますますまた上がっていくと思うんです。そういう中でどうしてもこれは重点作物と言ったらいけませんけど、今後将来に向かっていろいろな重点作物の見直し、重点作物でなくていいんですよ、JAも絡んできますから。何と云うか準でもいいし、何か言葉をつくってですね、町が推進していくんだという推進作物でもいいですから、この新しいものとして取り上げていただいてやっていったら、すごい成果が出ると思うんですよ。さっき申し上げましたが、体験型の農業体験をしながらということで、与論の場合は面積が小さいですので、そんなに大きな面積がなくて、コーヒー栽培しても特に大きな量は取れないのですが、お客様を受け入れるだけのその体験ツアー、焙煎体験をしたり、その取ったもので飲ませてあげるとか、そういうのができるんですね、共同して。今回はこっこの農家、今回はこっこの農家と順繰りで回しながら持っていくと、これはかなりいいと思います。名前が売れていながら、またコーヒーも与論島で飲めるんだというんですね、この百合ヶ浜というあれがありますから、その中でいろいろな名前の付け方も考えて、さっきも1次産業がなかったら6次産業はないという話をしましたけど、やはりどうしても1次産業の中で新しいのを、果物もそうですが、こういう持ってきて見ることができる。ほかのところには、あまりない作物が与論では見られるよと、ああ、おいしかったねという、そういうのがやはり小さな島ならではの特産品だと思うんですよ。そうしないと、小さな島ですので大量に出てくるということはないですので、貴重品を貴重品としてやはり提供していくというのは一番大事だと思います。ということで、町長、産業課長とかすみませんがお願いします。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 今の御質問本当にありがとうございます。私も平成17年度から平成26年、10年間観光協会長をして、やはり観光を進めていく中でよく聞かれるのは、当然、景観も海に囲まれたサンゴ礁の与論島というところで売んですが、あと宿ですよ。そしてその次に来るのが、やはり食なんですよ。どういう

食べ物があったり、与論から出るときにどういのお土産があるのですか、特産品は何なんですかと、いつもそれを聞かれるわけですね。それで需要と供給があるので、この需要に対して供給ができなかったり、その時期だけにしかないとかという点、それは言い訳をするわけではなくて、吉田勉議員もそれはわかっています、そういうことで6次化するためには1次産業が大事だということで、私も今、コーヒーの話は徳之島の去年、農林水産大臣、国土交通省かな、何かお見えになったときにも見て、あと喜界島と沖永良部島でできるということは、多分与論でも全然土壌がサンゴ礁質でもできるのでできるという、また実際何業者か今やっているの、基本的に町がどれだけの支援ができて、どういうふうにするというのは、また後で堀田産業課長に答えてもらうとして、私は町の施策としては全然賛成ですね、やはりそういった芽が出るのであれば育てていって、それが大きな1本の木になるような、その間になり得ないというのは、もうそこで淘汰されていくでしょうが、また可能性としては十分に与論コーヒーが売れるという生産ができればですね、その大量にではなくて、与論に往来してきた観光客に対するコーヒーができれば、それは1つの観光の売りになると思いますので、それは町としては前向きにというか、支援ができればそういう対策があるか、そこは堀田産業課長の方でお答えできればと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（沖野一雄議員） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田哲也君） お答え申し上げます。

御質問ありがとうございました。おっしゃるように、産業課全体としては、いろいろな重点作物というところに大きな予算を割いていますが、もちろんそういった新しい挑戦というのにもどんどん支援ができるように、振興会単位だったりしますが、そういったところにも支援しながら一緒にやっていければと思っています。特にまたコーヒーについては、生産業者も徐々に増えていますし、またそのコーヒーを使って体験をやっている、かつ、その体験でコーヒーをつくる段階で出てくるコーヒーチェリーの残りを使ったものの特産品開発というのを、去年クッキーをつくったり、今年はコーヒーのリーフを使ったコーヒーリーフクッキーをつくってみたりという形で、それをただ栽培で終わるだけではなくて、そのまま6次産業化につなげてお土産品として販売してみようというのも、徐々に徐々に進んでいますので、先ほど一番最初に吉田議員がおっしゃっていただいたように、本当に一歩ずつなのですが、小さいですけど少しずつ少しずつ与論のスケールにあわせたような形でしていくというのは、大きな予算というのは今付いていないのですが、こちらの産業課の方でも一緒に支援してまいりたいと思っていますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（沖野一雄議員） 3番、吉田勉議員。

○3番（吉田 勉議員） ありがとうございます。このコーヒーの話を出しましたが、このコーヒー栽培を持って行って、体験型のそういうのができるようになると、一番この観光にとってかなりのメリットになるかと思います。最後に6分間ありますので、商工観光課長の考え方をちょっとお願いします。

○議長（沖野一雄議員） 麓商工観光課長。

○商工観光課長（麓 誘市郎君） ありがとうございます。今、観光の方でもこういった特産品は非常に重要だということでは思っていますし、また弱いところもそういった食のところかなというふうに思っています。できるだけ1次産業とも関連をして、地元のものを使うということが、そのお金の島に落とすというところにつながるというふうに思っていますが、残念ながらちょっと今、島外から取っているのが多いというふうな現状です。今そこをちょっと今年度からの奄振の方で予算を付けまして、食の魅力向上事業ということで、地元の方で使ってもらおうということを重点的に今取り組みを始めたところです。また課題もいろいろ出てきていますが、なかなか大量生産できない中で付加価値を付けて売るという中では、そういった、ただ加工品としてつくるという原料ということだけではなくて、先ほどありましたように、体験をしながら余った分をまた原料として使う、またそういったところで体験することによって、ある程度の価格帯のものでも納得して買っていただくことができるということではないかなと思っています。また、地元の方でも飲食店とか宿泊施設でそういった地元のものを食べるところで、今度はまた特産品の購買の方にもつながっていくのかなと思いますので、ここについては観光分野ということだけではなくて、そういった1次産業の皆さんとも連携をする中で形をつくってまいりたいなと思っています。ありがとうございました。

○議長（沖野一雄議員） 3番、吉田勉議員。

○3番（吉田 勉議員） ありがとうございます。担い手不足そして人材不足、それから大金久海岸の件、それから人材育成基金の件ですね、いろいろこの特産品も含めて出しましたが、島が発展していくためにどうしてもやはり必要な事項だと思いますので、どうかひとつ、行政の皆さんが一生懸命頑張ってください、少しでも島が良くなるようによろしく願いいたします。これで一般質問終わります。

○議長（沖野一雄議員） これで3番、吉田勉議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。10時55分から再開します。

-----○-----

休憩 午前10時41分

再開 午前10時54分

-----○-----

○議長（沖野一雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、7番、高田豊繁議員に発言を許します。

7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） おはようございます。それでは、7番から一般質問を行いたいと思います。

1 県道東区交差点の早期改良整備について

(1) 本交差点は、変則型交差点であることや、小売店・宿泊施設・斎場等への利用も多く、混雑や危険度が極めて高い交差点であり、早期改良整備が必要と考えるが、今後強力に事業を推進する考えはないか、町長の認識を伺います。

2 公共施設用地買収における合理的事業推進について

(1) 公共施設用地取得に際し、租税特別措置対策として土地収用法による事業認定事務が必要となる場合がありますが、煩雑な事務の軽減や所要経費の節減も考慮し、今後より合理的事務推進を図り、円滑かつ迅速な事業推進を図る考えはないか伺います。

3 外国からの有事危機事態に対する町民の安全の確保態勢と町民会議や周知徹底について

(1) 年々高まっている周辺国からの有事危機に関し、具体的な安全対策や避難態勢、町民との会議・対話や町民への周知対応が重要と考えるが今後の方向性についてどのように考えているか伺います。

以上3点です。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 御質問ありがとうございます。高田豊繁議員の質問事項1の要旨1についてお答えいたします。

本路線は、児童生徒の通学路でもあり、周辺には葬儀場や観光施設などが整備され、店舗などへの交通量も多く、重要な路線と認識しています。

また、本町における通学路合同点検でも危険箇所として挙げられ、交通安全の面からも早期に安全対策の整備が求められているところです。

本路線の道路拡張整備については、現在のところ用地補償費率が高いことから、早期事業着手は困難な状況にあります。

本町として何ができるのか、県と相談しながら事業化に向けて取り組んでまいります。

続いて、質問事項2の要旨1についてお答えいたします。

土地収用法第3条に該当する事業のために公共用地を取得する際、租税特別措置法により地権者に一定限度額までの譲渡所得特別控除が適用され、税制優遇を受けられることが定められています。しかし、事業の種類によっては、この税制優遇を受けるために、当該事業のために土地などを収容する必要があると認定される事業認定が必要となります。

事業認定は、御指摘のとおり、一般的にその認定に係る申請事務が非常に煩雑であるため、事務の軽減や所要経費の縮減が課題となっています。

こうしたことから、事業認定申請業務を外部委託することも選択肢の1つと考えていますが、その際、外部委託費用と地権者への税制優遇額を比較検討し、合理的な事業推進を行うことが肝要だと考えています。

今後とも、公共施設用地取得における合理的な事業推進を図り、円滑で迅速な事業推進を行ってまいります。

質問事項3、要旨1についてお答えいたします。

御指摘のとおり、年々高まっている周辺国からの有事危機が危惧される中、去る2月3日に、国民保護法に基づき、周辺国からの武力攻撃予測事態下における、奄美大島以南の離島からの九州本土への避難を想定した、令和7年度鹿児島県国民保護共同実動・図上訓練が、本町と徳之島3町において、鹿児島県、海上保安庁、警察、航空会社、海運会社、医療機関、福祉施設などの関係機関が参加して実施されたところです。

本町の避難実施要領（案）の概要といたしましては、鹿児島県の避難の方針に基づき、全町民及び滞在者等について、県から割り当てられた船舶（1日2便）及び航空機（1日7便）をもって可能な限り早期に（5日間を想定）、鹿児島県本土に避難を完了することになっています。

また、与論港や与論空港への移動については、避難集合場所になる各小学校に一旦集合し、避難者の確認や登録、船舶や航空機への搭乗者割り当て等を行い、要配慮者等を優先しながら、順次、港、空港へバスや福祉車両で輸送することとなっています。

今回は、初めての国民保護訓練で、大きな流れを確認するものでありましたが、今後さらに鹿児島県等と一緒に避難計画を練り上げていく必要があります。

また、万が一、有事事態となったときに、少しでもスムーズに全島避難が行えるよう、日頃から計画概要（案）の周知を図るなどし、町民一人一人の心構えに資するような取り組みを行ってまいりたいと考えています。

○議長（沖野一雄議員） 7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） 東区の交差点について、細かくまた入っていきたいと思いま

すが、やはりこの形がですね、何の形と似ているといいますかね、どうもあまり言葉ではいい表せないのですが、車の交通としては非常に難しいという点と、それから小売店とかがものすごく接近しているという点、見通しが悪いという点、いろいろありますが、実はこの路線は与論中学校の前から東区まで、これを一貫して改良整備でやるということでしたが、中学校からやってきて、その直前で南風荘の手前付近で止められていますよね。そうすると、その残りの部分には、確かにそこの建物、あるいはそういった補償率が高い用地はいざ知らず、用地はともかくとして補償率が高いという見解もありました。それでこのときですね、実は20年前ぐらいかなと思うのですが、そのときの知事が伊藤知事の時だったんですね。そうすると、大島の笠利の旧役場前の県道ですね、それから徳之島の伊仙町役場前の箇所、それから知名の田皆の大曲がりカーブですね、それから与論のこの東区のこの4カ所については、すぐ一時中断したんですよ。これはどういう理由だったのかといいますと、この用地補償率が高いということも1つのこのチェックポイントだとは思っているのですが、やはり鹿児島県の公共事業の見直しということもあって、これを一時中断しているのですが、今ではどうなっているかといいますと、先ほど山下課長からもお伺いしたのですが、地元ですからですね。笠利の役場前もきれいに整備されたら、田皆ももちろん10年前ぐらいにもう整備されたら、伊仙町役場前も全く大きな道路ができています。すると、残っているのはこの与論だけなんです。それで、やはりこの例えば改良整備というのは、確かにこういう用地補償のことが1つ言われるわけですが、この茶花の例えば役場の旧庁舎前のところ辺りの箇所とか、茶花小学校の前とか、これは改良工事ではなくてポイント的に交差点改良事業ということでやっているんですが、この場合はこの用地補償というのはもう関係ないんですよ。ですから、「用地補償率が高いことから、早期事業着手は困難な状況にあります」と、ここに書いてありますが、これは町が言っていることではなくて、これは県が言っているわけだから、それはもう最近そういう話はタブー視されていますが、ここで町長はそこの箇所の改良工事について、本課で直に要望したことがあるかないか、ちょっとお伺いします。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 私としては、要望をしたことはございません。

○議長（沖野一雄議員） 7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） それでですね、私どもも沖永良部の広域に行くついでに、沖永良部事務所に行ってこれを一応お願いはしているのですが、茶花小の前も上から来る道は町がして、県道の部分は県がするという、要するに連携しながらある程度とは言わないのですが、餅は餅屋でやるということですね。だから、そういうこと

で、例えば風花苑に行く、マヤマに行く道路、それから赤崎に行く道路は町道ですから、これをやはりこの改良については、もう基本的にこれ町が持つということで、その交差点改良は、これは特定道路交通対策事業と言えるかと思うのですが、この改良工事ではなくて、危険交差点の改良ということで持っていったらいいと思うんですよね。これでいくとこの用地補償率も言っておられないし、それで沖永良部事務所の言われるその補償が高いというのが一番ネックにあるということですが、そのぐらいの補償は与論町が特段に全国で飛び抜けているわけではないのだから、その1階、2階、3階建ての建物ぐらいをそんなことを言われたからいつまでも放っておくかといったら、もう20年以上も放っておかれているわけですからね。だからやはりこれは何とかしなければいけないと思うんですよ。それから県道というのが、があつとカーブしていつているのですが、例えば茶花から来て赤崎線に向かつてはもうほとんど一直線だから、もうそこをわあつと通り抜けるオートバイとかですね、やはりそういうのが結構多いんですよ。だから非常に危険なんですよね。だからそういうこともいろいろ、やはりこれはですね、町長。行っている回数だと思っうんですよ。見てから、もうここは無理だからというこの答弁の程度ではですね、これはまた次の町長、あと10年先になってもこれはできないと思うんですよね。やはり今の県道でもここが一番危ないのではないかなと思って、交通量が多いですからね。町道が直に突っ込んでいるわけだから、そこが一番危ないなど、ほかのところとは、ちょっとやはり違うのではないかなと思うんですよ。だから旧役場庁舎のところ、非常にこうは危険度が高いなどと思ってですね。ですから、泣く子供にしかお乳をあげないという言葉があるとおりですね、やはりこれは政治力を使って、幸いにして、町長は非常に今の現職の塩田知事と濃い仲にあられるわけだから、ここはですね、やはり何とかならんのかということで、上から下から横からですね、あの手この手を尽くして、ここは頑張っていたきたいなと思います。ほぼですね、ほぼというか、僕は地元の受け入れはオッケーだと思っっているんですよ。地元はもうみんな100%オッケーだと思っっているんですよ。建設課長にちょっとお伺いしますが、その同意の受入態勢については、何か引っかかりがあったでしょうかね。

○議長（沖野一雄議員） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） お答えいたします。

一応、同意のことについては、何人から同意は取れていますよという地元住民の声は聞こえています。一応、県ともいろいろと話をして、ではどうすれば与論町がこの早期事業化できると思いますかというところで、今の鹿児島県の土木部長、木佐貫部長が大島支庁時代、建設部長だったときに、与論に来られていろいろ話をし、その用地補償率を下げるためにはどうかというので、与論町も例えばその建

物の解体等を県と折半してやる方法はないのかとか、そういうところもいろいろこう話をされたんですが、最初、建設部長がいらしたときにはバイパス案、手前の方からバイパスをつくった方がいいのではないのかという、そういう案もあったりしてですね、その辺はまた、いや、そこはやはり通学路をメインとしてやってあげたいので、ここをどうにかできないのですかというところで、今の土木部長の方とはいろいろ話を進めたところであるのですが、その辺が固まったら地元住民の方にまたもう1回説明に上がって、もう1回同意書を添えて、また要望していこうかなとは考えています。

○議長（沖野一雄議員） 7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） このバイパス案という話を聞いたことはありますが、例えば、どこと言ったらいいのかな、吉田勉議員のところからちょっと東側の方に来て、そこから県道の内側の農地のところから行くという案だと思いますが、やはりこの交差点をこのまま放置することは、いずれにしてもできないわけですから、やはり例えば片側歩道でも今の路線でいくしかないかなと思うんですよね。やはり将来のこの交通の安全を考えて見通しもいいようにしていくのが、本来の交通道路整備ですから、そのバイパスというのは、例えばその町の中を通るよりは、例えば百合ヶ浜に行くためには、そのバイパスを使っていった方が2、30分は時間的に見るとあるというんだったら、そのバイパス案というのも考えられないことはないわけですが、この用地補償率があ程度の補償で高いということでそのバイパスをつくっていたら、これはなかなか成り立たないですよ。沖縄あたりとか、そういう大きなところは、そういうこともバイパスもみんなやってはいますけどね。だからここは是非、やはり何と言っても僕は田畑町長と塩田知事のこのコネクションが一番強いなと思うんですよ。ですから、ここはただ事務レベルで、事務の職員レベルでお願いをしたりというよりは、そちらの方がいいなと、やはり強いと思いますので、ひとつこの検討はもう町長に一任するというところで建設課長、どうでしょうか。

○議長（沖野一雄議員） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） ありがとうございます。そうしていただければ私もすごく楽かなと思いますけど、事務方の方もまた頑張っているいろいろと計画はしていきたいと思えます。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 高田豊繁議員、本当にありがとうございます。御存じのように、私が令和5年の9月25日初登庁して、議会が何回もありましたけど、これは初めて出て、全然意識してないというわけでもないんですが、お葬式がやはり告別式、献灯がありますよね、そのときに交通量が特に多かったですね、夏の観光時期と

重なったときに、おっしゃるとおり、オニツカのくるまどうとか、まっすぐ民俗村に行くとか、あとは右手から前浜のところ野口さんのところに行くとか、あと周囲の県道行くときに、結構向こうの方でどうあれするのかという、詰まっているときも何回か見たりしているので、やはりそういう交差点としてはちょっと危険なというのは認識はしております。またこういう要望が高田豊繁議員からありましたので、実際に知事とのあれでそれができるのかどうかわかりませんが、まずは建設課とちゃんとタッグというか意思統一を図って、沖永良部事務所とかに話を1回は通してみたいと思います、それは足しげくではなく、また泣く子にしかそういうお乳を与えないという、私も全然1回もそういう要望等をしていませんので、新たにまた要望して、再度また実現できるように汗をかきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（沖野一雄議員） 7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） 知事もですね、長年県庁にいらっしゃるわけではないので、これまでですね。まだ4、5カ年ぐらいにしかならないわけだから、だから前の前の知事ですからね。そのときにこれが中断されたという事実関係は、あまりそんなに詳しくはないかと思うんですよ。しかしながら、先ほども言ったのですが笠利、伊仙、田皆、これはもう全部みんなきれいに整備されているわけですから、もう中断してから20数年以上になっているわけですから、もういいでしょうということで、やはり押して行ってこれを整備していかないと、いつまでたってもできないと思います。田畑町長だったら僕はできると思うんですよ。そういうことで、この点についてはひとつ強力にお願いして、進められるようお願いしたいと思います。

それから第2点目の公共用地買収における合理的事業推進についてですが、答弁書の方に書かれています、全くこのとおりでございまして、非常に今の列席されているメンバーの中にも、この事業認定を何とかならんのか、あんな面倒くさいことはしたくないと思われている方々も何人か、経験者だったらわかるかと思うんですよ。やはりその県庁だけの見解だけではいけないものなんですから、この収用委員会とか、そういった民間からなる裁定委員会とか、そういったのが関わる関係で事業するのに、例えば何で必要か、どうしてそこに出なければいけないのか、どのくらいの公共性があるのかというようなことも問われるわけなので、もうあの手この手で非常にあの難儀するところがあるんですよ。これはもうわかりにくいところがあるとは思うんですけどね。そういうことで、例えば火葬場とか、学校とか、空港、道路、ため池とか、そういうのは事業認定なんていらないわけですね。ところが今回町民生活課で計画している、例えば共同納骨堂については事業認定が必要だ

ということですね。そうすると、仮に例えば用地が500万円だとしたら、大体これにかかる所得税、住民税が大体20%ですから、100万円ぐらいかかりますよね。そうすると、この100万円の税金を免除するために、例えば外部委託をすると250万ぐらい委託費がかかるということになるとですね、これは補助が全くないわけだから。そうすると150万円も多く手出しをしないといけないということ。それから職員の手間暇もですね、これはやはり難儀するわけですよ。そういうことでその事業もまた遅れるわけですね。これはもう事業認定を受けたりしたら半年以上必ずかかるわけだから、そうすると、どうしてもやはり事業推進の上からは遅延になるということが考えられるわけですね。そして、先ほどもちょっとあったのですが、最近、役場の場合も相当外部委託というのが、委託費がかさんできているんですよ。ほかの課もですね、具体的にはもう言いませんけど。その外部委託をするということは、いいふうにとられることもあるかもしれないですが、与論町からそれだけ外部にまた金が出ていくということも、大いに考えていかななくていけないということで、先ほど技術職の話もありましたが、やはりこれはもう安易に外部委託、外部委託ということでやっていけば、ますます与論町は財政的にもやはり厳しくなっていくわけですので、この事業認定まで外部委託をやっていくと、やはり財政的にも、職員のまた負担も負荷が大きくなるのではないかと思いますよ。それで、これについては、山下副町長が最もわかっていらっしゃるのではないかなと思いますので、山下副町長の見解をちょっと聞いてみましょうかね。

○議長（沖野一雄議員） 山下副町長。

○副町長（山下哲博君） ありがとうございます。お答えいたします。

私もこの40年間の中で、高田議員と一緒にこの事業認定をした経緯もございます。やはり職員の能力とそれにかかる時間というのは、非常に時間がかかりまして、なかなか一言一句訂正があったり、もう本当にここで言い表せないぐらいの労力かけて、その事業認定をみた経緯がございます。確かに今、高田議員がおっしゃるように、その事業認定を受けるというよりは、やはり事業認定を受けてただすべきですが、与論町の今回の事業につきましては、空港とか、それから大規模な広大な土地を取得してするものであれば、やはりそれに従ってすべきだろうとは考えますが、今回の事業については地権者といろいろ御相談をしながら、いい方向で進められたらいいのではないかと思いますし、早めの事業導入ができるというふうに考えます。本当にありがとうございます。よろしく願いいたします。

○議長（沖野一雄議員） 7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） 臨機応変にケースバイケースで対応して話し合っていて、なるべく合理的にできるように進めていただきたいと思いますので、よろしくお願

いしたいと思います。

次にですね、今、イラン戦争の真っ最中のようなのですが、与論町の外国からのこの有事危機に対する避難とかについてですが、自衛隊の方々からも直に言われているのですが、その国民保護法によって、離島の住民は沖縄も大島郡も全部避難させるということでおっしゃっていますが、かなりこれが具体的になると、厳しいところがあるのではないかと思うわけです。2月3日の訓練では、その時間の計算とか、そういうことを把握するためにもやられたようですが、この戦争というものは、今回のイランの場合もそうですが、不意に訪れる場合があるわけですね。そうすると、もうああいう事態になってからでは全く避難はできないわけですよ。そうすると、いつその隣国から攻めてこられるのかというのもわからないわけだし、じゃあそこに行って、またどういうふうなところに滞在するのか、どのぐらいの期間滞在するのか、そこら辺も全然わからないですしね。それから病院にいる患者さん、これはもう全く延命措置をしている患者さんもおられるわけだし、もういろいろな老若男女おられるのですが、それから牛の問題とかいう人も必ずあると思うんですよ。それで例えば島に残っても、水道課の職員もみんな避難するわけだから飲み水の問題はじゃあどうするのかという、残るもアウト、行くもアウトという状態になると、これはもう全く八方塞がりの状態になるのではないかと思うのですが、また帰ってきてから、いつの時点で帰れるのか、帰ってきたらまたじゃあどうやって生活するのか、そのインフラは大丈夫なのかということもありますしね。これは並大抵のことじゃないんですよ。ですから、やはりこういったのを町民はいろいろ考えていると思うんですよ。町民とやはりこの対で話し合いをするというのが、意見を聞くというのが、その方向を定めるにしても、ただ上からこうおっしゃるから、まあ、そうですかという程度のそういうレベルで考えたらまずい。やはりその生の声というのを町民から聞いて、そしたら、あなただったらどうしますかとか、どうしたいですかとか、やはり意見のやり取りをしながら、そういうのをまた上に持っていくということをしていかないと、十分なるコンセンサスが得られた状態であるのが、やはり行政としての仕事ですから、ただ国や県から、自衛隊から、こう来たからこうする、こう言っていますということだけではですね、これはちょっとやはり責任がちょっとかかるような感じがするんですよ。ですから、こういったことを町民会議というかですね、聞き取りというのは大事かと思っておりますので、今後ひとつ十分に検討していただきたいなと思います。今、一説ではベネズエラとイランと、これはシーコックが石油をそちらの方から運んでいるということらしいですが、これを遮断するためにやったというのが一説ございますが、そうなれば、ますます今度は仕掛けてくる可能性も高くなってきたという見立てもあるわけですか

ら、今、例えば航空母艦を3隻つくっているわけだけど、4隻目に入っているわけだから、そうするとますますこの軍備費も40兆円ぐらいの軍備費を入れるというわけだからですね。そうすると、やはりこれはもう明らかに私どものところに出てくるという可能性が、ますます年中大きくなってきているわけですよ。ですから、これはもう全くあり得ないことではないと、非常にそういう危機感を持つのですが、先ほど自衛隊の話も出たのですが、ますます緊張の度合いが大きくなってくるわけだから、そういうときに本当にどうしたらいいのかというのを町民の方々からの意見も聞きながらやっていかないといけないと思いますので、そこら辺をちょっと総務企画課長、どのように計画されているか、ちょっと聞いてみましょうね。

○議長（沖野一雄議員） 龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君） ありがとうございます。全く高田議員のおっしゃるとおりで、あってはならないことなんですけど、この有事事態に備えて全島避難という事態が起きたときに、今のままではもう大混乱に陥ってしまい、なかなか計画どおりにはいかないということなんですけど、2月3日の国民保護訓練においては、大きな流れとして航空機、それから船舶を利用して、この全町民をどうやって避難させるかというところで、鹿児島県、国がつくっています避難要領によりますと、与論町だと5日間で全島避難、全町民を避難させるというような船舶、飛行機を手配するということなんですけど、なかなか今の状況では、はい、そうなりましたから、避難してくださいと言っても、なかなかそこは難しいところかなというふうに思っています。また、避難先でのどういったところに避難するのかとか、そういったところはまだ全然固まっていないと、これからの計画ということなんです。まさに大きな入り口のところでですね、今回また始まったということなんですけど、やはり高田議員がおっしゃるように、いざというときにいかにスムーズに避難するかというところは、日頃からのこういった有事危機事態、全町民が本土に避難しないといけないというときに、どうやって避難するかというところを町民一人一人が日頃から考える、そういったことが非常に大事だと思います。そしてまた、国・県等の避難計画の今の段階の計画をわかっている限りで、また少しずつ情報提供を共有しながら、日頃からそういう有事の際の全島避難というところに備えて、一人一人が考えることが非常に大事かなということですので、今後ともまた情報提供というところでは、できる範囲で、可能な範囲でしていきながら、町民と一緒にまた考えていけたらなというふうに考えています。

○議長（沖野一雄議員） 7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） これは一説ではですね、やはりこの危機の発生するのは2027年という見立てですよ、これが多いですよ。そして、間に合わなければ20

28年ということになるようで、そうしますと、もう日にちもないわけだし、やはりその町民の意見を聞くというのが一番、気持ちを聞くというのが一番大事なことじゃないかなと思うんですよね。もう特にここにいらっしゃる皆さんは、もうほいほいといって飛行機に乗って行けるわけですが、やはり入院されている老人とか、そういう方々までも全て搬送するということは、これは非常にその搬送によってまた命が縮むということもあるわけですし、一方としては、また1人を残すわけにもいかないという見立てでしょうから、非常にこれ難しいなあと思ってもう懸念されるのですが。いろいろな考えがあるのでしょうか、中山教育長どうですか、老人の方々や病院の入院患者とかですね、そういう方々にはどういうふうにしたらいいのかということを含めて、今日は教育長に質問があまりいっていないようですから。

○議長（沖野一雄議員） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） すみません、質問がなかったのでずっと聞きあって、ああ、そうだな、大変だなと思いながら聞いています。本当に健常者であれば、船だったり飛行機だったり、もう自分で行動できるという、自分で自分の身を守るという、学校でもいろいろな避難訓練とかそういった中では、最終的には自分で身を守るということで教えているのですが、町全体を考えると、そういった皆さんがそうやって自分で動けるというわけではないですので、そういったところまでも考えていかないといけないということは、いろいろなところと連携をして、ある一定のところだけに任せるのではなくて、いろいろなその地域住民、公民館とか地域連携、そういったところとやっていかないといけないのかなというのと、基本的にはやはり地域のコミュニティというか、常にこう近所付き合いがあって、大丈夫かな、どうかなというところでやっていくのがいいのかなと。この間、宝塚の劇場があって、たくさん650人ほど集まっていたんですが、じゃあ650台車があったかというのと、そうじゃないんですよね。そうやって、お年寄りも多かった。あの人たちは近所の人たちが乗せていってあげたり、車椅子を用意してあげたりしておりました。ああいう形でみんなで協力してやっていくという、そのコミュニティづくりということも大事なのかなと。もちろん、また行政としては、そういった整備とか体制づくりをしていかないといけないなというところもあわせて考えていたところですよ。ありがとうございます。

○議長（沖野一雄議員） 7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） やはりこの戦争となると、地震、津波、火災等とは、もう全く違って来るわけだから、やはりもうこれはないと言い切れる人はどこにもいないわけですね、もうあり得るといふふうにして、最悪の事態を考慮していく必要があるかと思っておりますので、今後ともひとつ慎重にですね、なるべくまた早期にわかる

範囲内、そういった事態の推移とともに、あわせて町民が安心して体制、対応づくりができるようによろしくお願ひしたいなと思ひます。総務企画課長は1人でこれはできないと思ひますが、所管課ですので大変だと思ひますが、今後慎重に進めていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、3点について質問をしたりお願ひをしたりですので、ひとついい結果が出来ますように期待をしまして一般質問を終わりたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（沖野一雄議員） これで7番、高田豊繁議員の一般質問を終わります。

ここで昼休憩のために暫時休憩します。午後は午後1時30分から再開したいと思ひます。

-----○-----  
休憩 午前11時36分  
再開 午後 1時28分  
-----○-----

○議長（沖野一雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、1番、池田理恵議員に発言を許します。

1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） 議長のお許しを賜りましたので、通告に従い、一般質問を行うに当たり、まず日頃より町政運営に御尽力いただいています町長はじめ、執行部の皆様に敬意と感謝を申し上げ、冒頭の挨拶とさせていただきます。私たちは今、人口減少や地域経済の停滞など、いわば危機の時代とも言える状況の中にあります。しかし歴史を振り返れば、先人たちは幾度となく訪れた困難を、単なる忍耐ではなく、独自の思想と文化の力によって乗り越えてまいりました。古くは縄文文化において、自然を征服の対象とせず、万物に神が宿るものとして共生しながら、1万年以上にわたる持続可能な社会を築いた調和の精神がありました。また、江戸時代には、限られた資源の中で循環型社会を実現し、学びを尊ぶことで成熟した市民社会を形成してきました。こうした歴史の底流にある知恵は、ここ与論島においても脈々と受け継がれているものではないでしょうか。厳しい自然環境や離島という条件の中で、先人たちが何より大切にしてきたもの、それは嘘偽りのない心で向き合う誠の精神であり、あらゆる存在に感謝を捧げるトウトウガナシの心であると感じています。この与論の誠の精神と深く響き合う思想として、江戸後期に農村復興を成し遂げた二宮尊徳翁の報徳思想がございます。尊徳翁は、社会再建の要として、真心を尽くす「至誠」、たゆまぬ努力を重ねる「勤労」、収入に応じた適正な予算を定める「分度」、そして余剰を社会や未来のために分かち「推譲」という4つの

理念を掲げました。この「至誠」の精神はまさに私たちの島、「誠」と通じるのではないのでしょうか。私欲を抑え、公のために尽くす君子、すなわち「君想い」こそが、この心こそがこれからの戦略的まちづくりの基盤になるものと考えています。また、私自身、子育てや教育の現場に関わる中で、子供たちから多くのことを教わってきました。子供たちは大人が思う以上に地域の姿をよく見ており、社会の変化にも敏感です。そして何より、この島で生きたい、この地域の役に立ちたい思いをまっすぐに持っています。そうした子供たちの姿から、私たち大人がこれからの地域づくりにおいて、大切にすべきものを改めて教えられているように感じています。「道徳なき経済は犯罪であり、経済なき道徳は寝言である」理念なき戦略は空虚であり、戦略なき理念はまた力を持ちません。与論町がこれからも自立した輝く島であり続けるために、先人の誠の精神に学び、尊徳翁の理念を現代の政策へ活かしていくことが求められているのではないのでしょうか。今、私たちが直面している課題を次世代につながる大きな転換点とすることができるのか。本日は、本町の戦略的まちづくりにおける理念と実践について、町長並びに執行部の皆様と建設的な議論をさせていただきたいと考えています。長くなりましたが、質問事項に移らせていただきます。

1 与論町における戦略的なまちづくりの必要性について

- (1) 働き方改革の本質は、社会全体が持続的に成長できる環境を整えることにあると考えます。その中で、春休みの長期化や土曜授業の廃止など教育環境が変化する中、長期休業中の子供の居場所づくりは重要な課題です。家庭環境による格差を防ぐための実態把握と、地域学校協働活動の強化を含めた現状と今後の方向性についてお伺いいたします。
- (2) 住宅は人口政策や子育て支援の重要な施策であると認識しています。しかしながら、町営住宅においては所得基準により家賃が急増し、子育て世帯が住み続けることは困難となる事例も見受けられます。制度設計が現在の生活実態に即しているのか、改めて検証が必要ではないかと考えますが、本町としての現状認識と今後の方向性についてお伺いいたします。
- (3) 本町が抱える人口減少や住宅不足、子育て支援、福祉、人材確保などの課題は相互に関連する構造的問題もあり、単独の課で完結することは難しいと考えます。未来を創造する戦略的な政策立案と実行、さらには費用対効果の検証を含め、各課横断による調整・企画機能の強化と一体的な政策形成の必要性について、町の見解と今後の方向性をお伺いいたします。

どうぞよろしくお伺いいたします。

○議長（沖野一雄議員） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） 池田理恵議員、質問ありがとうございます。質問1の要旨1について答弁いたします。

小中学校の春休みの期間については、令和8年度から始業式が4月8日となり、春季休業期間が2日延びることになります。また、土曜授業の実施が見直され、本町においては令和8年度において、全ての小中学校で土曜授業は実施されません。これらについては、鹿児島県全体で行われるものであり、新年度の準備期間を確保するとともに、教師が児童生徒との信頼関係をつくる時間を確保するためでもあります。ただし、それらにより児童生徒が家庭や地域で過ごす時間が長くなるため、子供の居場所について不安を持たれる方もいることと思います。

御質問の家庭環境による格差を防ぐための実態把握については、令和6年度に「こども未来推進ニーズ調査」を行っています。それによると、土曜・休日や長期休暇中の定期的なこども園の利用について、「ほぼ毎週利用したい」が59.3%、「月に1～2回利用したい」が33.3%あり、あわせると9割以上になり、その理由としては「仕事がある」、「平日に済ませられない用事がある」と回答した方が、それぞれ5割を超えていました。小・中学校の保護者においても同様のことが考えられ、子供の居場所についてニーズがあると理解しています。

今後の子供の居場所として考えられるものとしては、4月開所予定の「子ども第三の居場所よろんPOMセンター」があります。また、学校でも子供の居場所を提供している例もあります。アフタースクールと称して、長期休業中に学校の先生の得意分野に関する講座を開いたり、図書室を開放したりする取り組みが見られます。中学校では3年生を対象に放課後、自主学習の場として希望者に教室を開放しています。現在は学校が中心となる取り組みではありますが、今後は学校運営協議会の協力を得ながら、老人クラブの方など、地域の方が指導者となって講座を開いたり、自習監督をしたりすることも期待しています。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 池田理恵議員、御質問ありがとうございます。私からは質問事項1の要旨2についてお答えいたします。

公営住宅はセーフティネット住宅であることから、現在、本町の間所得者層等の住宅ニーズにそぐわない住宅と認識しています。

令和5年度に与論町営単独住宅条例や与論町営住宅等整備基金条例を制定しました。これにより本町の間所得者層等の住宅ニーズにあわせた柔軟な利用を可能とする町営単独住宅整備が可能となり、令和7年度に朝戸住宅基本・実施設計を発注しており、令和8年度造成工事を行い順次住宅整備に着手していく予定です。

もう一つの質問事項1の要旨3についてお答えいたします。

御指摘のとおり、本町が抱えるさまざまな課題は、役場の単独の部署のみで解決できるものではありません。各部署がお互いに情報共有し、さまざまな角度からアプローチしていくことが必要だと思いますので、各部署がこれまで以上に連携を密にし、より効果的な施策を推進してまいりたいと考えています。

また、職員の政策形成能力の向上は、大変重要な課題ですので、各種研修会などに積極的に参加させ、見聞を広めたり、知識や技術の習得が図れるよう努めてまいります。

一方で、魅力的なまちづくりは、自治体の政策形成能力をアップさせれば、それで実現できるかという点、決してそうではなく、自治体は、あくまでもまちづくりの裏方・事務局であって、主役は住民であるとも言われます。また、住民がまちづくりに関心を持ち、住民のさまざまな提案がなければ良いまちづくりはできないとも言われています。

幸い本町では、役場職員が事務局役として携わる中、小・中・高を通じた海洋教育やゆんぬ学取り組みや、先月の22日に開催された「ワイたんDAY！よろん産業まつり」におけるイノベーンちゅの皆様によるさまざまな地域課題解決のための事業提案や、27日には地域おこし協力隊の皆様からの地域おこし活動の報告があるなど、本町のまちづくりに関心のある方々が大勢いらっしゃることを大変ありがたく感じています。

今後とも、役場職員の政策形成能力を磨きつつ、町民と一緒に、より良いまちづくりに取り組んでいければと思っています。

○議長（沖野一雄議員） 1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） 御丁寧な御答弁ありがとうございました。質問について順次再質問をさせていただきたいと思います。質問事項1の要旨1についてなのですが、こども未来課の方にお伺いいたします。答弁書では、子供の居場所として、子ども第三の居場所が挙げられていますが、こちらの今現在の内容でしたり、詳しいこと教えていただけますでしょうか。

○議長（沖野一雄議員） 福永こども未来課長補佐。

○こども未来課長補佐（福永まゆみ君） 御質問ありがとうございます。課長の光が会計検査立ち会いのため、私が出席させていただきました福永と申します。よろしくお願いたします。

それではお答えいたします。子ども第三の居場所よろんPOMセンターにつきましては、令和8年4月開所に向けて最終の準備を進めているところです。こちらの長期休業中の有効活用について、まず1点補足させていただきます。子ども第三の居場所よろんPOMセンターは、小学生の児童と中学生の生徒のうち、不登校の子

供、不登校気味の子供、そして就学支援が必要な子供を対象としています。長期休業中の子ども第三の居場所よろんPOMセンターの有効活用につきましては、この子供たちが利用しない土曜日、日曜日、祝日について、子ども食堂を開設することなどを検討しています。そして、子ども第三の居場所の説明に移らせていただきます。こちらにつきまして、まず子供にとって第一の居場所というのが家庭ですね、安心の場所。そして第二の居場所は学校、学びの場所です。家庭でも学校でもない第三の居場所とは、子供にとっての第三の安心できる場所、評価されない、比べられない、せかされない、ただ、そこにいい場所、ほっとできる場所、こういった場所にしてまいりたいと考えています。子ども第三の居場所よろんPOMセンターの名称につきましては、ピース・オブ・マインド、安心・安全の略です。子ども第三の居場所について、町民の皆様幅広くアンケートを採りました。名称を公募したうち、さらに役場職員にアンケートを採った結果、よろんPOMセンターへの票が多かったため、この名称に決まりました。よろんPOMセンターは、子供を真ん中に安心してつながる居場所になることを目指します。子ども第三の居場所よろんPOMセンターの機能といたしましては、まず6つあります。まず一つ目に本人支援、2つ目に基本的な生活支援、そして3つ目に学習習慣支援、そして4つ目に体験活動、5つ目に地域支援、6つ目に家族支援です。子供たちが安心して過ごせる環境で、自己肯定感や非認知能力など、将来の自立に向けて生き抜く力を育む施設として、与論町子ども第三の居場所を設置します。子供自身が学校に行けなくて困っていると悩んだ末に、学校に行かない選択をしたのであれば、第三の居場所ができることに少しでも期待をしていただければ、そこは協働して安心して居心地のいい場所にしていけるよう、その子供たちと一緒に築いてまいりたいと、そんな場所にしてまいりたいと願っています。初期の備品は最小限度でしか揃えておらず、たくさん失敗もすると思います。例えば、今日は昼食にオムライスが食べたいねとなったら、ケチャップ、野菜、お肉、それどころか、まずはその主食であるお米とか、調味料である塩とかコショウとか、そんなスモールステップから揃えていくということから取り組んでまいる所存です。何時になったら、いつになったらもう食べられるのやらというふうに、お腹がグーグー鳴る、それでも生きている証拠だというふうに笑い飛ばして、最後までオムライスづくりを完成させて、それをみんなで食べる、そうなったら御の字です。温かく見守ってください。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（沖野一雄議員） 1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） とてもわかりやすく御丁寧な説明ありがとうございました。確かに現代における多様性というところに即した大事な事業だと感じています。第

三の安心できる場所ということで、やはり柔軟な対応ということでおっしゃっていましたが、ここで対話が重要かと思えます。必要な場所づくりとして、また引き続きよろしく願いいたします。楽しみにしています。

続いての質問に移らせていただきますが、この答弁書にございましたアフタースクールですね、こちらの内容についてお伺いしてもよろしいでしょうか。

○議長（沖野一雄議員） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） ありがとうございます。アフタースクールを直訳したら放課後という感じがすると思えますが、これにはちゃんとした理由がありまして、学校の放課後を利用して学校で子供たちを預かって、安心・安全な場所で子供たちに多様な活動とか教育をしていくというプログラムという意味もあります。それを那間小学校が今年初めて行いました。自分も県内いろいろ回ってきましたが、こういう活動をしたところを見たことがない、聞いたことがないです。学校で講座的には28講座、那間小学校は全校児童62人なんです、延べ285人が参加しているという、そしてこれが夏休みの最初と最後、最後ら付近が多かったのですが、学校の先生方の得意分野を活かした15ぐらいの種目、例えば自分がバドミントンが得意であればバドミントン、パソコンが得意であればパソコン、こちらはピアノであるとかですね、それからものづくり、そして特徴的なのは宿題お助けマンという感じで、特に親御さんが一番悩んでいるようなものを学校で面倒を見てあげるような活動で、それぞれが得意分野を活かして開設しておりました。校長先生に何でそういうのをやったのですかと聞いたところ、やはりまずは受け皿という部分、そして自主性を伸ばしたいという、いろいろな活動があります。あと生活習慣を整えさせたい、そして夏休みの最後ら付近にやることで、2学期に子供がスムーズに学校に行きやすいために、普段着でそして仲間と好きなものを、とにかく学校に足を運ぶ、そういったものを通して心理的なハードルを下げていくことが目的なんだというように言われていました。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） ありがとうございます。すばらしい取り組みにとっても驚いています。今的那間小学校で取組まれたアフタースクールの活動についてお聞きいたしまして、本当にこの子供たちの居場所づくりというところに真摯に向き合っておられる先生方の御努力に、本当に感銘いたしました。もうこういった取り組みがどんどん広がり、子供たちの居場所というところで増えていくといいなと、すごく心から感じた次第です。

続いて、その地域学校協働活動について、ここにもつながってくるかと思うのですが、学校、家庭、地域が連携し、地域全体で子供たちの学びや成長を支える仕組

みであると認識しています。現在、働き方改革や教育環境の変化により、放課後や長期休業中の子供たちの居場所づくりや体験機会の確保を、家庭だけで支えることが非常に難しくなっている状況もあると感じています。地域学校協働活動は、学習支援や登下校の見守り、地域文化や農業体験などの体験活動、放課後子ども教室など、地域の力を活かして子供たちを支える重要な取り組みです。あと子供たちの学びを支えるだけでなく、多世代交流を生み、地域コミュニティの活性化や次世代の担い手育成にもつながる、とても大変意義のある取り組みではないかと可能性を感じている次第です。ここで伺いたします。今後、どのように地域との連携を強化し、持続可能な体制づくりにつなげていくか、もしお考えなどがございましたらお聞かせください。

○議長（沖野一雄議員） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） ありがとうございます。本年度から学校の方もそれを取り入れて、各学校で試行錯誤しながら進めているところではありますが、特に先ほどの話とリンクするところがあると思いますが、本来、子供たちは休業中であつたり、土曜が今度なくなって、土曜日は家庭や地域にお返しするわけなので、そういった子供たちまでも面倒みるというところが学校ではないと思うんですね。実際はやはり学校が終わりました、学校はありませんとなれば、地域や家庭がしっかり子供たちを見守っていく。じゃあどうやって受け皿をしようかというのを地域で考えていくところではあると思いますが、それを先ほどの那間小みたいに、学校自体が、先生たち自身が休みなのにやっていくという、ある種、働き方改革に逆行してるようなね、そういったところをやろうとしていること自体、素晴らしいことだと思うんですが、それをアンケートの中でもあつたのですが、先生が先生になっているので、それを何か保護者もやりたいという意見があつて、だから保護者が先生になったりとか、今回は保護者は参加されてない、入れてなかったみたいなんですね。だけど、やはり保護者も一緒にやりたいという声もあつて、そういうふうに子供たち、先生たちだけではなくて、そこに保護者が入り、また地域の指導者というか、今、那間小の先生たちの得意分野だけの講座になっていますので、それではなくて、地域には縄を編むのが得意だったりとか、グラウンドゴルフが得意なじいちゃんがいたりとかあると思います。そういった得意分野をそういったところに活かすことで、すぐ取り組めるような気がするんですね。ですので、まずはそうやって地域の方が学校に入っていく、子供と接することで、それぞれまた生きがいづくりにもつながっていくのかなという気がします。そうすることで地域全体で子供を見守る、そういう体制ができていくのかなと思いますので、これはまだ那間小だけで、これがほかの学校もできますよということは決して言える内容ではないです。本当にハードル

が高いと思います。できたということは、それだけ学校職員みんながやはり同じベクトルでやっているところだと思いますので、そういったところをもしかしたら那間小からでも地域と連携してできたら、それがまた各校区に参考例として広がっていくと、非常にすばらしい活動になるのではないかなと思います。

○議長（沖野一雄議員） 1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） ありがとうございます。今後、非常に期待できる取り組みだと思っています。一つ一つ積み重ねてつくり上げていくことが、続けていくことが重要かと思いますので、引き続きどうぞよろしく願いいたします。

続きまして、要旨2の再質問に移らせていただきます。子供の居場所づくりや地域学校協働活動の強化について今までは申し上げましたが、これらは単なる教育政策にとどまらず、本町の将来を見据えた戦略的なまちづくりにも深く関わる課題であると考えます。近年では、多感な時期に自然や文化に触れ、島での体験が子育て世代になったときに大きな価値となって、本町を訪れるきっかけや関係人口として関わり続ける要因になっている事例も見られます。このように、子供たちの学びや体験の環境を整えることは、本町の未来につながる重要な戦略であると考えますが、その一方で子育て世代が安心して暮らし続けるための生活基盤、とりわけ住宅環境の整備も大きな課題となっています。そこで次に、本町における住宅問題について再質問いたします。令和8年1月22日発行のお知らせカレンダー、週報ですね、こちらの町営住宅入居申込みの受付について、増木名住宅の家賃のところには「所得によって変動」と明記された上で、米印で「那間小存続を目的としてつくられた子育て世帯の入居を促進する住宅」と記載していますが、こちらに関して、現状の認識と今後の方向性などがあれば教えてください。

○議長（沖野一雄議員） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） 御質問ありがとうございます。今、増木名住宅の方は、公営住宅法からすれば、そういうことはそれに限りということにはできていないのですが、与論町の内規の方で、最初建てられたときに「那間小の存続を目的とした住宅」というのが、何か位置付けられておりました。県の方に確認しましたら、市町村によって実情にあわせて設定はできるのですが、グリーゾーンですよというお答えはしています。それで令和7年度より子育て世帯に限って、所得限度額を15万8000円から25万9000円まで引き上げています。だけど、それによって家賃が安くなるかということではなくて、やはり所得によって家賃は変動していくということで、その所得制限額を公営住宅にいらっしゃる全世帯の対象に25万9000円に引き上げています。

○議長（沖野一雄議員） 1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） ありがとうございます。実情に応じて少しずつ改正されているというところで、ありがたく思うところです。それで、この住宅問題というのは、本町が抱えるさまざまな課題が横断しているように見受けられます。住宅は単なる住環境の問題にとどまらず、子育て支援や若者定住、高齢者や障害のある方が安心して暮らせる環境づくり、さらには町内事業所の人材確保にも関わる重要な政策で基盤であることは御承知のとおりだと思います。また、近年では二拠点生活や関係人口といった新しい暮らし方も広がっており、与論の自然や文化を活かした多様な住まい方の可能性も考えられるのではないのでしょうか。こうした視点から、住宅政策を各課が個別に取り組むというよりかは、横断的な視点で与論町ならではの戦略として位置付けていく必要があると考えています。そこで、島内外の声を多様に受け止めておられる建設課長として、現在の課題認識と今後どのような取り組みを進めていくのか、お伺いしてもよろしいでしょうか。

○議長（沖野一雄議員） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） 御質問ありがとうございます。答弁書にも書かせていただいたとおりですね、与論町での単独住宅条例や整備基金を制定しまして、今、朝戸の方に1棟2戸の4棟を計画しています。この住宅は、公営住宅法に縛られない住宅として、与論町が家賃も設定できるし、与論町の管理計画の中で管理していくものと思っています。どうしても公営住宅法によると、その家賃設定がセーフティネット住宅ということで、どうしてもその所得限度とかその辺が設けられて、子育て世帯であっても、なかなか夫婦で月の収入が25万9000円というのはやはりちょっと低いかなど感じています。本来であれば、与論町がこういう住宅を整備するのではなくて、建設会社や不動産屋さんたちの方に頑張ってもらえるのが一番いいと思っはいるのですが、そこがなかなか供給が足りないというところで、与論町も少しずつ小出しにしながら、住宅の状況を見ながら、順次またいろいろなとこに整備していくことにしています。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） ありがとうございます。あわせてもう一つちょっと質問したいのですが、今は子育て世帯ですが、あとは若者定住の目的だったりとか、あと高齢者や障害のある方々に向けて、やはり目的に応じたこの住宅のあり方というのがそれぞれ違うのかなという、どのようにして各課で考えられて建てられているのかというところが、ちょっと私の方でわからなかったので、その辺を教えてくださいませんか。

○議長（沖野一雄議員） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） ありがとうございます。建設課の方で建てる住宅というの

は、与論町民全体に対して公平に建てる住宅だと認識しています。子育て世帯に特化した住宅とかであれば、例えばですが、こども未来課とか教育委員会とかで、また障害者とか、DV被害者とか、そういうシェルター的なところを建設するのであれば、町民生活課とか、そういうところで分けて建てられれば一番いいのかなと自分は思っているのですが、なかなかこの財源も限られた中、そういう各課でつくっていくというのはちょっと無理があるのかなと思ひまして、それをまとめられるところが1つでもあれば、自分たちも協力して、そちらの方でやっていただければ一番いいのかなと思ひています。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） ありがとうございます。本町が抱える課題というのが、やはりもう一番住宅問題が顕著かなと思ひます。ほかにもいろいろあるかとは思ひますが、相互に関連する構造的な問題というところを感じます。なので、施策の隙間を生じさせることなく、誰一人取り残さないまちづくりを進めるためにも、未来を創造する戦略的な政策立案と実行、さらには費用対効果の検証が必要であると考えます。そこで、各課横断による調整・企画機能の強化と一体的な政策形成について再度質問させてください。総務企画課長にお伺ひいたします。戦略的な政策を進めていく上では、各課が連携し、横断的に取り組んでいくことが重要であると考えています。そこで、本町において、現在各課の間での連携はどのように行われているのか。またその日々、やはり業務がございますので、そういった業務をこなしながら各課連携を進めていく上で感じておられる課題や難しさですね、こういったところもあわせてお聞かせください。

○議長（沖野一雄議員） 龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君） お答えいたします。

本町は比較的小規模自治体ですので、各課の連携というのは、大きな自治体に比べて非常に取りやすいというところがありまして、普段から担当職員、課長等の情報共有、意思疎通、そういったところも垣根をなくしているところですが、課長会とかいろいろな会議等での情報共有、そういったところもあります。またいろいろな会にしても、いろいろな部署からの参加があるようなところで、その辺の情報共有というところは、割と比較的できているのかなというところですが、しかしながら、各部署でのミッションといいますか、使命というところがありますので、それぞれの分野でやるべきことがあるというところで、その辺のまちづくり全体の課題というところも、役場には企画調整会議という会議も設定されておりまして、横断的なときにはそういった会議で持ち寄って判断をしていくというような仕組みもできているところですが、なかなか今、住宅関係にしても、本当にニーズに追いつい

ていないというところがありまして、これも公だけで解決できることではないと思いますので、民間の力も総合的にお借りしながら、いろいろなまた空き家対策、公営住宅、それから移住・定住促進用の住宅だとかですね、いろいろな用途があるわけですので、そういったところをどうやって限りある予算の中でしていくかというところも、非常に今後課題かなというところなんです。なるべく一歩でもそういった前進が図られるように努めてまいりたいなというところで思っています。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） ありがとうございます。現状を何となく理解いたしました。答弁書の中で魅力的なまちづくりを進める上で、自治体はまちづくりの裏方・事務局であるとお話がありました。人材育成やチャレンジの場を日頃から整えていただいているからこそ、町民が安心して挑戦できる環境が生まれ、結果として、町民が主役となるまちづくりが形づくられているものだと感じています。まずはですね、そのような土台を常日頃整えてくださっていることに、心から感謝を申し上げます。その上で、こうした基盤をさらに強化していくためにも、どうしても戦略的な視点、やはり各課の横断する間ですね、隙間というところを生じさせることなく、早くから取り組みを進め、より深めていくことが重要なのではないかと考えています。予算委員会の際に、山下町民生活課長よりお示しいただきました若者の人口流出のデータについて、私なりにですが、ほかの自治体との状況とも比較しながらちょっと検証をさせていただきました。御認識いただいているとは存じますが、本町はいわゆる5,000人の壁とも言われる自治体としての行政サービスを、自立的に持続維持していくことが難しくなる局面に差しかかっていると考えます。人口規模が小さくなることで、行政組織の専門性の維持が難しくなり、職員の兼務が増えることで、政策立案の余力が低下する可能性があります。また、行政サービスには人口にかかわらず、一定の固定費が必要であるため、人口減少に伴い1人当たりの政策コストが上昇し、新たなまちづくりへの投資余力が低下していくことも課題として指摘されています。しかし、その一方で、与論には移住を希望する声も多く、依然として選ばれる島として可能性を持っていることも感じています。こうした状況を踏まえると、これからのまちづくりは単に人口減少を嘆くのではなく、与論の魅力を活かしながら関係人口を広げ、持続可能な地域社会を築いていく戦略が重要になるのではないのでしょうか。例えば、新潟県長岡市山古志地区では、2004年の中越地震により大きな被害を受け、住民約2,200人が全村避難を余儀なくされました。その後、人口減少が進み、現在の人口はおよそ800人程度となったそうです。こうした状況の中で、山古志では、デジタル技術を活用したデジタル住民制度というものを導入し、名産の錦鯉をモチーフにしたNFTを通じて、地域外から山

古志を応援するデジタル村民を生み出す取り組みを進められたそうです。現在では人口約800人の地域に対し、1,700人を超えるデジタル村民が誕生しており、実際の住居人口を上回る関係人口が形成されています。こうした取り組みは、人口減少地域における新しい地域の関わり方として注目されています。また、全国では里帰り支援制度などを通じて、進学や就職で一度地域を離れた若者が、帰省や短期滞在をきっかけに、地域とのつながりを保ち続けられる仕組みを整えている自治体もごさいます。交通費の支援や短期滞在プログラム、インターンシップなどを組み合わせることで、将来的なUターンや関係人口の拡大につなげる取り組みも進められています。こうした動きを踏まえると、若者の流出を単に人口減少と捉えるのではなく、与論ネットワークの拡大という視点で捉え直すこともできるのではないのでしょうか。アカデミー構想のように、「有限の出会いを無限の可能性へ」という発想のもと、与論に関わった人々とのつながりを広げていくことも1つの戦略になり得ると考えます。人口5,000人を下回った今こそ、住宅政策や教育環境、関係人口の拡大などを含めた戦略的まちづくりが必要であると考えます。ここまでで町長のお考えをお聞きしてもよろしいでしょうか。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 池田理恵議員、本当に貴重な御質問ありがとうございます。実際に現状もう5,000人を切っていますよね。確かに役場職員の今の数を見ても、なかなかこうマンパワーが足りないというか、おっしゃることは十分に理解していますが、課の編成等も考えたりはするのですが、例えば、総務企画を総務と企画を分けたり、じゃあ分けるだけでいいのかというと、なかなかそこに値する職員のマンパワーがちゃんとできていないと、課を分けただけではうまくいかないというところもあって。確かにいろいろなところの課で、やはりこども未来課で、その政策として住宅問題が出てくるわけですね、建設課と違ったまた町民生活課でもやはり住宅問題が出て、じゃあそれでその課ごとに住宅は全部できるかという、さっき専門的に言われて、なかなかそういう壁もあったりして越えてできないという、そこら辺は龍野課長がおっしゃったように、戦略会議を持ちながらできるということはできるというところやっていくというところで。今、鹿児島大学、そして清水建設との連携協定を結んだその中でアカデミー構想を打ち立てて「有限の出会いを無限の可能性へ」、またいろいろなイノベーションとか事業を起こしたり、そういうまた支援とかありますので、総合的に町も絡めて民間とも連携してやっていくというところが今のところ。やはり喫緊の課題は住なのですが、一気にそれが建設課だけでもずっとできないというところもありまして、また民間の住宅の経営とかそういう事業もやっていますし、圧迫にならないいろいろなバランスも必要です

ね、そういうところはもう総合的に考えてやっていかなければいけないかなと思っているところです。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） ありがとうございます。もう本当に一つ一つの政策を進めていくのに、まず企画立案をして、予算をどこから取って実行するというところに、どうしても年数がかかってしまう現状もあるので、やはりこの未来予測をしながら進めていくというところに、私自身もすごく難しさを感じているところです。そういったところをどのような考え方で戦略的にというので、ちょっと副町長にお伺いしたいのですが、取り組み方としては、例えば課をわざわざ設置をせず、担当を置いて定期的に情報共有はされているということではあったのですが、やはり包括的にされると意外とやはり、私もこの約2年いろいろ各課を回らせていただいて現状を聞かせていただく中で、結構隙間があるんですね。こことこの課がこう結んだら、この事業を進められるのではないかなというところが意外と私自身も見つけて、今までも一般質問でもしてきたつもりではあるのですが、こういった定期的な情報を共有する仕組みというのを整えるということで、特別な部署を新たに設置したり、あの人員を増やしたりすることなく進めることも可能ではないかと考えています。各課が現在取り組んでいることや挑戦したいことを、これが自分のところだけだと大変だとしても、何か協力的に意外なところでイノベーションを起こすというところを期待したものです。横断的な企画立案や予算の確保、事業の実行、さらには検証と改善までを一体的に進めることがしやすくなるのではないかと考えています。また、ほかの自治体においては、副町長や副市長のもとに企画部門、いわゆる戦略室や政策推進課などを設置して、トップマネジメントと横断的な調整機能を強化している事例も見られます。こうした体制、1つの可能性として各部署の取り組みを俯瞰に把握し、政策の優先順位の整理や迅速な意思決定、さらには限られた財源の効果的な活用につながっていくのではないかと考えています。職員の皆様に過度な負担をかけることなく、既存の取り組みをつなぎ合わせながら、より戦略的で効率的な政策推進を図ることが重要ではないかと考えています。そこで、本町においても横断的な企画調整機能などをどのようにまた強化していくのか、副町長の立場として、またいろいろ見えているところがあるかと思いますので、見解を教えてください。

○議長（沖野一雄議員） 山下副町長。

○副町長（山下哲博君） お答えいたします。ありがとうございます。

これまで議会の中でもたくさんの課題が指摘されて、特にその今おっしゃるような住宅問題、それから人口減少、そして子育て支援、高齢者対策とたくさんの課題

がある中で、それはそれぞれの部署において、課題解決に向けて事業計画を立てて実施していくのは、それぞれの課長、局長の責務であるとは考えています。各課長というのは、事業部門のプロとして現場の課題から施策の起案をし、年次計画を立てて予算を執行する責任者であり、これまでも横断を大事にしながら進めてきているところです。しかし、近い将来、早急に整備していく必要のある課題も山積みとなっています。島の抱える課題は複雑化するとともに、その社会の広範囲にわたって存在し、その対応は単独の担当課だけで完結できるものではなくなっているというふうに感じています。これらの課題解決は、やはり各課任せではなく、総務企画課内に強力な企画部門、いわゆる司令塔というものを置いて、横断的な調整を行って、国や県の新規事業の先読みだとか有利な補助金の検討、そして戦略的な確保に向けて国や県への要望を行いつつ、財政的な見通しを立ててもらい企画立案、そして総合調整を担う専門の担当職員を配置して、事業を計画的に進める体制を構築していく必要があるというふうに、今年度前からそういうふうに考えておりました。今後、組織の編成も含めながら、前向きに取り組んでまいりたいというふうに考えています。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） 非常に前向きな御答弁ありがとうございました。私自身もこのような状況に直面いたしまして、何ができるのか必死に考えているところですが、皆様が少しでもこの予算とかを取りやすいように、メニューの開発の要望に行ったりですとか、その支援の拡充でしたりとか、そういうところをしっかりと県や国に訴えていくように、自分の責務もまた全力で取り組んでいきたいと思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。私たちが、今日この時間をいただきまして議論で生じているのは、単なる予算の配分や目先の数字の議論ではございません。それは、長くから続く調和の精神や循環の知恵、そして我が島の誇りである誠とトウトウガナシの心をいかにして次世代へ、そして島外へつないでいくかという命の設計図づくりにほかなりません。今、私はこの住宅問題というところを1つの問題提起にいたしました。本当に島でさまざまな問題が、問題と言えば問題かもしれませんが、でも逆にそれを皆様のお力添えのもと、希望に変えられると、そういう人たちが、今この与論の地に住まわせていただけていると私は感じています。脳科学が証明するように、多感な時期にこの与論で味わう震えるような感動は、やがて彼らが親となったとき、この島を再び選び、子を育てたいと願う強力な心のアンカーとなります。私たちの戦略的なまちづくりというのは、今を生きる私たちのためではなく、数十年後の子育て世代の選択肢をつくり出している、その1つであると言えます。尊徳翁は説きました。「道徳なき経済は犯罪であり、経済なき道徳は寝言

である」と、島の誇りなき開発は、やがて島を疲弊させます。しかし、具体的な戦略を欠いた理念もまた町民を救うことはできません。だからこそ、私は本町が至誠を持って分度を定め、汗を流して勤労に励み、その成果を次世代へ推譲する。その報徳のサイクルを現代の関係人口戦略や学びの島の構想へと昇華させるときだと考えています。与論が抱える離島ゆえの課題は、そのまま日本各地が直面する課題の縮図とも言えます。本町がこの誠の精神に基づいた共存共栄のモデルを確立することは、単なる自治体の成功にとどまりません。与論に訪れる人がこの島の知恵に触れ、勇気を得て、自らの地域へ持ち帰る。そのとき、与論島は日本の全体の未来を照らす学びの島となり、誠の意味で地域貢献を果たすと考えています。君子、すなわち「君想い」の精神で私欲を抑えて公に尽くす。今、私たちが直面している人口減少や産業の過渡期という危機を、次世代があのとかが転換期だったと振り返る希望へと変える覚悟が私たちには問われています。先人たちが守り抜いてきたこの美しい海と誠の心を、より輝く形で未来へ手渡すために、本町が自立した輝く島として、日本を、そして世界を導く存在となるための挑戦を今ここから皆様とともに力強く踏み出していくことをお誓い申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。ミッシークトウトウガナシ。

○議長（沖野一雄議員） これで、1番、池田理恵議員の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

-----○-----

○議長（沖野一雄議員） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次は、3月12日本会議ですが、日程の都合により、特に午後3時に繰り下げて開くことにします。

定刻までに御参集を願います。

本日は、これで散会します。

-----○-----

散会 午後2時21分

# 令和8年第1回与論町議会定例会

第 3 日

令和8年3月12日

**令和 8 年第 1 回与論町議会定例会会議録**  
令和 8 年 3 月 1 2 日（木曜日）午後 2 時 5 6 分開議

1 議事日程（第 3 号）

開会の宣告

- 第 1 議案第 1 2 号 与論町子ども第三の居場所の設置及び管理に関する条例（総務厚生文教常任委員長報告）
- 第 2 議案第 1 9 号 令和 8 年度与論町一般会計予算
- 第 3 議案第 2 0 号 令和 8 年度与論町国民健康保険特別会計予算
- 第 4 議案第 2 1 号 令和 8 年度与論町介護保険特別会計予算
- 第 5 議案第 2 2 号 令和 8 年度与論町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 6 議案第 2 3 号 令和 8 年度与論町と畜場特別会計予算
- 第 7 議案第 2 4 号 令和 8 年度与論町水道事業会計予算
- 第 8 議案第 2 5 号 令和 8 年度与論町下水道事業会計予算
- 第 9 議案第 2 7 号 与論町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
- 第 10 議案第 2 8 号 与論町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 11 議案第 2 9 号 令和 7 年度与論町一般会計補正予算（第 1 1 号）
- 第 12 議案第 3 0 号 与論町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 第 13 議案第 3 1 号 与論町防災関連施設整備事業（砂美地来館屋根防水塗装改修工事）に係る建設工事請負変更契約の締結について
- 第 14 陳情第 1 号 高齢者・障害者等弱者の生活困難を防ぐための段ボール及び粗大ごみ回収体制の新設・改善に関する陳情（環境経済建設常任委員長報告）
- 第 15 発議第 1 号 町長の専決事項の指定について（高田豊繁議員ほか 2 人提出）
- 第 16 所管事務調査報告（総務厚生文教常任委員長）
- 第 17 所管事務調査報告（環境経済建設常任委員長）
- 第 18 議員派遣の件
- 第 19 閉会中の継続審査・調査について  
総務厚生文教常任委員会、環境経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会

2 出席議員（10 人）

1 番 池 田 理 恵 議員

2 番 川 内 恵 司 議員

3番 吉田 勉 議員	4番 吉田 剛 議員
5番 原 栄徳 議員	6番 遠山 勝也 議員
7番 高田 豊繁 議員	8番 大田 英勝 議員
9番 林 敏治 議員	10番 沖野 一雄 議員

3 欠席議員 (0人)                      欠員 (0人)

4 地方自治法第121条による出席者 (20人)

町 長 田畑 克夫 君	副町長 山下 哲博 君
教育長 中山 義和 君	総務企画課長 龍野 勝志 君
会計管理者兼会計課長 柳田 庫呂 君	税務課長 坂元 守 君
こども未来課長 光 俊樹 君	町民生活課長 山下 高明 君
健康長寿課長 山下 真紀 君	産業課長 堀田 哲也 君
耕地課長 喜村 一隆 君	商工観光課長 麓 誘市郎 君
建設課長 裾分 望嗣 君	水道課長 富永 淳 君
環境課長 大馬 福德 君	教育委員会事務局長兼学務課長 竹村 栄作 君
生涯学習課長 松村 誠司 君	与論こども園長 吉田 朋子 君
茶花こども園長 川北 英代 君	児童発達支援センター所長 池田 いつみ 君

5 議会事務局職員出席者 (2人)

事務局長 林 健太郎 君	書記 谷山 智美 君
--------------	------------

開議 午後2時56分

-----○-----

○議長（沖野一雄議員） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 議案第12号 与論町子ども第三の居場所の設置及び管理に関する条例  
(総務厚生文教常任委員長報告)

○議長（沖野一雄議員） 日程第1、議案第12号「与論町子ども第三の居場所の設置及び管理に関する条例」を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） 委員長報告。総務厚生文教常任委員会。

ただいま議題となり、当委員会に付託されました「議案第12号、与論町子ども第三の居場所の設置及び管理に関する条例」の審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月6日金曜日午前10時から全委員の出席のもと、こども未来課光課長及び福永補佐をお呼びし、役場庁舎2階会議室で審査いたしました。

審査において、子ども第三の居場所（通称よろんPOMセンター）の設置目的や、利用が想定される児童生徒の抱える問題について説明がなされました。またスタッフ育成や運営の課題については、知見のある島内人材の活用、先進地である沖永良部島の施設との連携などで、より良い効果が生まれるのではとの意見も出され、こども未来課長からも前向きな姿勢も見られました。

今後、「こどもまんなか社会」実現のために本町が取り組む課題は山積してはいますが、「よろんPOMセンター」は町内でも初の取り組みであり、かつ重要な位置付けと認識するに至りました。

その後、採決を行い、本案は子育て支援に資する重要な取り組みであり、全会一致で原案可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託された議案の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（沖野一雄議員） 総務厚生文教常任委員長の報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第12号、与論町子ども第三の居場所の設置及び管理に関する条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第12号、与論町子ども第三の居場所の設置及び管理に関する条例は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（沖野一雄議員） 起立多数です。

したがって、議案第12号、与論町子ども第三の居場所の設置及び管理に関する条例は、委員長報告のとおり原案可決されました。

-----○-----

日程第2 議案第19号 令和8年度与論町一般会計予算

日程第3 議案第20号 令和8年度与論町国民健康保険特別会計予算

日程第4 議案第21号 令和8年度与論町介護保険特別会計予算

日程第5 議案第22号 令和8年度与論町後期高齢者医療特別会計予算

日程第6 議案第23号 令和8年度与論町と畜場特別会計予算

日程第7 議案第24号 令和8年度与論町水道事業会計予算

日程第8 議案第25号 令和8年度与論町下水道事業会計予算

○議長（沖野一雄議員） 日程第2、議案第19号「令和8年度与論町一般会計予算」

から、日程第8、議案第25号「令和8年度与論町下水道事業会計予算」までの7件を一括議題とします。

予算審査特別委員会の審査の結果は、お手元に配りました委員会審査報告書のとおりです。

お諮りします。予算審査特別委員長の報告は、会議規則第41条第3項の規定によって、省略することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員長報告は、省略することに決定しました。

これから、議案第19号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第19号、令和8年度与論町一般会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。議案第19号、令和8年度与論町一般会計予算は、委員会の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（沖野一雄議員） 起立多数です。

したがって、議案第19号、令和8年度与論町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第20号、令和8年度与論町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第20号は、委員会の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号、令和8年度与論町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第21号、令和8年度与論町介護保険特別会計予算を採決します。本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第21号は、委員会の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号、令和8年度与論町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第22号、令和8年度与論町後期高齢者医療特別会計予算を採決

します。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第22号は、委員会の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号、令和8年度与論町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第23号、令和8年度与論町と畜場特別会計予算を採決します。本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第23号は、委員会の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号、令和8年度与論町と畜場特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第24号、令和8年度与論町水道事業会計予算を採決します。本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第24号は、委員会の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号、令和8年度与論町水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第25号、令和8年度与論町下水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第25号は、委員会の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号、令和8年度与論町下水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第9 議案第27号 与論町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

○議長（沖野一雄議員） 日程第9、議案第27号「与論町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第27号、与論町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の提案理由を申し上げます。

乳児等通園支援事業は、令和5年6月、国の「こども未来戦略方針」において、全ての子育て家庭を対象とした支援の拡充として、「こども誰でも通園制度」の名称で創設されました。

令和8年度からは子ども・子育て支援法に基づく給付事業として全国的に全ての自治体で実施されます。

本条例は、事業を実施する事業者が行うべき運営上の基準について、国の「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準」に基づき、市町村が条例で定める必要があることから、本条例を制定するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第27号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第27号、与論町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号、与論町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第10 議案第28号 与論町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（沖野一雄議員） 日程第10、議案第28号「与論町介護保険条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（田畑克夫君） 議案第28号、与論町介護保険条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

この改正は、令和7年度税制改正により給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられたことに伴い、介護保険の第1号被保険者の保険料算定に影響が生じる可能性があることから、第9期介護保険事業計画期間中における一時的な保険料収入不足を防ぐため、所要の特例措置を講ずるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第28号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第28号、与論町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号、与論町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第11 議案第29号 令和7年度与論町一般会計補正予算（第11号）

○議長（沖野一雄議員） 日程第11、議案第29号「令和7年度与論町一般会計補正予算（第11号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（田畑克夫君） 議案第29号、令和7年度与論町一般会計補正予算（第11号）について提案理由を申し上げます。

歳入の主なものとしまして、ヨロン島サンゴ礁基金繰入金2018万2000円を減額しています。

次に歳出の主なものとしまして、ふるさと納税推進費1000万円などを減額しています。

歳入歳出予算にそれぞれ1880万7000円を減額し、一般会計予算総額64億9374万7000円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第29号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第29号、令和7年度与論町一般会計補正予算（第11号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号、令和7年度与論町一般会計補正予算（第11号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第12 議案第30号 与論町過疎地域持続的発展計画の策定について

○議長（沖野一雄議員） 日程第12、議案第30号「与論町過疎地域持続的発展計画の策定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○町長（田畑克夫君） 議案第30号、与論町過疎地域持続的発展計画の策定について提案理由を申し上げます。

本計画は、過疎対策事業債の適用要件となる現行の「過疎地域持続的発展計画」が本年3月末をもって期限切れとなることから、新たに本年4月より適用となる「過疎地域持続的発展計画」を策定するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第30号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第30号、与論町過疎地域持続的発展計画の策定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。本件は、可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（沖野一雄議員） 起立多数です。

したがって、議案第30号、与論町過疎地域持続的発展計画の策定については可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第31号 与論町防災関連施設整備事業（砂美地来館屋根防水塗装改修工事）に係る建設工事請負変更契約の締結について

○議長（沖野一雄議員） 日程第13、議案第31号「与論町防災関連施設整備事業（砂美地来館屋根防水塗装改修工事）に係る建設工事請負変更契約の締結について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○町長（田畑克夫君） 議案第31号、与論町防災関連施設整備事業（砂美地来館屋根防水塗装改修工事）に係る建設工事請負変更契約の締結について提案理由を申し上げます。

与論町防災関連施設整備事業（砂美地来館屋根防水塗装改修工事）について、工事請負者、株式会社ムトウ、代表取締役武東愛一郎との建設工事請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第18号）第2条に基づき、議会の議決を求めるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第31号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第31号、与論町防災関連施設整備事業（砂美地来館屋根防水塗装改修工事）に係る建設工事請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号、与論町防災関連施設整備事業（砂美地来館屋根防水塗装改修工事）に係る建設工事請負変更契約の締結については可決されました。

-----○-----

日程第14 陳情第1号 高齢者・障害者等弱者の生活困難を防ぐための段ボール及び粗大ごみ回収体制の新設・改善に関する陳情（環境経済建設常任委員長報告）

○議長（沖野一雄議員） 日程第14、陳情第1号「高齢者・障害者等弱者の生活困難を防ぐための段ボール及び粗大ごみ回収体制の新設・改善に関する陳情」を議題とします。

環境経済建設常任委員長の報告を求めます。

5番、原栄徳議員。

○5番（原 栄徳議員） 委員長報告。環境経済建設常任委員会。

ただいま議題となりました、当委員会に付託されました「陳情第1号、高齢者・障害者等弱者の生活困難を防ぐための段ボール及び粗大ごみ回収体制の新設・改善に関する陳情」の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

当委員会は、3月5日木曜日午後4時から、全委員出席のもと、役場庁舎2階委員会室において審査いたしました。

本陳情は、自力でごみを運搬することが困難で、住環境の悪化を招いている高齢

者や障害者等の現状を踏まえ、段ボール及び粗大ごみの個別回収体制の新設を求めるものです。

審査に際し、環境課長、健康長寿課長及び担当職員をお呼びし、実情の聞き取りをしたところ、「現在、町内のごみ収集所は330カ所に設置されており、現行の人員体制では戸別回収等の新設に対応することは極めて困難である。また、粗大ごみについては自己搬入を原則としている」との答弁がありました。

委員会での審査過程においては、大型のごみを運搬できない社会的弱者が自宅にごみをため込んでしまうことは、衛生面や健康被害のリスクや福祉的観点からも看過できない切実な問題であるとの認識が示されました。

しかしながら、即時の体制新設は現行の行財政運営上、課題が多いことから、本陳情については不採択とすべきものと決しました。

ただし、委員からは「現行制度で対応しきれない世帯が存在することは事実であり、放置してよい問題ではない。行政や民間業者、地域による共助の仕組みづくりなど、回収体制の改善に向けて引き続き検討していく余地がある」との意見が添えられたことを申し添えます。

採決の結果、陳情第1号は全会一致をもって、不採択とすべきものと決定しました。

以上、当委員会に付託された陳情第1号の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（沖野一雄議員） 環境経済建設常任委員長報告を終わります。

環境経済建設常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 質疑なしと認めます。これで、環境経済建設常任委員長報告に対する質疑を終わります。

これから、陳情第1号、高齢者・障害者等弱者の生活困難を防ぐための段ボール及び粗大ごみ回収体制の新設・改善に関する陳情について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、陳情第1号、高齢者・障害者等弱者の生活困難を防ぐための段ボール及び粗大ごみ回収体制の新設・改善に関する陳情を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この陳情に対する委員長報告は、「不採択」です。

陳情第1号、高齢者・障害者等弱者の生活困難を防ぐための段ボール及び粗大ご

み回収体制の新設・改善に関する陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（沖野一雄議員） 起立少数です。

したがって、陳情第1号、高齢者・障害者等弱者の生活困難を防ぐための段ボール及び粗大ごみ回収体制の新設・改善に関する陳情は、不採択することに決定しました。

-----○-----

日程第15 発議第1号 町長の専決事項の指定について（高田豊繁議員ほか2人提出）

○議長（沖野一雄議員） 日程第15、発議第1号「町長の専決事項の指定について」を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） 発議第1号。提出者、与論町議会議員、高田豊繁。賛成者、与論町議会議員、原栄徳。同じく与論町議会議員、大田英勝。

町長の専決事項の指定についてを、別紙のとおり与論町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提出理由を申し上げます。

本案は、従来指定されていた事項について見直しを行い、本来議会の権限に属する事項について再整理の上、組織改編等により廃止若しくは再編成された組織があることや、迅速な対応を行うことにより円滑かつ能率的な行政運営を図ることが適当であることから、地方自治法第180条第1項の規定により、町長が専決処分することができる事項として新たに指定するものです。

よろしく御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

○議長（沖野一雄議員） 趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。発議第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、発議第1号、町長の専決事項の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号、町長の専決事項の指定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第16 所管事務調査報告（総務厚生文教常任委員長）

○議長（沖野一雄議員） 日程第16、所管事務調査報告を議題とします。

総務厚生文教常任委員会の調査の経過と結果について報告したいとの申出があります。

お諮りします。本件は申出のとおり報告を受けることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、総務厚生文教常任委員会の調査の経過と結果について報告を受けることに決定しました。

総務厚生文教常任委員長の発言を許します。

7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） 所管事務調査報告。総務厚生文教常任委員会。

総務厚生文教常任委員会の所管事務調査について御報告申し上げます。

当委員会では、昨年11月の各こども園訪問で把握した課題と解決策について調査を重ねていますが、今回こども園の一元化に向けて参考となる施設が宮崎県日南市にあるということで、こども未来課長、茶花こども園長及び与論こども園長とともに訪問し意見交換会を行いました。あわせて、環境を取り巻く諸課題について、児童生徒への教育の必要性や持続的社會への取り組みのため、鹿児島市環境未来館を訪れましたので、その調査内容について御報告申し上げます。

1月21日水曜日午前10時から12時30分まで、宮崎県日南市にある「にじ色の海こども園」を訪問しました。園では、玄関に訪問を歓迎するウェルカムボードの設置があり、心のこもったお迎えをいただきました。この園の特徴は、太平洋に面し、海の近くという立地を活かした水族館の設置や、園舎全体を船と見立てた

楽しいつくりになっているところです。お迎えの後、玄関に入るとまず目に入るのが、マーメイドと名付けられた手づくりの大きな水槽群、生き物にタッチのできるプールです。海水魚と淡水魚それぞれが分けられた2つの水槽のほかにも小さな水槽が配置されており、海に対する想いがよく伝わるつくりとなっています。しばらく見学した後、この園の基本理念をつくり上げた理事長の伊豆元精一氏から、設立時の経緯を伺いました。伊豆元理事長はもともと海が大好きな方で、生まれ育った日南の海をベースにした保育をしたいとかねてからの思いを持っておりました。当時日南市では市町村合併の影響の中、既存の公立こども園の民営化の動きがあり、日南市の方からから理事長に相談がありました。地元の南郷地域の住民から存続を望む声もあり、子供が少なくなり衰退していく地元を何とかしたい、大好きな海の近くで子供を育てたい、色とりどりの個性の子供たちがこの地を離れた後また帰って来たい、離れていても地元を大事にしてほしい、そういう気持ちを持ってもらいたいとの思いで運営を引き受けたとのことでした。

設立経緯の説明の後、施設案内に移りました。日南市の方から引き受けた旧園舎部分では、病児病後児保育室を新たに設け、ニーズに沿った対応を取っています。隣には新園舎を平成27年に建設しており、ここは理事長の海への思いが存分に活かされた施設で、ほとんどのクラスが新園舎で活動しています。全体を船に見立て、船首部分に園庭や太平洋が見渡せるパノラマ展望室を設け、日当たりも良い空間となっています。屋上部分は津波から避難できるようになっており、地域の方も利用できるよう、近くの信用金庫と連携した避難訓練を実施しています。

施設説明の後、意見交換会を行いました。その内容を以下に紹介します。スタッフのやりくりについては、どこの園も共通の悩みですが、にじ色の海こども園では、病児病後児保育のスタッフも時間の都合がつけばサポートにまわるなど、園全体の総力戦で乗り切っています。また、みなし保育制度というのがあり、宮崎県は本格導入していますが、看護師や幼稚園教諭、子育て支援員等有資格者のうち、みなし保育の研修を受講された方をある程度配置できる制度があります。保護者で協力いただけそうな方を園側で声かけし、研修受講後に配置しています。決められた時間帯の配置が多く、例えば、朝夕の送り迎えの混雑時などに配置しています。鹿児島市のこども園でも導入の動きが見られており、今後の進展が期待されます。その他職員研修については、限られた時間の中で必要な研修や海外研修も実施し、園のあるべき姿について勉強しています。職員の勤務体制についても、原則勤務時間内で終われるよう制作物の工夫や、職員同士横の連携も図りながら進めています。以上、理事長や園長の熱い思いをお聞きしながら、現場の苦労も共有した充実した施設訪問でした。

その後、鹿児島市に移動し、鹿児島環境未来館への訪問を行いました。鹿児島環境未来館では、環境についての理解を深め、日常生活や事業活動において自発的に保全活動を実践するとともに、その活動を児童生徒の教育内容への展開可能性を調査しました。訪問に際し、永重事務局長及び小城係長による未来館の説明を受け、その後、事業推進員の石川氏が各展示案内をしてくださいました。展示内容は「緑の大地」・「自然との共生」をテーマに構成され、地球温暖化やヒートアイランド現象の説明と自然の恵みを最大限に活用し、私たちができることを例示しておりました。

特に、日常生活から出るCO<sub>2</sub>を計算できるメーターや、地球上のCO<sub>2</sub>濃度の変遷をCGで表示するなど、直感的かつ理論的に展開の上、では、我々ができることは何かを問いかけてくるところです。ごみの分別の大切さは普段から認知していますが、分別の結果がどのように影響を与えるかを直感的に説明しています。これから成長していく子供たちに、住みよい地球を残すための行動変容の仕掛けの重要性を再認識しました。こちらは鹿児島市の施設ではありますが、可能であれば統合一元化後のこども園の環境教育プログラムへの横展開も検討したいと考えます。

以上、各施設を訪問し、調査した結果を申し上げましたが、今後も町立こども園の一元化に向けてはさまざまな課題が出てくると思われれます。当委員も引き続き調査・研究を進めてまいります。

このたびの所管事務調査依頼に対し、にじ色の海こども園の皆様、鹿児島環境未来館の皆様の温かい御対応と実りある調査及び意見交換が行えたこと、関係者の皆様に感謝申し上げ、総務厚生文教常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

○議長（沖野一雄議員） 総務厚生文教常任委員長の発言を終わります。

-----○-----

#### 日程第17 所管事務調査報告（環境経済建設常任委員長）

○議長（沖野一雄議員） 日程第17、所管事務調査報告を議題とします。

環境経済建設常任委員会の調査の経過と結果について報告したいとの申出があります。

お諮りします。本件は申出のとおり報告を受けることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、環境経済建設常任委員会の調査の経過と結果について報告を受けることに決定しました。

環境経済建設常任委員長の発言を許します。

5番、原栄徳議員。

○5番（原 栄徳議員） 所管事務調査報告を行います。環境経済建設常任委員会。  
環境経済建設常任委員会の所管事務調査について御報告を申し上げます。

#### 1、調査の目的

本町の基幹産業である農業の持続的な発展に向け、環境経済建設常任委員会におきましては、深刻化する農業者人材不足・農業者後継者の育成及び農業の振興、さらには赤土流出防止等の環境保全対策が喫緊の課題と認識しています。本委員会では、これらの課題解決のための先進地視察を行う必要があると考え、所管事務調査として「農業後継者の確保・育成」、「赤土流出防止等の環境保全対策」、「熱帯果樹振興」を軸に先進地である沖縄県の各施設・農園等へ視察調査を行うこととしました。

#### 2、調査の概要

環境経済建設常任委員5人、産業課竹本課長補佐、議会事務局職員1人で、令和8年2月3日から令和8年2月6日までの3泊4日に調査を行ってまいりました。

2月4日午前10時、宜野座村農業後継者育成センターにて宜野座村役場農林水産課職員3人による説明・意見交換を行い、その後、施設視察を行いました。宜野座村では、さとうきびが基幹産業で基盤整備が進む中、所得の伸びや借入増大など経営の難しさがあり、農業後継者の育成を目的に26年前に宜野座村農業後継者等育成センター開設（村運営）、これまでに60人から70人の研修生を輩出されておりました。研修生は、地元出身者や移住者の双方がおり、研修生への給付体制は、国費を活用した2年間の研修中、年150万円、卒業後3年、年給付150万円、卒業後5年間利用可能なリースハウス制度の整備など、新規就農者の初期投資負担を軽減する実効性の高い仕組みが構築されており、支援体制は、普及センター職員1人、JA職員3人、農村農家2人が指導を行い、2カ月に1回「指導班会議」で課題等を共有しておりました。栽培の主となっているイチゴ栽培の反収は1,000万円の収入が示されているが、技術難易度が高く、成功すれば高収入だが成績不振の農家もおり、技術・姿勢の差が課題となっているが、栽培者は当センター卒業生が中心に従事し、イチゴの食べ放題などの観光農業は、予約が取りづらくインバウンド需要の取り込みに成功しており、観光農業としての高い市場競争力が示されておりました。

その後、宜野座村堆肥センター、宜野座村エコ野菜栽培所の視察、道の駅「ぎのぞ」の市場調査を行いました。

午後2時、恩納村役場にて恩納村議会事務局長、農林水産課職員3人による説明・意見交換を行いました。恩納村は、農産物収入5億3317万1000円、漁業収入3億8696万9000円が農林水産の主要産業で、観光業においては宿泊施設数310軒（県内4位）、沖縄県全体収益2300億円のうち、観光客収容人数2万93人（県内2位）を誇る村で、平成29年度に「恩納村赤土等流出防止対策協議会」を発足し、翌年度に「サンゴの村宣言」を行い、村民、事業者、行政が一体となってサンゴの保全・再生活動に取り組んでおり、非常に意識の高い組織づくりが構成されていました。恩納村では、村民の赤土等流出防止対策が盛んに行われており、①グリーンベルト（ベチパー植栽）、削減効果約50%、②緑肥カバークロープ、削減効果約54%、③葉ガラ・草木チップマルチング、削減効果90%、④プラソイラー削減効果率19%を使った取り組みなどがされており、その中でも削減効果の高いグリーンベルト（ベチパー植栽）について、詳細に説明・現場視察調査を行いました。ベチパーは、沖縄県が推奨する赤土等防止対策で、恩納村は協議会費（県費）を活用し植栽を行っており、年4回程度刈り取り、刈り取り後の活用は、しめ縄や小物などクラフト商品や表土へのマルチング、また今後農業用資材へ活用できないか検証を行っているとのことでした。ベチパー植栽は、他の対策（緑肥、マルチング）と組み合わせることで、さらに高い防護壁となり、本町においても流出抑制効果が極めて高く、導入に向けた具体的な検討に値するものと思料します。

2月5日午前9時30分、熱帯果樹農園等を視察、その中でも全国的に有名な金城農園は、多品目の亜熱帯果樹が栽培されており、増殖方法や選定、接ぎ木管理等についても説明を受けました。果樹生産農家の大半は現役を引退された方々で、収益については果実より苗木が主であるとのことでありました。

その後、JAグループ（株）サザンプラントで、職員1人による施設案内・事業説明を受けました。JAグループ（株）サザンプラントでは、冷暖房を備えたビニールハウス内で野菜や果樹を徹底した湿度・温度管理を行い、病害虫に強く、生育の揃った高品質な育苗や接ぎ木苗を供給しており、沖縄県内のニガウリ生産者の苗はほぼ出荷しているとのことでした。また、ハーベスタの刈り取りで生えなくなった箇所への補植用のさとうきびも育苗しているとのことでありました。農業経営の安定を図る上で、農家との歩み寄りも非常に大切にしていると説明を受けました。

### 3、まとめ

農業後継者の確保・育成について、宜野座村の農業後継者等育成センターは、

単なる技術指導の場ではなく、「生活を営むプロ農家」を育てる拠点として機能し、国費を活用した手厚い給付金に加え、卒業後のリースハウス制度により初期投資のハードルを大幅に下げる工夫がなされており、リスクを抑えて稼げる仕組みづくりを構築していました。また、宜野座村のイチゴ栽培のような高収益が可能な品目を町として指定し、集中的に支援することも必要であると考えます。本町での単独施設運営は財政的に厳しいが、県・J A・地元農家が連携した多角的なフォローアップ体制は、既存の枠組みの中でも強化すべき重要な要素であると思われま

次に、赤土流出防止等の環境保全対策について、恩納村の「サンゴの村宣言」に見られるように、農業・水産・観光を切り離さず、「海を守ることが村の経済を守ること」という強い共通認識が組織の基盤となっており、削減効果の高いベチパーの植栽や他の対策を官民一体となって積極的に取り組んでおりました。対策効果は大きく、期待できるものでありました。本町においても、ベチパー等の植栽が可能か、産業課・耕地課・商工観光課と連携し、管理体制を含めた具体的な検討を進めるべきであると思われま

最後に、J Aグループ（株）サザンプラントや金城農園、農園各所の視察により、多品目の亜熱帯果樹における増殖方法、選定、接ぎ木管理など、高度な専門技術を視察することができました。しかし、生産農家の多くは、高齢化・担い手不足等という課題を抱え、収益の柱は果実販売よりも苗木の販売に置かれているという実態も確認いたしました。加工品・特産品の限られている本町では、土や環境に適し市場のニーズに見合った果樹を選定する必要があり、普及・推奨における課題はあるものの、果実販売のみならず苗木供給による多角的な収益の可能性も視野に入れることが必要だと思われま

本町単独での施設設置・設備投資等は財政的に厳しいと思われま

すが、奄美群島振興交付金の活用や県・J Aと連携し、農家への支援体制の整備が必要であると考えま

このたびの所管事務調査依頼に対し、宜野座村役場、恩納村役場、J Aグループ（株）サザンプラント、金城農園、関係各所の皆様の温かい御対応と大変有意義な調査及び意見交換が行えたこと、関係者の皆様に感謝申し上げ、環境経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（沖野一雄議員） 環境経済建設常任委員長の発言を終わります。

-----○-----

日程第 18 議員派遣の件

○議長（沖野一雄議員） 日程第 18、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり、派遣することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第19 閉会中の継続審査・調査について

○議長（沖野一雄議員） 日程第19、閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

総務厚生文教・環境経済建設・広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（沖野一雄議員） これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和8年第1回与論町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後3時54分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 沖野 一雄

与論町議会議員 川内 恵司

与論町議会議員 原 栄徳